

障害者福祉の しおり



相談窓口



手帳



障害者総合支援法と
児童福祉法



手当・年金



医療



日常生活の支援



情報の支援



税の軽減



各種割引・料金の減免



交流・社会参加



余暇・学習



教育・保育



就労



住宅



自動車



活動の場・
働く場のご案内



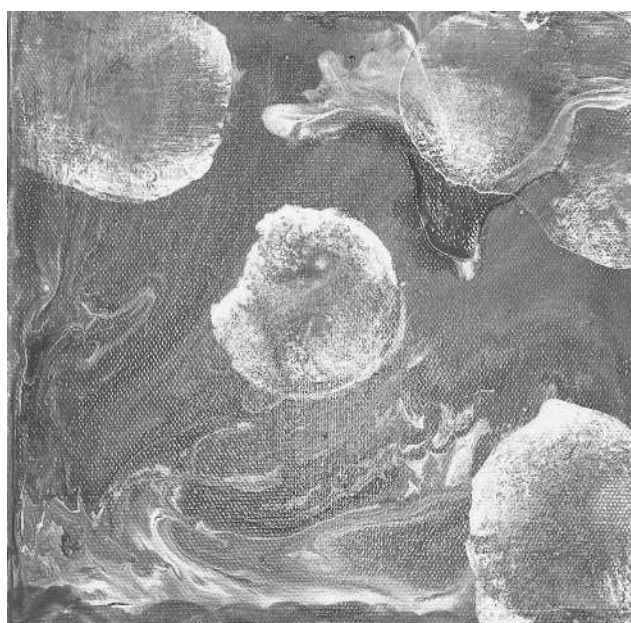
令和6年(2024年)10月
練馬区



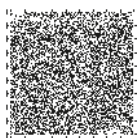
表紙の作品



大泉学園町福祉園
「たいががいる」



大泉特別支援学校
「海とクラゲ」



しおりの^{りよう}ご利用にあたって

■ 構成について

このしおりでは、障害者に関するさまざまな福祉施策・サービスを内容ごとに16の項目に分けて紹介しています。原則として、令和6年10月1日現在の内容で作成しておりますが、法律の改正等により、各種制度や内容について変更が生じることがあります。

16項目

相談窓口、手帳、障害者総合支援法と児童福祉法、手当・年金、医療、日常生活の支援、情報の支援、税の軽減、各種割引・料金の減免、交流・社会参加、余暇・学習、教育・保育、就労、住宅、自動車、活動の場・働く場のご案内

■ 探し方

目次を利用する

2から4ページの目次では、各情報のタイトルで探すことができます。

早見表を利用する

168から175ページの早見表では、主に区に窓口のある事業について、手帳の等級などにより対象となっているサービスを探すことができます。●印はおおむね全てが対象、▲印は一部のみが対象、■印は障害者控除の要件を満たす場合のみ対象となっていることを表します。必ず、本文と併せてご利用ください。

キーワード検索を利用する

176ページのキーワード検索では、主なキーワード（50音順）を基に、該当するページを探すことができます。

インデックスを利用する

各項目のページの端には項目ごとの絵が印刷されていますが、これは、表紙に印刷されたインデックスの位置と同じ位置になっています。これを利用して該当の項目を探すことができます。

■ 音声コードについて

各ページの角の位置に印刷された模様は、「音声コード」といいます。スマートフォン用音声コードリーダーアプリ「Uni-Voice」（iOS／Android版）および、視覚障害者向けアプリ「Uni-Voice Blind」（iOS／Android版）で読み取ることで、音声コードに格納された文字情報を音声で読み上げると同時に、テキストが画面表示されます。また、視覚障害者用活字文書読み上げ装置でも読み上げることができます。なお、模様の印刷された部分には、位置を分かりやすくするために、ページの端に切りかきを付けてあります。

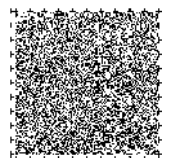
視覚障害の方、高齢のために細かい字が読みづらい方は、ぜひご利用ください。なお、視覚障害者用活字文書読み上げ装置は「障害者総合支援法」の日常生活用具の給付種目（→63ページ）にもなっており、障害状況により給付の対象となる場合があります。

このしおりに関するご意見・お問い合わせ

練馬区 福祉部 障害者施策推進課

電話 03-5984-4598

FAX 03-5984-1215



もくじ 目次

しおりのご利用にあたって・・・・・・・・・・	1
避難行動要支援者名簿への登録・	
個別避難計画の作成・・・・・・・・・・	5

相談窓口

総合福祉事務所・・・・・・・・・・	9
保健相談所・・・・・・・・・・	10
中村橋福祉ケアセンター	
（心身障害者福祉センター）・・・・・・・・	11
こども発達支援センター・・・・・・・・	11
障害者地域生活支援センター・・・・・・・・	12
ヘルプマーク 車いす使用者用駐車施設・・・・・・・・	14
障害者に関するマークについて・・・・・・・・	15
障害者虐待の相談窓口・・・・・・・・	16
障害者差別の相談窓口・・・・・・・・	17
障害者相談員・・・・・・・・	18
民生・児童委員・・・・・・・・	19
東京都心身障害者福祉センター・・・・・・・・	19
東京都練馬児童相談所・・・・・・・・	20
東京都発達障害者支援センター・・・・・・・・	20
聴覚障害者の各種相談・・・・・・・・	21
聴覚障害者相談支援事業・・・・・・・・	22
手をつなぐあんしん相談・・・・・・・・	22
精神保健福祉相談・・・・・・・・	23
福祉相談（ピアカウンセリング）・・・・・・・・	23
練馬区社会福祉協議会・・・・・・・・	24
難聴児・言語障害児の早期教育・相談・・・・・・・・	24
保健福祉サービス苦情調整委員・・・・・・・・	25
相談内容ごとの主な相談窓口・・・・・・・・	26

手帳

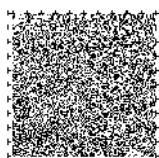
身体障害者手帳・・・・・・・・	27
身体障害者手帳取得のための診断書料の助成・・	28
愛の手帳・・・・・・・・	28
精神障害者保健福祉手帳・・・・・・・・	29
身体障害者障害程度等級表・・・・・・・・	30

障害者総合支援法と児童福祉法

障害者総合支援法の体系・・・・・・・・	38
介護給付・訓練等給付の内容・対象者・・・・・・・・	39
（居宅介護、生活介護、就労継続支援など）	
地域生活支援拠点・・・・・・・・	45
申請から利用までの流れ（障害者の場合）・・	46
児童福祉法に基づくサービス・・・・・・・・	48
（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）	
申請から利用までの流れ（障害児の場合）・・	49
相談支援事業・・・・・・・・	49
基幹相談支援センター・・・・・・・・	49
利用者負担・・・・・・・・	51
ホームヘルプとショートステイ・・・・・・・・	54
補装具費の支給・・・・・・・・	55
自立支援医療・・・・・・・・	56
地域生活支援事業・・・・・・・・	59
（相談支援、移動支援、意思疎通支援、地域活動支援センター、日常生活用具の給付など）	
自立支援給付費等と関連する事業・・・・・・・・	69
障害者総合支援法によるサービスをご利用になっている40歳以上の方へ・・・・・・・・	70

手当・年金

特別障害者手当（国制度）・・・・・・・・	72
障害児福祉手当（国制度）・・・・・・・・	73
経過の福祉手当（国制度）・・・・・・・・	73
重度心身障害者手当（都制度）・・・・・・・・	74
心身障害者福祉手当（区制度）・・・・・・・・	74
児童育成手当―障害手当―・・・・・・・・	75
児童育成手当―育成手当―・・・・・・・・	75
特別児童扶養手当・・・・・・・・	76
児童扶養手当・・・・・・・・	77
児童扶養手当法施行令	
（別表第1）（別表第2）・・・・・・・・	78
特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	
（別表第3）・・・・・・・・	79
障害基礎年金（国民年金）・・・・・・・・	80
特別障害給付金・・・・・・・・	81
障害厚生年金（厚生年金）・・・・・・・・	81
心身障害者扶養共済・・・・・・・・	82
国民年金法障害等級表・・・・・・・・	82
年金・手当等の給付額および所得制限基準額・・	84



医療

心身障害者医療費助成（マル障）	85
小児慢性特定疾病医療費助成	85
難病医療費助成	85
小児精神病医療費の助成（入院医療費）	89
特殊医療費の助成	89
入院資金の貸付	89
ひとり親家庭等医療費助成	90
原爆被爆者見舞金	90
心身障害者（児）医療機関	91
練馬つつじ歯科診療所	92

日常生活の支援

タクシー券（福祉タクシー）	93
リフト付福祉タクシー	93
心身障害者（児）紙おむつの支給	94
心身障害者（児）出張調髪	94
身体障害者補助犬の給付	94
在宅重症心身障害児（者）等訪問事業	95
車いす・介護用ベッドの貸し出し	96
資金の援助（生活福祉資金の貸付）	98
ごみの戸別訪問収集	99
視覚障害者用具の販売あっせん	99
聴覚・言語障害者のための緊急通報	100
権利擁護センター ほっとサポートねりま	101

情報の支援

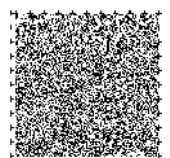
ねりま区報・わたしの便利帳 （点字版・デジ版）	103
点字シール付き封筒の利用登録	103
区議会だより（点字版・デジ版）	
区議会のしおり	103
広報東京都（点字版・テープ版・デジ版）	104
都議会だより（点字版・テープ版・デジ版）	104
刊行物作成配布事業（点字版・音声版）	104
区立図書館	105
点字図書館	106
希望点訳・録音図書・テキストデータの製作	106
視覚障害者用図書レファレンスサービス	106
視覚障害者日常生活情報点訳等サービス	107
点字による即時情報ネットワーク事業 （点字JBニュース）	107

税の軽減

所得税（障害者控除）	108
住民税（障害者控除）	109
個人事業税	109
自動車税（種別割・環境性能割）	
軽自動車税（種別割・環境性能割）	110
少額貯蓄の利子等の非課税	111
関税の免除	112
相続税（障害者控除）	112
贈与税一特定障害者扶養信託契約に 基づく信託受益権一	112

各種割引・料金の減免

JR線旅客運賃	113
私鉄旅客運賃	113
都営交通無料乗車券	114
民営バスの割引	114
タクシー	115
有料道路通行料	115
航空旅客運賃	115
フェリー旅客運賃	116
ねりまタウンサイクル（貸し自転車）の 定期利用料金	116
公営有料自転車駐車場の定期利用料金	116
水道・下水道料金	117
NHK放送受信料（証明書の交付）	117
郵便はがきの無料配布（青い鳥郵便はがき）	117
郵便料金	118
無料電話番号案内（ふれあい案内）	118
耳や言葉の不自由な方からの104番 （FAXによる番号案内）	119
携帯電話の割引	119
粗大ごみの処理手数料の免除	120
区立体育館・プールの使用料	120
ベルデ（少年自然の家）利用料金の減額	121
都立公園などの入場料・都立公園駐車場利用料	122



交流・社会参加

心身障害者福祉集会所	123
東京都障害者福祉会館	123
全国障害者総合福祉センター （戸山サンライズ）	123
練馬ボランティア・地域福祉推進センター	124
選挙の投票	125

余暇・学習

東京都障害者休養ホーム事業	127
東京都障害者総合スポーツセンター	127
温水プール障害者専用コース	128
聴覚障害者向け映像ライブラリー事業（字幕・ 手話入ビデオテープ・DVD貸出等）	128
あすなろ青年学級（肢体不自由）	129
日曜青年学級（軽度知的障害）	129
ともしび青年学級（中・重度知的障害）	130
ひまわり青年学級（中・重度知的障害）	130
点字教室	131
点字講習会	131
視覚障害者のためのパソコン教室・講座	131
盲青年等社会生活教室	132
中途失明者緊急生活訓練事業	132
家庭生活訓練事業	132
聴覚障害者のための文化教養講座	133
中途失聴者・難聴者手話講習会	133
教養講座	133
喉頭摘出者発声訓練（東京都委託事業）	134
吃音者講習会	134
初心者パソコン教室	134
東京都障害者IT地域支援センター	135
練馬区教育委員会委託講座	
すまいるねりま遊遊スクール	135

教育・保育

障害児の就学相談	136
学校教育支援センター 教育相談室	136
就学奨励費	137
障害児保育	137
学童クラブ・ねりっこ学童クラブ	138
障害のある児童・生徒のための学校一覧表	139

就労

就労相談・職業紹介・訓練機関	143
筑波技術大学	148
たばこ販売の許可	148
東京視覚障害者生活支援センター	149
IT技術者在宅養成講座（東京都 重度身体障害者在宅パソコン講習事業）	150
再就職手当・常用就職支度手当 （雇用保険の失業給付）	150
障害者の雇用促進制度	150

住宅

区営住宅の申し込み	153
区営住宅使用料の特別減額	153
都営住宅の申し込み	154
都営住宅使用料の特別減額	155
UR都市機構	156
住宅修築資金の融資あっせん	157
居住支援（保証機関利用による保証）	157
障害者世帯家賃債務保証制度	158
住まい確保支援事業（空き室情報の提供）	158

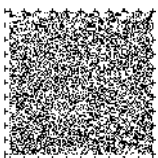
自動車

自動車燃料費の助成	159
区立有料自動車駐車場の時間利用、 定期利用料金	159
歩行が困難な方への通行許可	160
駐車禁止の対象除外	161

活動の場・働く場のご案内

WAM NET（ワム・ネット）	162
福ナビ とうきょう福祉ナビゲーション	162
区内の主な障害者福祉団体	163

※事業者等一覧は別冊になります。



避難行動要支援者名簿への登録・個別避難計画の作成

避難行動要支援者名簿とは、大地震などの災害が起こったとき、障害等により自力での避難が難しく、支援を必要とする方々（避難行動要支援者）をあらかじめ登録しておく名簿です。

個別避難計画とは、避難行動要支援者名簿に登録されている方の中で、作成に同意した方が、「どこへ」「だれと」避難するかをあらかじめ決めておく計画です。

これらの避難行動要支援者の方々の情報を、日ごろから地域で把握することによって、災害時の見守りや支援が円滑にできるようになります。

そのため区は、外部提供に同意いただいた方の情報を、民生・児童委員、区民防災組織等、地域包括支援センター、消防機関、警察機関に提供します。

対 象

●避難行動要支援者名簿

自宅にお住まいの方で障害や高齢などの理由により、災害時に自力で避難することが困難と思われる方

●個別避難計画

避難行動要支援者名簿に登録されている方の中で、個別避難計画の作成に同意される方

申込方法

区で配布している案内書をご確認のうえ、同封されている登録票をお送りください（返信用封筒をお使いいただければ郵送料はかかりません）。インターネットからの申請も受け付けています。

配布場所

福祉部管理課（厚生文化会館含む）、区民防災課（防災学習センター含む）、区民事務所（練馬を除く）、国保年金課（後期高齢者医療制度）、地区区民館、敬老館、はつらつセンター、地域包括支援センター、中村橋福祉ケアセンター、総合福祉事務所、保健予防課、保健相談所。なお、区のホームページから出力することもできます。

窓 口

区役所 福祉部管理課

福祉防災・システム係

電話 03-5984-1337

FAX 03-5984-1214

ホームページ

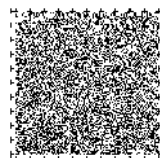
https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/chiikifukushi/youengosya_taisaku.html



◀避難行動要支援者への支援について
二次元コード

避難行動要支援者名簿・個別避難計画は、行政機関等が要支援者の方々への支援・協力を円滑に行うための手段となりますが、災害時に最も早く支援ができるのは近隣にお住まいの方々です。

日ごろから、近隣同士でお互いの無事を確認しあえる関係を構築することが、何より大切です。



福祉避難所

高齢者や障害者など、震災時に自宅や避難拠点での生活が困難で、特別な配慮が必要な方を対象に開設される「避難所」です。区内の福祉施設等を指定しています。

●特別な配慮が必要な方とは？

- ① 車いす利用者、視覚障害者および介護を要する方等で、現に避難している避難拠点に段差があるなどのため、移動することが困難な方
- ② 自閉症、精神障害、認知症などのため、集団での避難生活を長期に継続することが著しく困難な方で、現に避難している避難拠点での対応が困難な方

福祉避難所への避難の流れ

災害時にすべての福祉避難所が開設されるわけではありません。福祉避難所の被害状況や避難拠点からの受け入れ要請に基づき、開設されます。

まずは、お近くの避難拠点に避難してください。

① 避難拠点への避難

震災時に自宅で生活することができない場合は、お近くの避難拠点（区立小・中学校）に避難してください。

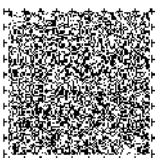
② 福祉避難所の開設要請

避難拠点での生活が困難と思われる場合、区から福祉避難所の開設を要請します。

③ 福祉避難所への移送

家族や地域の支援者が移送します。移送にあたっては、各防災機関、練馬区および福祉避難所の職員が支援をします。

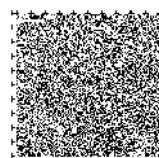
※ 移送にあたり、避難される方1名につき、ともに避難する介助者は1名が基本となります。ただし、介助者がいない場合や、介助者に小さな子どもがいて離れられない場合など、状況により例外もあります。



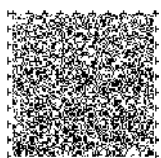
福祉避難所の一覧

令和6年10月1日時点

No	施設名	住所	電話
1	特別養護老人ホーム 第2育秀苑	羽沢2-8-16	03-3991-0523
2	介護老人保健施設 リハビリパーク練馬	豊玉北1-20-20	03-6914-8760
3	豊玉南しあわせの里デイサービスセンター	豊玉南2-26-6	03-5946-2323
4	豊玉デイサービスセンター	豊玉南3-9-13	03-3993-1341
5	特別養護老人ホーム 育秀苑	桜台2-2-8	03-3557-7637
6	練馬の丘キングス・ガーデンデイサービス	練馬2-27-7	03-6629-4599
7	練馬デイサービスセンター	練馬2-24-3	03-5984-1701
8	中村橋福祉ケアセンター (※施設改修のため、令和7年11月まで使用不可)	貫井1-9-1	03-3926-7211
9	貫井福祉園	貫井2-16-12	03-5987-0400
10	錦デイサービスセンター	錦2-6-14	03-3937-5031
11	介護老人保健施設 ライフサポートひなた	氷川台2-14-3	03-5922-6788
12	氷川台福祉園	氷川台2-16-2	03-3931-0167
13	練馬キングス・ガーデンデイサービスセンター	早宮2-10-22	03-5399-5315
14	練馬高松園デイサービスセンター	高松2-9-3	03-3926-3026
15	特別養護老人ホーム 第3練馬高松園	高松2-30-8	03-5848-8000
16	高松デイサービスセンター	高松6-3-24	03-3995-5107
17	都立練馬特別支援学校	高松6-17-1	03-5393-3524
18	デイサービスセンターさくらの苑	北町8-21-19	03-3931-0008
19	田柄福祉園	田柄3-14-9	03-3577-2201
20	田柄デイサービスセンター	田柄4-12-10	03-3825-1551
21	光が丘福祉園	光が丘2-4-10	03-3976-5100
22	光が丘デイサービスセンター	光が丘2-9-6	03-5997-7706
23	第3育秀苑デイサービスセンター	土支田1-31-5	03-6904-0105
24	特別養護老人ホーム タムスさくらの杜練馬	土支田2-16-27	03-5935-6397
25	特別養護老人ホーム タムスさくらの杜練馬アネックス	土支田2-36-16	03-5935-6705
26	土支田デイサービスセンター	土支田2-40-18	03-5387-6760
27	サービス付き高齢者向け住宅 エクセレント練馬プレミア	平和台1-17-10	03-3937-1331
28	富士見台デイサービスセンター	富士見台1-22-4	03-5241-6010
29	Leaves 練馬高野台	高野台3-8-5	03-6915-9344



No	施 設 名	住 所	電 話
30	高野台デイサービスセンター	高野台5-24-1	03-5923-0831
31	谷原フレンド	谷原5-6-5	03-5910-8488
32	有料老人ホーム シャクじい台翔裕館	石神井台7-12-22	03-6904-8265
33	都立石神井特別支援学校	石神井台8-20-35	03-3929-0012
34	特別養護老人ホーム 上石神井幸朋苑	上石神井3-2-18	03-5991-1331
35	デイサービスセンターフローラ石神井公園	下石神井3-6-13	03-3996-6600
36	大泉デイサービスセンター	東大泉2-11-21	03-5387-2201
37	東大泉デイサービスセンター	東大泉5-15-2	03-5387-1021
38	旭出生産福祉園	東大泉7-21-32	03-3925-6166
39	特別養護老人ホーム サンライズ大泉	西大泉4-20-17	03-5935-7401
40	光陽苑デイサービスセンター	西大泉5-21-2	03-3923-5264
41	大泉町福祉園	大泉町3-29-20	03-5387-4681
42	特別養護老人ホーム おおいずみの里	大泉町4-20-7	03-6904-6602
43	やすらぎミラージュデイサービスセンター	大泉町4-24-7	03-5905-1191
44	大泉学園デイサービスセンター	大泉学園町2-20-21	03-5933-0742
45	特別養護老人ホーム 大泉学園ふれあいの里	大泉学園町2-30-42	03-6904-4670
46	大泉学園町福祉園	大泉学園町3-9-20	03-3923-8540
47	やすらぎ舎デイサービスセンター	大泉学園町7-12-32	03-5387-5577
48	都立大泉特別支援学校	大泉学園町9-3-1	03-3921-1381
49	練馬福祉園	大泉学園町9-4-1	03-3978-5141
50	やすらぎの杜	関町北5-7-10	03-3928-3315
51	第二光陽苑デイサービスセンター	関町北5-7-22	03-5991-9917
52	関町福祉園	関町南3-15-35	03-3594-0217
53	関町デイサービスセンター	関町南4-9-28	03-3928-5030



そうだんまどぐち 相談窓口

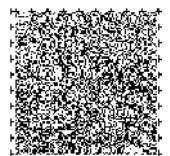
相談内容ごとの主な相談窓口は26ページをご覧ください。



相談
窓口

そうごうふくしじむしょ 総合福祉事務所

名称・管轄地域	問合せ先	所在地
練馬総合福祉事務所 <〒176の地域> 旭丘、小竹町、栄町、羽沢、 豊玉上、豊玉南、豊玉中、 豊玉北、中村、 中村南、中村北、桜台、練馬、 向山、貫井	障害者支援係 電話 03-5984-4609 知的障害者担当係 電話 03-5984-4611 福祉事務係 電話 03-5984-4612 相談係 電話 03-5984-4742 高齢者支援係 電話 03-5984-1670 FAX 03-5984-1213 電子メール nerimafukusi@city.nerima.tokyo.jp	〒176-8501 豊玉北 6-12-1 区役所西庁舎 2 階
光が丘総合福祉事務所 <〒179の地域> 錦、氷川台、平和台、早宮、 春日町、高松、北町、田柄、 光が丘、旭町、土支田	障害者支援係 電話 03-5997-7796 知的障害者担当係 電話 03-5997-7075 福祉事務係 電話 03-5997-7060 相談係 電話 03-5997-7714 高齢者支援係 電話 03-5997-7762 FAX 03-5997-9701 電子メール hikarifukusi@city.nerima.tokyo.jp	〒179-0072 光が丘 2-9-6 光が丘区民センター 2階
石神井総合福祉事務所 <〒177の地域> 富士見台、南田中、立野町、 高野台、三原台、谷原、石神井 町、石神井台、上石神井、 上石神井南町、下石神井、 関町東、関町南、関町北	障害者支援係 電話 03-5393-2816 知的障害者担当係 電話 03-5393-2815 福祉事務係 電話 03-5393-2817 相談係 電話 03-5393-2802 高齢者支援係 電話 03-5393-2818 FAX 03-3995-1104 電子メール shakujifukusi@city.nerima.tokyo.jp	〒177-8509 石神井町 3-30-26 石神井庁舎 3階、4階
大泉総合福祉事務所 <〒178の地域> 東大泉、西大泉町、西大泉、 南大泉、大泉町、大泉学園町	障害者支援係 電話 03-5905-5272 知的障害者担当係 電話 03-5905-5273 福祉事務係 電話 03-5905-5274 相談係 電話 03-5905-5263 高齢者支援係 電話 03-5905-5275 FAX 03-5905-5277 電子メール oizumifukusi@city.nerima.tokyo.jp	〒178-8601 東大泉 1-29-1 ゆめりあ 1・4階、 9階

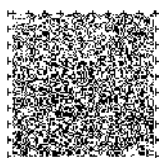




ほけんそうだんじょ 保健相談所

専門医、保健師による所内相談をはじめ、電話相談や家庭訪問による相談を行っています。療養生活上の相談、社会復帰（就労等）のための相談、関係機関への紹介など行っています。

名称・管轄地域	問合せ先	所在地
豊玉保健相談所 <管轄> 旭丘、向山、小竹町、栄町、桜台、豊玉上、豊玉北、豊玉中、豊玉南、中村、中村北、中村南、貫井、練馬、羽沢	電話 03-3992-1188 FAX 03-3992-1187 電子メール toyotamahoso@city.nerima.tokyo.jp	〒176-0012 豊玉北 5-15-19 豊玉すこやかセンター内
北保健相談所 <管轄> 春日町 1・2・4 丁目、北町、田柄 1・2 丁目、錦、早宮、氷川台、平和台	電話 03-3931-1347 FAX 03-3931-0851 電子メール kitahoso@city.nerima.tokyo.jp	〒179-0081 北町 6-35-7
光が丘保健相談所 <管轄> 旭町、春日町 3・5・6 丁目、田柄 3・4・5 丁目、高松、土支田、光が丘	電話 03-5997-7722 FAX 03-5997-7719 電子メール hikarihoso@city.nerima.tokyo.jp	〒179-0072 光が丘 2-9-6 光が丘区民センター内
石神井保健相談所 <管轄> 大泉町 2 丁目、下石神井、石神井台 1～3・5・6 丁目、石神井町、高野台、東大泉、富士見台、南大泉、南田中、三原台、谷原	電話 03-3996-0634 FAX 03-3996-0590 電子メール shakujiihoso@city.nerima.tokyo.jp	〒177-0041 石神井町 7-3-28
大泉保健相談所 <管轄> 大泉学園町、大泉町 1・3～6 丁目、西大泉、西大泉町	電話 03-3921-0217 FAX 03-3921-0106 電子メール oizumihoso@city.nerima.tokyo.jp	〒178-0061 大泉学園町 5-8-8
関保健相談所 <管轄> 上石神井、上石神井南町、石神井台 4・7・8 丁目、関町北、関町東、関町南、立野町	電話 03-3929-5381 FAX 03-3929-0787 電子メール sekihoso@city.nerima.tokyo.jp	〒177-0052 関町東 1-27-4



なかむらばしふくし

中村橋福祉ケアセンター （心身障害者福祉センター）



相談窓口

高次脳機能障害等の中途障害者の相談に応じ、社会復帰や地域生活の充実を図るための通所訓練等を行っています。また、医療的ケア等が必要で、常時介護を必要とする障害者を対象として、排せつ、食事の介護、創作的活動または生産的活動の機会を提供しています。

令和5年から、障害のある方の情報支援機器の利用に関する相談窓口を設置しました。詳しくは、中村橋福祉ケアセンターのホームページをご覧ください。

その他、障害者関係の講習会・教室、および障害者団体等に対して施設の貸出しや機器（CD/DVDコピー機（デジ版）、点字プリンター、磁気テープ等）の利用・貸出しを行っています。

問合せ

中村橋福祉ケアセンター

電話 03-6904-0145

FAX 03-6904-0140

〒176-0021

貫井1-9-1

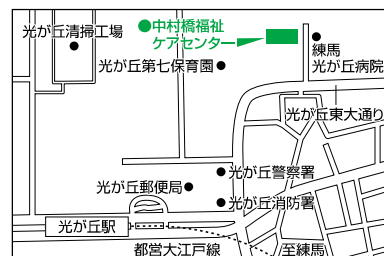
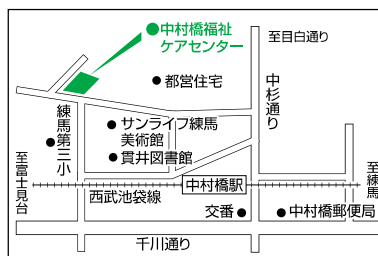
施設改修のため、令和7年11月（予定）

まで一時移転中

移転先

〒179-0072

光が丘 2-6-1



講習会等・施設機器貸出に関する問合せ

心身障害者福祉センター（区役所内）

電話 03-5984-1496

FAX 03-5984-1215

はったつしえん

こども発達支援センター

発達に心配のある18歳までのお子さんを対象に、発達相談や医療相談を行い、必要に応じて適切な支援につなげます。

また、通所訓練事業・訪問事業（居宅訪問型児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業）およびご家族対象の講習会、区民対象の啓発事業、関係団体等へ活動の場の提供などを行っています。

令和4年11月から、障害児一時預かり事業「なないろ」を開始しました。また、令和5年10月に医療的ケア児相談窓口を開設しました。

詳しい内容は、下記の二次元コードからホームページをご参照ください。

問合せ

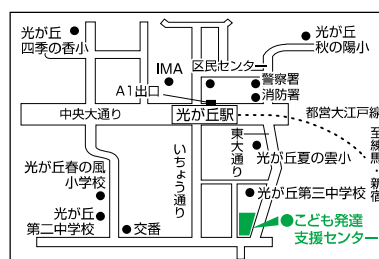
こども発達支援センター

電話 03-3975-6251

FAX 03-3975-6252

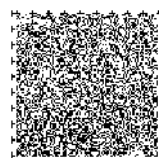
〒179-0072

光が丘 3-1-1



こども発達支援センター

二次元コード





相談窓
口

しょうがいしゃちいきせいかつしえん

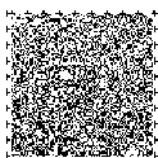
障害者地域生活支援センター

障害者（児）が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行い、障害者の福祉の増進を図ることを目的とした施設です。障害者地域生活支援センターでは、障害のある方とその家族を対象として、主に、①相談支援②日中の活動③地

域で生活するために必要なことを学ぶ講座やプログラム④地域との交流を通じた障害理解の促進を行っています。各センターでの取組については、59 ページ、各センターのホームページまたは広報誌をご覧ください。

名称	問合せ先	所在地	休業日
豊玉障害者地域生活支援センター (きらら)	電話 03-3557-9222 FAX 03-3557-2090 ホームページ http://www.neri-shakyo.com/	〒176-0012 豊玉北 5-15-19 豊玉すこやかセンター6 階	水曜日、祝休日、 年末年始
光が丘障害者地域生活支援センター (すてっぷ)	電話 03-5997-7858 FAX 03-5997-7857 ホームページ http://nerimastep.ec-net.jp/	〒179-0072 光が丘 2-9-6 光が丘区民センター6 階	火曜日、祝休日、 年末年始
石神井障害者地域生活支援センター (ういんぐ)	電話 03-3997-2181 FAX 03-3997-2182 ホームページ http://www.neri-shakyo.com/	〒177-0041 石神井町 7-3-28 石神井保健相談所内併設	火曜日、祝休日、 年末年始
大泉障害者地域生活支援センター (さくら)	電話 03-3925-7371 FAX 03-3925-7386 ホームページ http://oizumi.ikuseikai-ky.or.jp	〒178-0063 東大泉 5-35-2 地域子ども家庭支援 センター大泉併設	水曜日、祝休日、 年末年始

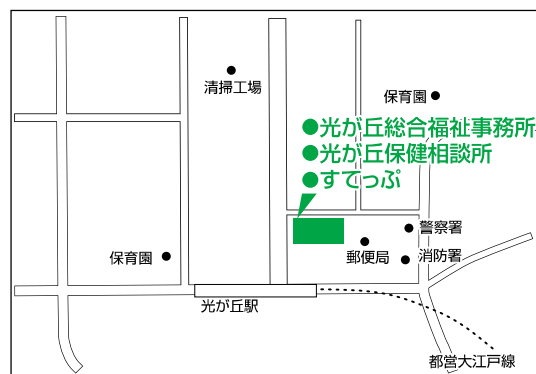
※ 各センターの利用時間は、平日は午前 9 時～午後 8 時、土・日曜は正午～午後 8 時です。



総合福祉事務所・保健相談所・地域生活支援センター 案内図



相談窓口





相談窓口

ヘルプマーク

外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が身に着けるマークです。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。都営線各駅等でヘルプマークを配布しています。



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々がいます。そうした方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成されたマークです。

問合せ 東京都 福祉局 障害者施策推進部 企画課

電話 03-5320-4147 FAX 03-5388-1413

ホームページ https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/helpmark.html

練馬区 福祉部 障害者施策推進課

電話 03-5984-4598 FAX 03-5984-1215

■下記の場所でヘルプマークを配布しています。

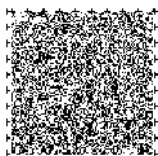
- 都営地下鉄各駅（押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅、新宿線新宿駅を除く）駅務室
- 都営バス各営業所 ●荒川車庫前駅 ●日暮里・舎人ライナー（日暮里駅、西日暮里駅）駅務室
- ゆりかもめ（新橋駅、豊洲駅、有明駅）駅務室
- 多摩モノレール（多摩センター駅、中央大学・明星大学駅、高幡不動駅、立川南駅、立川北駅、玉川上水駅、上北台駅）駅務室（一部時間帯除く）
- 東京都心身障害者福祉センター（多摩支所を含む）、都立病院等
- 練馬区障害者施策推進課、総合福祉事務所、保健相談所

くるま しょうしゃようちゅうしゃしせつ 車いす使用者用駐車施設

車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な方のために設けられた専用駐車区画のことです。入口の近くに設置されていたり、車のドアを開けられるように左右に広いスペースが設けられたりしています。必要がない方の利用は控えましょう。



▲車いす使用者用駐車施設のほか、思いやり駐車ゾーンもあります。



しょうがいしゃ かん 障害者に関するマークについて

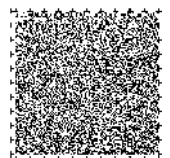
街で見かける障害者に関するマークです。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。



相談窓口

	障害者のための国際シンボルマーク 障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の使用指針により定められています。車いすを利用されている方だけでなく、障害のある方すべてを対象としているマークです。 連絡先 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 電話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
	身体障害者標識（表示は努力義務です） 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が、運転する車に表示するマークです。危険防止のためのやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転手は、道路交通法の規定により罰せられます。
	聴覚障害者標識（表示は義務です） 聴覚に障害のあることを理由に運転免許に条件を付されている方が、運転する車に表示するマークです。危険防止のためのやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せ・割り込みを行った運転手は、道路交通法の規定により罰せられます。 連絡先 練馬警察署 交通課 電話 03-3994-0110 石神井警察署 交通課 電話 03-3904-0110 光が丘警察署 交通課 電話 03-5998-0110
	盲人のための国際シンボルマーク 視覚に障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられている世界共通のマークです。 連絡先 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 電話 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886
	耳マーク 聴覚に障害があることを表す、国内で使用されているマークです。聴覚に障害のある方は、見た目には分からないために、誤解されることがあります。このマークを提示された場合は、コミュニケーションの方法へのご配慮をお願いします。 連絡先 一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 電話 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴の啓発のためのマークです。「身体障害者補助犬法」の施行後、公共施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどにも補助犬が同伴できるようになりました。 連絡先 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 電話 03-5253-1111（代表） FAX 03-3503-1237
	オストメイト用設備/オストメイト 人工肛門・人工ぼうこうを造設している方のこと、オストメイトのための設備があることを表しています。オストメイトに対応するトイレの入り口や、案内誘導プレートなどに表示されています。 連絡先 【マークについて】公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 電話 03-5844-6265 FAX 03-5844-6294 【設備について】公益社団法人 日本オストミー協会 電話 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682
	ハートプラス マーク 「体の内部に障害がある人」を表すマークです。心臓や呼吸機能など、体の内部に障害がある方は外見からは分かりにくいために、誤解されることがあります。 連絡先 特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 ホームページ https://h-plus-hp.normanet.ne.jp/

※ このマークの使用等については、各連絡先にお問い合わせください。





障害者虐待の相談窓口

平成 24 年 10 月 1 日に、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が施行されました。虐待を行わないことはもちろんのこと、虐待を発見した場合、すべての人に通報が義務付けられるようになりました。障害のある方の自立や社会参加を進めるためにも、障害者虐待の早期発見・早期対応に取り組む必要があります。

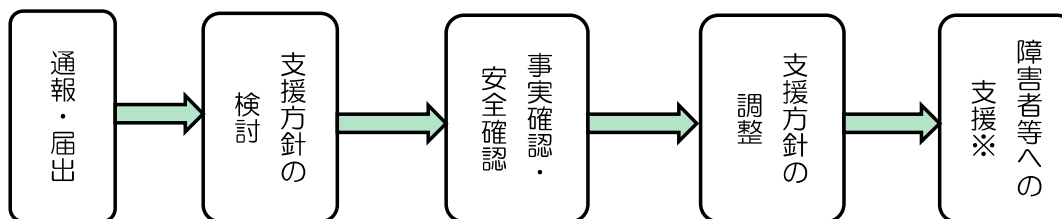
(1) 障害者虐待の種類

身体的虐待	暴行、拘束など
性的虐待	わいせつな行為の強要など
心理的虐待	暴言、差別的な言動など
放棄・放任（ネグレクト）	食事などの世話をしない、長時間の放置など
経済的虐待	財産や年金などを勝手に使うこと

※ 虐待していても本人には自覚がない場合や、虐待されていても障害のある方自ら SOS を訴えないことがあります。虐待発見のためには小さなサインを見逃さないことが重要です。

(2) 障害者虐待防止のための支援内容

障害者虐待の通報・届出を受け付けたとき、区ではつぎの対応を行います。

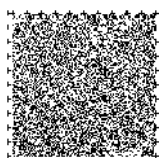


※ 障害者への支援は、居室での保護、福祉サービス・成年後見制度等の活用、養護者支援などを行います。

(3) 障害者虐待の通報・届出先

障害者虐待を発見した方または受けた方は、以下の通報・届出先に通報等してください。

身体障害のある方	知的障害のある方	精神障害のある方	障害児
練馬区障害者虐待防止センター（障害者施策推進課内） 虐待通報専用ダイヤル 電話03-5984-1334 FAX 03-5984-4721 24 時間受付			子ども家庭支援センター 電話 0120-248-551 月～金曜日 午前8時 30 分～午後7 時 土曜日 午前8時 30 分～午後5 時 上記時間外は児童相談所虐待 対応ダイヤル「189」へ
総合福祉事務所 障害者支援係 （→9ページ）	総合福祉事務所 知的障害者担当係 （→9ページ）	各保健相談所 （→10ページ）	
受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分			



しょうがいしゃ さ べつ そうだんまどぐち 障害者差別の相談窓口



相談
窓
口

障害を理由とする差別の解消を推進するため、相談の窓口を設置しました。窓口での相談、電話、FAX、電子メールなどでの相談に応じます。

●すべての方

障害者施策推進課（区役所西庁舎1階）

電話 03-5984-4602

FAX 03-5984-1215

電子メール

SHOGAISISAKU02@city.nerima.tokyo.jp

●知的障害のある方

各総合福祉事務所 知的障害者担当係

（→9ページ）

●精神障害のある方

各保健相談所 （→10ページ）

※受付時間

平日午前8時30分～午後5時15分

●身体障害のある方

各総合福祉事務所 障害者支援係

（→9ページ）

しょうがいしゃ さ べつ かいしょうほう

障害者差別解消法について

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

この法律では、国などの役所や、会社やお店などの事業者が「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を行うことで、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。令和6年4月から、改正障害者差別解消法が施行され、事業者の合理的配慮の提供についても義務化されました。

（1）「不当な差別的取扱いの禁止」とは

国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

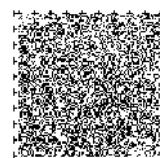
※例：障害を理由に説明会や講演会等への出席を拒む。障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。

（2）「合理的配慮の提供」とは

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が多すぎない範囲で対応することを求められています。これを「合理的配慮の提供」といいます。

※例：高いところにおかれた品物などを取って渡す。筆談、読み上げ、手話などのコミュニケーション手段を用いる。





しょうがいしゃそうだんいん

障害者相談員

相談窓口

障害者相談員は、身体障害者、知的障害者および精神障害者の生活、就学、就職等に関する相談に応じ、助言・指導を行う民間の協力者です。

身体障害者相談員

令和6年6月1日～令和8年3月31日

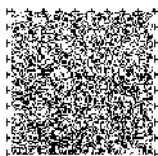
担当地区	氏 名	ふりがな	住 所	電話番号	障害区分
練馬	関 裕子	せき ゆうこ	羽沢 2 丁目	070-3797-8310	肢体
	三好 俊行	みよし としゆき	豊玉上 2 丁目	090-8952-8644	視覚
	城戸 秀福	きど ひでふく	東大泉 7 丁目	090-8678-2482 (※) 03-3923-5002 FAX	聴覚
光が丘	山岸 由香里	やまぎし ゆかり	旭町 2 丁目	070-3797-8361	肢体
	関根 桂子	せきね けいこ	関町北 2 丁目	090-4120-7400	視覚
	目黒 和子	めぐろ かずこ	大泉学園町 2 丁目	070-3797-8289 (※)	聴覚
石神井	佐野 朋子	さの ともこ	石神井台 5 丁目	080-1577-4821	肢体
	河相 富貴子	かあい ふきこ	下石神井 4 丁目	03-3928-9938	視覚
	関口 方子	せきぐち あやこ	石神井町 1 丁目	070-3797-8336 (※) 03-3997-1058 FAX	聴覚
大泉	西 尚子	にし なおこ	大泉学園町 7 丁目	070-3797-2740	肢体
	岩井 聡子	いわい ふうさこ	東大泉 6 丁目	070-3797-8322	肢体
	的野 碩郎	まとの せきろう	東大泉 5 丁目	070-3797-8330	視覚
	秋本 浩一	あきもと こういち	豊玉北 6 丁目	070-3797-2758 (※) 03-3994-1699 FAX 兼	聴覚

(※) ショートメールのみ

知的障害者相談員

令和6年6月1日～令和8年3月31日

担当地区	氏 名	ふりがな	住 所	電話番号
練馬	無津呂 緑	むつろ みどり	石神井町 3 丁目	070-3797-2772
	松永 英子	まつなが えいこ	貫井 3 丁目	090-8678-4763
	萩原 信子	はぎはら のぶこ	北町 8 丁目	070-3797-8350
	山森 裕子	やまもり ゆうこ	南大泉 5 丁目	070-3797-8333
光が丘	青田 なつ子	あおた なつこ	大泉町 2 丁目	070-3797-8355
	渡辺 春江	わたなべ はるえ	高野台 1 丁目	03-3904-7504
	倉園 久美子	くらその くみこ	光が丘 3 丁目	070-3797-2699
石神井	加藤 博子	かとう ひろこ	下石神井 1 丁目	070-3797-2654
	本橋 広美	もとはし ひろみ	谷原 5 丁目	090-8678-2306
	横井 紀子	よこい のりこ	石神井町 1 丁目	090-8730-6833
大泉	香川 文衣	かがわ ふみえ	大泉町 4 丁目	070-3797-8348
	河野 美津江	こうの みつえ	西大泉 4 丁目	070-3797-2750
	熊谷 君代	くまたに きみよ	石神井台 4 丁目	070-3797-2779



精神障害者相談員

令和6年6月1日～令和8年3月31日

担当地区	氏 名	ふりがな	電話番号
区域全域	轡田 英夫	くつわだ ひでお	090-8730-7377
	工藤 邦子	くどう くにこ	070-3797-8303
	渡邊 ミツ子	わたなべ みつこ	070-3797-8264



相談窓口

※精神障害者相談員の相談時間は、月曜から金曜までの午前10時から午後5時までです。

みんせい じどういいん

民生・児童委員

民生・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、障害者や児童、高齢者などの相談を受け、関係機関へつなぐなどの支援を行っています。悩みごとや心配なことがありましたら、お住まいの地区を担当する民生・児童委員にご相談ください。

担当の民生・児童委員が分からないときは、各総合福祉事務所へお問い合わせください。

問 合 せ

- 練馬総合福祉事務所 管理係
電話 03-5984-2768
- 光が丘総合福祉事務所 管理係
電話 03-5997-7713
- 石神井総合福祉事務所 管理係
電話 03-5393-2801
- 大泉総合福祉事務所 管理係
電話 03-5905-5262

とうきょうとしんしんしょうがいしゃふくし

東京都心身障害者福祉センター

身体障害者手帳の交付、愛の手帳の判定（18歳以上）・交付、補装具の判定、高次脳機能障害のある方やその家族へのさまざまな相談、援護の実施者である区市町村に対する専門的支援等を行っています。

利用方法

区を通して申し込んでください。ただし、

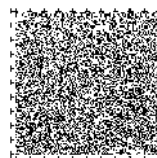
- ① 愛の手帳の判定（18歳以上）は直接電話で来所する日時を予約してください。
- ② 高次脳機能障害の相談は次の専用電話に直接おかけください。

窓口時間

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～午後5時

窓 口

- 東京都心身障害者福祉センター
電話 03-3235-2946（代表）
FAX 03-3235-2968
〒162-0823
新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎（セトラパザ）12階～15階
ホームページ
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shinsho/index.html>
- 愛の手帳の判定予約
電話 03-3235-2961
- 高次脳機能障害専用電話相談
電話 03-3235-2955
（平日 午前9時～正午、午後1時～午後4時）
電話での相談が難しい場合は
FAX 03-3235-2957 まで





とうきょうとねりまじどうそうだんじょ 東京都練馬児童相談所

児童相談所は、子どもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。

対 象

18 歳未満の子どもに対する相談であれば、本人、家族、学校の先生、地域の方々など、どなたからでもお受けします。

内 容

つぎのような相談に応じています。

- | | |
|--------|------------|
| ① 養護相談 | ⑤ 非行相談 |
| ② 障害相談 | ⑥ その他の相談 |
| ③ 育成相談 | ⑦ 里親に関する相談 |
| ④ 保健相談 | |

サービス

相談内容に応じた助言、継続的な援助、一時保護、里親への委託、施設への入所、愛の手帳（18 歳未満）の交付（→28 ページ参照）、電話相談事業（児童相談センター）、その他

窓 口

- 東京都練馬児童相談所
電話 03-6915-8253（代）

〒176-0012
練馬区豊玉北 5-28-3
練馬区立子ども家庭支援センターと
同一施設内
ホームページ
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/jicen/index.html>

- 4152（よいこに）電話相談室
（児童相談センター）
電話 03-3366-4152
受付時間
月～金曜日
午前 9 時～午後 9 時
土、日、祝日（年末年始除く）
午前 9 時～午後 5 時
- 聴覚言語障害者用ファックス
FAX 03-6915-8254

とうきょうとはったつしょうがいしゃしえん

東京都発達障害者支援センター

東京都内在住・在勤の発達障害のある人とそのご家族、関係機関・施設からの発達障害に関する様々な相談をお受けしています。

必要に応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーション、研修講師の派遣なども行います。こどもTOSCAでは、東京都ペアレントメンター派遣事業を行っています。

【18 歳以上の方】おとな TOSCA

利用方法

原則電話での相談としています（予約不要）。

窓 口

公益財団法人 神経研究所
〒112-0012
東京都文京区大塚4-45-16
電話 03-6902-2082
ホームページ <https://otona-tosca.org>

【18 歳未満の方】こども TOSCA

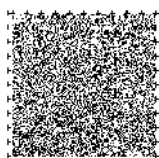
利用方法

予約が必要です。

窓 口

社会福祉法人 嬉泉
〒156-0055
東京都世田谷区船橋1-30-9
電話 03-6413-0231
電子メール
tosca@kisenfukushi.com
ホームページ
<http://www.tosca-net.com/>

◆移転先◆2025 年 4 月 1 日以降の所在地
〒162-0851 東京都新宿区弁天町91 番地
電話（2025 年 4 月 1 日以降にホームページ
をご確認下さい）





東京聴覚障害者支援事業所

東京聴覚障害者支援事業所（旧東京聴覚障害者自立支援センター）では、以下の事業を実施しています。

①指定特定相談支援事業 RONA プラン

聴覚障害者（児）の方からの相談を受け、日常生活全般に関する相談やサービス利用計画または障害児支援利用計画の作成および評価を行います。

対 象

都内の聴覚障害者および関東近郊の聴覚障害者（児）や聴覚障害を併せ持った重複障害者（児）

相談可能時間

平日 午前9時～午後5時30分
（日曜・祝日・年末年始はお休み）
※事前に予約が必要です。

②障害者就労移行支援事業「RONAスクール」

一般就労を目指す聴覚障害者を対象に、就労するためのスキル（パソコン技能、マナー、コミュニケーション力習得など）の訓練を実施しています。

※見学または体験可能ですので、希望者は直接お問い合わせください。

所 在 地

〒150-0011
渋谷区東 1-23-3
東京聴覚障害者自立支援センター

連 絡 先

電話 03-5464-6058
FAX 03-5464-6059
電子メール（相談予約）
soudan@ap.wakwak.com

きょうかいちのう 境界知能とは

境界知能は、正常範囲と知的障害の境界に知能が位置しており、人口の約10%がそのような状態にあるとされていますが、教育、医療、福祉のサポートを受けにくい現状があります。

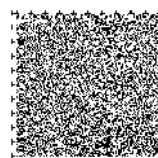
学習面や社会面での困難を、周囲からは努力不足ややる気のなさと思われられることも多いことから、自己評価が低下し二次的な不安症、不登校などのリスクが高いとされます。

身の回りのことや、買い物、公共交通機関での移動など日常的な生活動作に大きな困難のない場合は見逃されやすく、青年期以降のより複雑で高いスキルが要求される年代になって困難が明確になってくることもあります。

境界知能と一口にいっても、それぞれに独自の困難を抱えており、一筋縄ではいきません。就学前後に周囲が気づき、適切な環境下で本人の特性に合わせたオーダーメイドの支援を受けることにより学習困難や失敗体験を減らすことができます。

また、周囲ができるだけ早く本人の困難さに気付くことが望まれます。乳幼児期の発達のゆるやかさや、就学後の学習不振が疑われる場合は地域の保健相談所やこども発達支援センター、あるいは小児科のクリニックに相談してみてもいいかもしれません。

こども発達支援センター 管理医師 武田 俊信





相談窓口

ちょうかくしょうがいしゃそうだんしえんじぎょう

聴覚障害者相談支援事業（生活相談・きこえの相談）

対 象

聴覚障害者およびご家族・その関係者

内 容

火～土（開館時間は午前 10 時～午後 5 時。金曜日は午後 7 時まで）聴覚障害全般についての相談（きこえの悩みや生活の中のさまざまな相談）をお受けしています。来所・FAX・電子メール・電話・オンラインで受け付けています。秘密は厳守いたします。

費 用

無料

問 合 せ

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター
（聴覚障害者情報提供施設）

電話 03-6833-5004

FAX 03-6833-5005

〒153-0053

目黒区五本木 1-8-3

電子メール

soudan@jyoubun-center.or.jp

（FAX と電子メールは 24 時間受付）

※電子メールには担当相談員がお返事いたします
（回答にお時間をいただくことがあります。
あらかじめご了承ください。返事がない時は
設定状況をご確認いただくか、FAX・電話
でお問い合わせください）。

●ライブラリースペースの運営

聴覚障害や手話に関する図書や資料を収集し、どなたにもご利用いただけるように、ライブラリーを設置しています。一部の資料を除き、一人 3 冊まで 2 週間貸出可能（郵送不可）です。その他、ライブラリーではビデオの視聴やパソコンのご利用ができます。

対 象

都内に在住・在勤・在学で聴覚障害に関心を持つ方や手話学習者など

費 用

無料

閉館時間

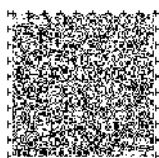
火曜日～土曜日午前 10 時～午後 5 時
（金曜日は午後 7 時まで）

て 手をつなぐあんしん相談 そうだん

知的障害のある人の日常生活、地域でのくらし、進路、就労、対人関係などの相談に応じ、必要な助言などを行います。相談対象の年代は問いません。

相談日時

月・火・水・木曜日（祝日・年末年始を除く） 午前 10 時～午後 5 時まで



※来所によるご相談の場合は、あらかじめ
電話で相談日時を予約してください。
（午前 10 時～午後 5 時）

窓 口

東京都手をつなぐ育成会事務局内

電話 03-5389-2614

FAX 03-5389-4090

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 7-8-10

オークラヤビル 2 階

せいしんほけんふくしそудん
精神保健福祉相談



相談窓
口

東京都立中部総合精神保健
福祉センター

こころの健康に関わる内容の相談をお受け
します。また、アルコール・薬物・ギャンブ
ル等の依存症に関する相談、思春期相談など
も行っていきます。

まず、電話でお話を伺い、必要な場合は面
接相談をいたします。

（月～金曜日、午前9時～午後5時
祝日・年末年始を除く）

窓 口

東京都立中部総合精神保健福祉センター
相談電話

電話 03-3302-7711

〒156-0057

世田谷区上北沢 2-1-7

ホームページ

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/chusou/index.html>

東京都立小児総合医療センター
こころの電話相談室

東京都立小児総合医療センターこころの電
話相談室では、3歳から18歳までの子ども
の精神的問題や、情緒的な問題、発達障害、
不登校などに関して、ご本人、ご家族、関係
者からの相談を、電話にて匿名でお受けして
います（月～金曜日、午前9時～正午、土日・
祝日・年末年始を除く）。曜日、時間帯など変
更の可能性もありますのでホームページでご
確認ください。

窓 口

東京都立小児総合医療センター
こころの電話相談室

電話 042-312-8119（相談室直通）

ホームページ

[tmhp.jp/shouni/section/support/
psychology-welfare.html](http://tmhp.jp/shouni/section/support/psychology-welfare.html)

ふくしそудん
福祉相談（ピアカウンセリング）

障害別に、同じ障害を持つ相談員が相談を
受けます。種別は、肢体不自由、視覚、聴覚、
吃音、喉頭摘出、知的障害、てんかん、精神
障害（本人・家族）、自閉症、肝臓障害。弁護
士による生活（法律を含む）相談も行ってい
ます（一部予約制、無料）。

窓 口

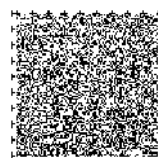
東京都障害者福祉会館

電話 03-3455-6321

FAX 03-3453-6550

〒108-0014

港区芝 5-18-2





相談窓
口

ねりまくしゃかいふくしきょうぎかい 練馬区社会福祉協議会

社会福祉法人練馬区社会福祉協議会は、地域福祉推進のために地域の方々と共に活動している民間の団体です。住民のみなさん、社会福祉施設、ボランティア団体などの市民活動の支援や、誰もが住みなれた地域で安心して生活していくための、各種相談、情報提供などを行っています。

- 資金の援助 (→98ページ)
- 権利擁護センター ほっとサポートねりま (→101ページ)
- 練馬ボランティア・地域福祉推進センター (→124ページ)
- 練馬区障害者就労支援センター
レインボーワーク (→143ページ)

所在地

〒176-0012
豊玉北 5-14-6 新練馬ビル5階
電話 03-3992-5600
FAX 03-3994-1224
ホームページ
<https://www.neri-shakyo.com/>
電子メール
info@neri-shakyo.com

なんちょうじ げんごしょうがいじ そうききょういく そうだん 難聴児・言語障害児の早期教育・相談

難聴児・言語障害児の早期教育、診断、相談、検査(0~6歳)を行っています。

対象

新生児聴覚スクリーニングにより、難聴の疑いがあるとされた赤ちゃん。

耳が遠いのではないかと心配なお子さん、ことばの発達や発音が心配なお子さん。

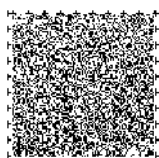
内容

- ① 医師・言語聴覚士・心理士などによる検査・診断・相談
- ② 乳幼児の聴力検査、補聴器・人工内耳の検査、構音検査、発達検査
- ③ 生後まもなくから就学するまでの乳幼児の通園による療育

※ 成人・高齢者の聴力検査、補聴器の適合検査も行います。

窓口

富士見台聴こえとことばの教室
富士見台診療所
電話 03-3998-4321
FAX 03-3577-2838
〒177-0034
富士見台 2-34-4
ホームページ
<http://www.ans.co.jp/u/fujimikai/>





区やサービス事業者が行う保健福祉サービスの利用に際して、区や事業者に対して苦情や不満がある場合に、申し立てを行うことができます（医療に関する事項などは除きます）。

- ① 利用者からの苦情申し立てに、中立な立場で適切・迅速に対応します。
- ② 必要と判断した場合には独自に調査を行います。
- ③ 区やサービス提供事業者に対して、是正を求める勧告や制度の改善の意見表明などを行います。

なお、申し立てに至らない苦情や相談は、専門相談員が受け付けます。くわしくはご相談ください。

対 象

利用者本人、配偶者、同居人、三親等以内の親族、民生・児童委員、身体・知的・精神障害者相談員、成年後見人等。

受付時間

月～金曜日（祝休日を除く）

午前8時30分～午後5時

※苦情調整委員との面談は、第1～4火曜の午後1時30分～午後4時となります。（前日までに要予約）

窓 口

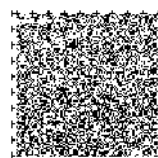
保健福祉サービス苦情調整委員事務局

区役所西庁舎3階

電話／FAX 03-3993-1344

電子メール

chousei@smile.ocn.ne.jp





そうだんないよう おも そうだんまどぐち
相談内容ごとの主な相談窓口

相
談
窓
口

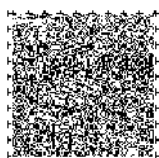
相談内容に応じて、つぎの相談窓口にご相談ください。

※ご相談の内容によって適切な窓口につながります。

相談内容 \ 障害種別	障害児	身体障害者 知的障害者	精神障害者	難病患者等
障害者手帳について	総合福祉事務所		保健予防課 保健相談所	総合福祉事務所
各種手当について				総合福祉事務所
医療費の助成について				保健予防課 保健相談所
障害福祉サービスの 利用について	総合福祉事務所		保健相談所	総合福祉事務所
	こども発達支援 センター	障害者地域生活支援センター		
	障害児相談支援 事業所	特定相談支援事業所		
障害者虐待について	練馬区障害者虐待防止センター			
	子ども家庭支援 センター	総合福祉事務所	保健相談所	総合福祉事務所
障害者差別について	障害者施策推進課			
		総合福祉事務所	保健相談所	総合福祉事務所
その他の相談	総合福祉事務所		保健相談所	総合福祉事務所 保健相談所
	こども発達支援 センター	障害者地域生活支援センター		

【各相談窓口の問い合わせ先等】

- 総合福祉事務所 9ページ
- 保健相談所 10ページ
- 保健予防課 29・57・85・89・117ページ
- 障害者地域生活支援センター 12ページ
- こども発達支援センター 11ページ
- 障害児相談支援事業所 別冊版
- 特定相談支援事業所 別冊版
- 練馬区障害者虐待防止センター 16ページ
- 子ども家庭支援センター 16ページ
- 障害者施策推進課 17ページ



しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳

身体障害者（児）が各種の支援を受けるために必要な手帳として、つぎの種類の障害がある方に交付されます。従来の紙形式に加えてカード形式の身体障害者手帳を選択することができます。

手帳の等級には、1級から6級があり、各等級は指数化され、二つ以上の重複障害の場合は、合計指数による総合等級となります（必ずしも級が上がるとは限りません）。肢体不自由7級では手帳は交付されません。

- ① 視覚障害1級から6級
- ② 聴覚障害2級から4級・6級
- ③ 平衡機能障害3級・5級
- ④ 音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害3級・4級
- ⑤ 肢体不自由（上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1級から7級
- ⑥ 肢体不自由（体幹）1級から3級・5級
- ⑦ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸の機能の障害1級・3級・4級
- ⑧ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障害1級から4級

交付申請

申請される際にはつぎのものがが必要です。

- ① 所定の診断書
（指定医が1年以内に作成したもの）
総合福祉事務所でお渡しするほか、東京都福祉局のホームページからダウンロードすることもできます。
- ② 写真1枚（縦4cm×横3cm、上半身で脱帽、申請前1年以内に撮影したもの）

※指定医：「身体障害者福祉法第15条の指定」を受けている医師。
（指定医については、総合福祉事務所の障害者支援係にご確認ください。）

※薄い紙に印刷した写真は利用できません。

③ 本人の個人番号（マイナンバー）がわかるもの（個人番号カード（写真付き）、個人番号通知カード）

④ 窓口に来られる方（本人、保護者または代理人）の本人確認書類

ア 本人が窓口で申請される場合
次の書類から1点（個人番号カード（写真付き）、運転免許証、パスポート等）または、次の書類から2点（健康保険証、介護保険証、年金手帳等）

イ 15歳未満の児童の保護者が申請される場合
窓口に来られる保護者の本人確認書類（上記アと同様）

ウ 本人以外の方が代理で申請される場合
窓口に来られる方の本人確認書類（上記アと同様）の他、委任状等が必要となります。

※詳しくは、総合福祉事務所の障害者支援係にお問い合わせください。

再認定

障害程度の変化が予想される場合は、交付時の状況によって1年から5年が経過した時点で再認定の審査を受けていただく場合があります。

変更届等

住所・氏名・障害程度の変更があったときは、総合福祉事務所の障害者支援係に必ず届け出てください（転出の場合は転出先の区市町村へ届出）。障害の程度に大きな変化が生じた場合は、更新申請ができます。また、手帳を紛失・破損したときは再交付ができます。なお、死亡されたときは、返還の手続が必要です。

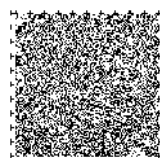
窓口

総合福祉事務所 障害者支援係

（→9ページ）



手帳



身体障害者手帳取得のための診断書料の助成

手帳

手帳

対 象

身体障害者手帳取得のために指定医の診断書・意見書（所定様式）を有料で取得し、手帳の交付申請をする方。ただし、区民税が全員非課税の世帯の方に限ります。

給付内容

診断書料を助成します（限度額：診断書・意見書 1 通につき 5,250 円）。

※診断書の作成日から 6 か月以内に申請してください。

窓 口

総合福祉事務所 障害者支援係

（→9 ページ）

あい てちょう 愛の手帳

知的障害者（児）が各種の支援を受けるために、東京都が交付している手帳です。障害の程度は知能測定値、社会性、日常の基本生活などを、年齢に応じて総合的に判定し、1 度から 4 度に区分されます。なお、国の制度として「療育手帳」があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。従来の紙形式に加えてカード形式の手帳を選択することができます。都外へ転出される場合は、「愛の手帳」を返還していただきます。

交付申請

予約をして判定を受ける必要があります。次の窓口へ直接お問い合わせください。

持 ち 物

- ① ご本人の写真 1 枚（縦 4cm× 横 3cm）
- ② ご本人のマイナンバーカードまたはマイナンバーが記載されている住民票等
- ③ 保護者の住所が確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ④ その他資料（母子手帳、診療情報提供書、お薬手帳等）

※持ち物は申請の新規・再判定、お子さんの年齢等によって異なります。詳しくは次の窓口へ直接お問い合わせください。

再 判 定

3 歳、6 歳、12 歳、18 歳の時に、再判定を受けることになっています。また、障害の程度が変化したと思われるときも再判定を受けることができます。再判定を受ける場合も下記窓口にお問い合わせください。

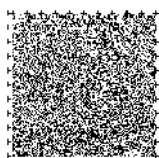
変更届等

本人または保護者の住所・氏名、保護者の変更等があったとき、死亡または転出・転居の場合は届出が必要になります。また、紛失・破損したときは再交付手続きができます。これらは、年齢に関わらず総合福祉事務所に届け出てください。都外から転入された時は窓口へ直接お問い合わせください。

窓 口

- 18 歳未満は、保護者の居住地の児童相談所（練馬区は東京都練馬児童相談所）（→20 ページ）
- 18 歳以上は、東京都心身障害者福祉センター（→19 ページ）

※変更届等の場合は 総合福祉事務所 障害者支援係（→9 ページ）



せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳

対 象

精神障害のため、長期にわたり日常生活
または社会生活への制約がある方

手帳の等級には1級から3級があり、対
象となる障害の程度は以下のとおりです。

- ① 1級 日常生活の用を弁ずることを不
能ならしめる程度のもの
- ② 2級 日常生活が著しい制限を受ける
か、または日常生活に著しい制
限を加えることを必要とする程
度のもの
- ③ 3級 日常生活もしくは社会生活が制
限を受けるか、または日常生活
もしくは社会生活に制限を加え
ることを必要とする程度のもの

※手帳の有効期間は、原則として2年間
です。

※従来の紙形式に加えてカード形式の手
帳を選択することができます。

交付申請

つぎの所定の書類が必要です。詳しくは
下記窓口にお問い合わせください。

- ① 申請書
- ② 所定の診断書（作成日から3か月以内
のもの。診断書の作成日は、精神障
害に係る初診日から6か月を経過し
ていること）または、障害年金の年金
証書（精神障害を支給事由とする）の
写し等と同意書
- ③ 本人の写真（縦 4cm×横 3cm、脱
帽・上半身を写したもので、1年以内
に撮影したもの）
- ④ マイナンバーに係る確認書類
- ⑤ 現在お持ちの手帳の写し（新規を除く）

変更届等

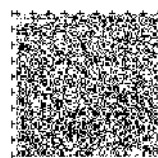
住所・氏名に変更があったときは、下記
窓口 に必ず届け出てください。また、手帳
を紛失・破損したときは再交付の手続きが
必要です。

窓 口

- 保健相談所（→10 ページ）
- 保健予防課 精神保健係
電話 03-5984-4764



手
帳



身体障害者障害程度等級表

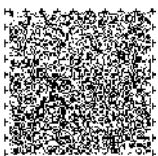


手帳

級別	視覚障害	聴覚または平衡機能の障害		音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害	肢体不自由			
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢機能障害	下肢機能障害	体幹機能障害	
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（1/4視標による、以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視標による、以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位または起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	

備考

- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
- 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6 上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。





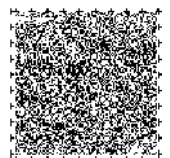
手帳

			心臓、じん臓もしくは呼吸器またはぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓の機能の障害							級別
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこうまたは直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害		
上肢機能障害	移動機能障害									
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	1級	
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	2級	

備考

上記の表で、色が塗られている部分は、身体障害者旅客運賃割引規則（JR割引運賃）による第一種身体障害者の範囲を示しています。

手帳に記載される第一種、第二種の種別は、主に交通機関（JR・民営鉄道・旅客船など）の割引制度で利用されます。割引内容など、詳しい内容については、ご利用の交通機関等へお問い合わせください



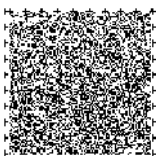


手帳

級別	視覚障害	聴覚または 平衡機能の障害		音声機能、 言語機能 または そしゃく 機能の障害	肢体不自由			
		聴覚障害	平衡機能 障害		上肢機能障害	下肢機能障害	体幹機能障害	
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下もの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	

備考

- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
- 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6 上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。



			心臓、じん臓もしくは呼吸器またはぼうこうもしくは 直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓の機能の障害							級 別
乳幼児期以前の 非進行性の 脳病変による 運動機能障害		心臓機能 障害	じん臓機 能障害	呼吸器機 能障害	ぼうこう または 直腸の 機能障害	小腸機能 障害	ヒト免疫 不全 ウイルス による 免疫機能 障害	肝臓機能 障害		
上肢機能 障害	移動機能 障害									
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内の日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	3級	



手帳

備 考

上記の表で、色が塗られている部分は、身体障害者旅客運賃割引規則（JR割引運賃）による第一種身体障害者の範囲を示しています。

手帳に記載される第一種、第二種の種別は、主に交通機関（JR・民営鉄道・旅客船など）の割引制度で利用されます。割引内容など、詳しい内容については、ご利用の交通機関等へお問い合わせください



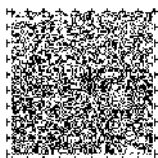


手帳

級別	視覚障害	聴覚または 平衡機能の障害		音声機能、 言語機能 または そしゃく 機能の障害	肢体不自由			
		聴覚障害	平衡機能 障害		上肢機能障害	下肢機能障害	体幹機能障害	
4 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうちいずれか1関節の機能を全廃したものの 4 一上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したものの 6 おや指またはひとさし指を含めて一上肢の3指を欠くもの 7 おや指またはひとさし指を含めて一上肢の3指の機能を全廃したものの 8 おや指またはひとさし指を含めて一上肢の4指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上または健側の長さの10分の1以上短いもの		
5 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5 一上肢のおや指およびひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指またはひとさし指を含めて一上肢の3指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節または膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上または健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	

備考

- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
- 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6 上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。



			心臓、じん臓もしくは呼吸器またはぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓の機能の障害							
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこうまたは直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	級別
	上肢機能障害	移動機能障害								
	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	4級
	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの								5級



手帳

備考

上記の表で、色が塗られている部分は、身体障害者旅客運賃割引規則（JR割引運賃）による第一種身体障害者の範囲を示しています。

手帳に記載される第一種、第二種の種別は、主に交通機関（JR・民営鉄道・旅客船など）の割引制度で利用されます。割引内容など、詳しい内容については、ご利用の交通機関等へお問い合わせください。



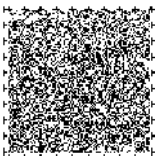


手帳

級別	視覚障害	聴覚または 平衡機能の障害		音声機能、 言語機能 または そしゃく 機能の障害	肢体不自由			
		聴覚障害	平衡機能 障害		上肢機能障害	下肢機能障害	体幹機能障害	
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の2指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指および小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指および小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節または足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上または健側の長さの20分の1以上短いもの		

備考

- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
- 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6 上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。



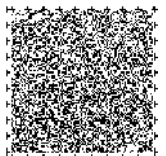
			心臓、じん臓もしくは呼吸器またはぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓の機能の障害							
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこうまたは直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	級別
	上肢機能障害	移動機能障害								
	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの								6級
	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの								7級



手帳

備 考

上記の表で、色が塗られている部分は、身体障害者旅客運賃割引規則（JR割引運賃）による第一種身体障害者の範囲を示しています。
 手帳に記載される第一種、第二種の種別は、主に交通機関（JR・民営鉄道・旅客船など）の割引制度で利用されます。
 割引内容など、詳しい内容については、ご利用の交通機関等へお問い合わせください



しょうがいしゃそうごうしえんほう じどうふくしほう 障害者総合支援法と児童福祉法

しょうがいしゃそうごうしえんほう たいけい 障害者総合支援法の体系



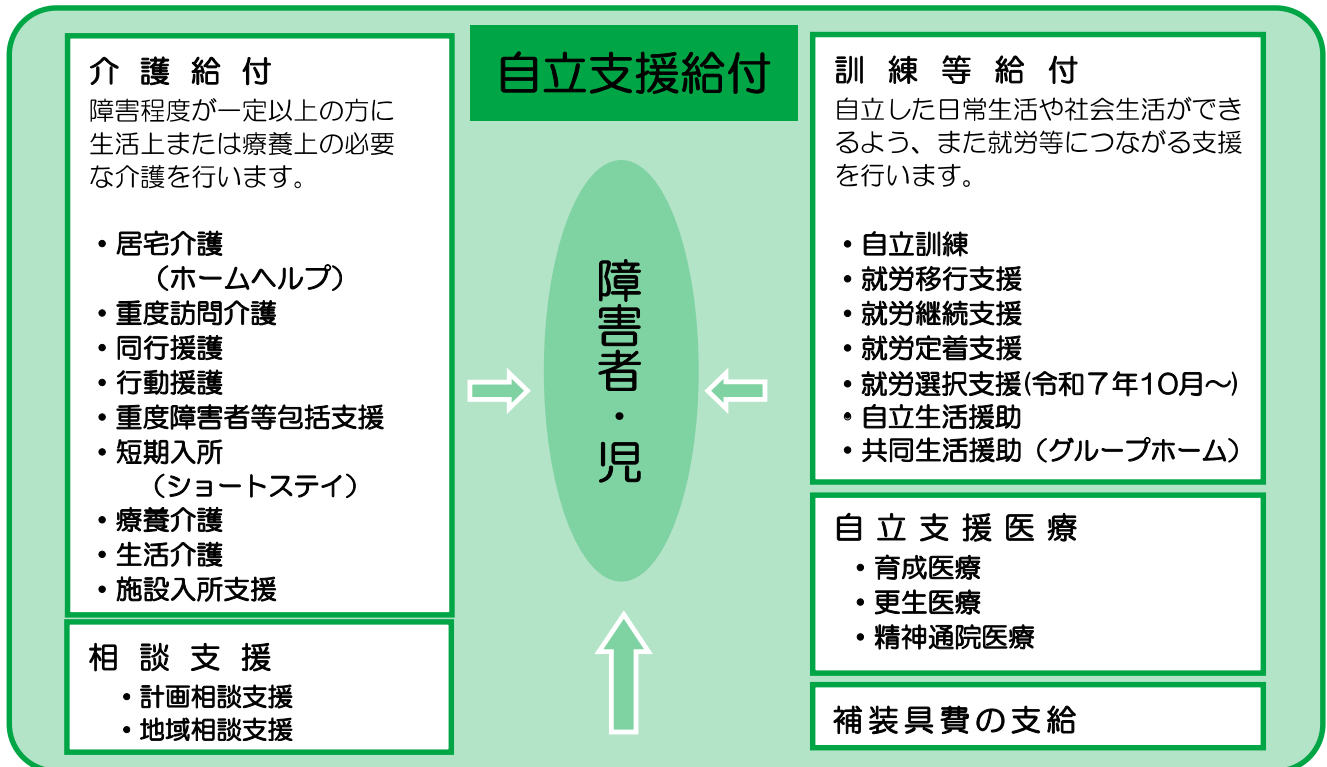
障害者総合支援法と児童福祉法

障害者総合支援法は、障害福祉サービスの充実等、日常生活および社会生活を総合的に支援するためのもので、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

利用できるサービス等については、総合福祉事務所または保健相談所へお問い合わせください。

※法律の改正等により、各種制度や内容について変更が生じることがあります。

障害者総合支援法の対象者				
身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者等	障害児



介護給付・訓練等給付の内容・対象者

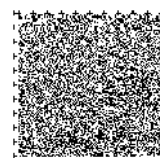
	サービス名	内容	対象者
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ) ㊟	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。目的により「身体介護」と「家事援助」などがあります。	障害支援区分1以上の方(※)
	重度訪問介護 ㊟	重度の肢体不自由者または重度の知的障害、精神障害により行動上著しい困難がある障害者で、常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	障害支援区分4以上で所定の項目に該当する方(経過措置あり)
	同行援護 ㊟	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。	同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の方
	行動援護 ㊟	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	障害支援区分3以上で、所定の項目に該当する方(※)
	重度障害者等包括支援 ㊟	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	障害支援区分6で所定の項目に該当する方
	短期入所 (ショートステイ) ㊟	自宅で介護する方が病気の場合等に、施設で短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。	障害支援区分1以上の方(※)
	療養介護 ㊟	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。	障害支援区分5以上(一部区分6以上)で所定の項目に該当する方
	生活介護 ㊟	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。	① 障害支援区分3(障害者支援施設入所者は区分4)以上の方 ② 50歳以上で障害支援区分2(障害者支援施設入所者は区分3)以上の方
	施設入所支援 ㊟	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	① 生活介護を受けている障害支援区分4(50歳以上は区分3)以上の方 ② 自立訓練か就労移行支援を受けていて所定の項目に該当する方



障害者総合支援法と児童福祉法

●障害支援区分とは

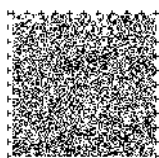
障害者等の障害の多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に表す指標です。6段階の区分で表し、支援の度合いが軽いものから区分1・区分2・区分3・区分4・区分5・区分6となっています。なお、障害支援区分には有効期間があり、有効期間終了後は更新のための再判定が必要です。





サービス名	内容	対象者
自立訓練（機能訓練） ㊦	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	左記の支援が必要な障害者
自立訓練（生活訓練） ㊦	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。	左記の支援が必要な障害者
宿泊型自立訓練 ㊦	日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している方に、一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練等を行います。	自立訓練（生活訓練）の対象者で左記の支援が必要な障害者
就労移行支援 ㊦	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労を希望し、左記の支援が必要な65歳未満の障害者または65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間引き続き障害者福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障害者に限る。）
就労継続支援A型 ㊦	一般企業への就労に結びついていない方のうち、雇用契約等に基づく就労が可能な方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	左記に該当する65歳未満の障害者または65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間引き続き障害者福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。）
就労継続支援B型 ㊦	一般企業等での就労が困難な方や、一定年齢に達している方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	左記に該当する障害者
就労定着支援 ㊦	一般就労した方に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労が継続できるよう企業・自宅等への訪問や来所により連絡調整や指導・助言を行います。	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した障害者
就労選択支援 （令和7年10月～） ㊦	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった就労の選択を支援します。	就労継続支援を利用する意向を有する障害者および現に利用している障害者
自立生活援助 ㊦	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や必要に応じての対応により支援を行います。	定期的な巡回訪問または随時通報による必要な情報の提供および助言その他の援助が必要な障害者であって、居宅において単身（家族と同居している場合でも家族等が障害、疾病等）のため、居宅における自立した日常生活を営む上での様々な問題に対する支援が見込めない状況にある障害者
共同生活援助 （グループホーム） ㊦	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行います。	身体障害者（65歳未満の者または65歳に達する日の前日までに、障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る）・知的障害者・精神障害者

㊦・・・訪問系サービス ㊦・・・日中活動系サービス ㊦・・・居住系サービス



※障害児の場合、これに相当する心身の状態であれば対象となります。

■ 難病等の対象疾病の拡大

障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等の方が加わりました。また、対象となる難病等の範囲の見直しがなされ、令和6年4月1日から、369疾病に拡大されています。対象となる方は、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援、補装具、障害児通所支援、障害児入所支援（※）および地域生活支援事業）の受給が可能です。

※障害児入所支援については、東京都練馬児童相談所（→20ページ）が窓口です。

対 象

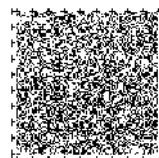
対象疾病一覧（次ページ）による障害がある方

手 続

対象疾病に罹患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証等）を持参の上、申請してください。その後、障害支援区分の認定や支給認定等の手続を経て、必要と認められたサービスを利用できることになります。

窓 口

総合福祉事務所 障害者支援係
（→9ページ）



対象疾病一覧

令和元年7月から新たに対象となった疾病
 令和3年11月から新たに対象となった疾病
 令和6年4月から新たに対象となった疾病

* 対象に変更はないが、令和元年7月に疾病表記が変更されたもの

※ 対象に変更はないが、令和6年4月に疾病表記が変更されたもの

◎ 神経フェリチン症は令和6年4月に対象疾病番号264(脳内鉄沈着神経変性症)に統合。



障害者総合支援法と児童福祉法

番号	疾病名
1	アイカルディ症候群
2	アイザックス症候群
3	IgA腎症
4	IgG4関連疾患
5	亜急性硬化性全脳炎
6	アジソン病
7	アッシャー症候群
8	アトピー性脊髄炎
9	アペール症候群
10	アミロイドーシス
11	アラジール症候群
12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病
14	アンジェルマン症候群
15	アントレー・ピクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症
17	一次性ネフローゼ症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	1p36欠失症候群
20	遺伝性自己炎症疾患
21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺
23	遺伝性腓炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血
25	ウィーバー症候群
26	ウィリアムズ症候群
27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群
29	ウェルナー症候群
30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病
32	HTRA1関連脳小血管病 ※
33	HTLV-1関連脊髄症
34	ATR-X症候群
35	ADH分泌異常症
36	エーラス・ダンロス症候群
37	エプスタイン症候群
38	エプスタイン病
39	エマヌエル症候群
40	MECP2重複症候群
41	遠位型ミオパチー

番号	疾病名
42	円錐角膜
43	黄色靑帯骨化症
44	黄斑ジストロフィー
45	大田原症候群
46	オクシタル・ホーン症候群
47	オスラー病
48	カーニー複合
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
50	潰瘍性大腸炎
51	下垂体前葉機能低下症
52	家族性地中海熱
53	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
54	家族性良性慢性天疱瘡
55	カナバン病
56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
57	歌舞伎症候群
58	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
59	カルニチン回路異常症
60	加齢黄斑変性
61	肝型糖原病
62	間質性膀胱炎(ハンナ型)
63	環状20番染色体症候群
64	関節リウマチ
65	完全大血管転位症
66	眼皮皮膚白皮症
67	偽性副甲状腺機能低下症
68	ギャロウェイ・モワト症候群
69	急性壊死性脳症
70	急性網膜壊死
71	球脊髄性筋萎縮症
72	急速進行性糸球体腎炎
73	強直性脊椎炎
74	巨細胞性動脈炎
75	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
76	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
78	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
79	筋萎縮性側索硬化症
80	筋型糖原病

番号	疾病名
81	筋ジストロフィー
82	クッシング病
83	クリオピリン関連周期熱症候群
84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
85	クルーゾン症候群
86	グルコーストランスポーター1欠損症
87	グルタル酸血症1型
88	グルタル酸血症2型
89	クロウ・深瀬症候群
90	クローン病
91	クロンカイト・カナダ症候群
92	痙攣重積型(二相性)急性脳症
93	結節性硬化症
94	結節性多発動脈炎
95	血栓性血小板減少性紫斑病
96	限局性皮質異形成
97	原発性局所多汗症
98	原発性硬化性胆管炎
99	原発性高脂血症
100	原発性側索硬化症
101	原発性胆汁性胆管炎
102	原発性免疫不全症候群
103	顕微鏡の大腸炎
104	顕微鏡的多発血管炎
105	高IgD症候群
106	好酸球性消化管疾患
107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
108	好酸球性副鼻腔炎
109	抗糸球体基底膜腎炎
110	後縦靑帯骨化症
111	甲状腺ホルモン不応症
112	拘束型心筋症
113	高チロシン血症1型
114	高チロシン血症2型
115	高チロシン血症3型
116	後天性赤芽球癆
117	広範脊柱管狭窄症
118	膠様滴状角膜ジストロフィー
119	抗リン脂質抗体症候群
120	コケイン症候群
121	コストロ症候群
122	骨形成不全症
123	骨髄異形成症候群



番号	疾病名
124	骨髄線維症
125	ゴナドトロピン分泌亢進症
126	5p欠失症候群
127	コフィン・シリス症候群
128	コフィン・ローリー症候群
129	混合性結合組織病
130	鰓耳腎症候群
131	再生不良性貧血
132	サイトメガロウイルス角膜内皮炎
133	再発性多発軟骨炎
134	左心低形成症候群
135	サルコイドーシス
136	三尖弁閉鎖症
137	三頭酵素欠損症
138	CFC症候群
139	シェーグレン症候群
140	色素性乾皮症
141	自己貪食空胞性ミオパチー
142	自己免疫性肝炎
143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症 ◎
144	自己免疫性溶血性貧血
145	四肢形成不全
146	シトステロール血症
147	シトリン欠損症
148	紫斑病性腎炎
149	脂肪萎縮症
150	若年性特発性関節炎
151	若年性肺気腫
152	シャルコー・マリー・トウス病
153	重症筋無力症
154	修正大血管転位症
155	ジュベール症候群関連疾患
156	シュワルツ・ヤンペル症候群
157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
158	神経細胞移動異常症
159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
160	神経線維腫症
161	神経有棘赤血球症
162	進行性核上性麻痺
163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
164	進行性骨化性線維異形成症
165	進行性多巣性白質脳症
166	進行性白質脳症
167	進行性ミオクロヌスてんかん
168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
170	スタージ・ウェーバー症候群

番号	疾病名
171	スティーヴンス・ジョンソン症候群
172	スミス・マギニス症候群
173	スモン
174	脆弱X症候群
175	脆弱X症候群関連疾患
176	成人発症スチル病 ※
177	成長ホルモン分泌亢進症
178	脊髄空洞症
179	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
180	脊髄髄膜瘤
181	脊髄性筋萎縮症
182	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
183	前眼部形成異常
184	全身性エリテマトーデス
185	全身性強皮症 *
186	先天異常症候群
187	先天性横隔膜ヘルニア
188	先天性核上性球麻痺
189	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
190	先天性魚鱗癬
191	先天性筋無力症候群
192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症
193	先天性三尖弁狭窄症
194	先天性腎性尿崩症
195	先天性赤血球形成異常性貧血
196	先天性僧帽弁狭窄症
197	先天性大脳白質形成不全症
198	先天性肺静脈狭窄症
199	先天性風疹症候群
200	先天性副腎低形成症
201	先天性副腎皮質酵素欠損症
202	先天性ミオパチー
203	先天性無痛無汗症
204	先天性葉酸吸収不全
205	前頭側頭葉変性症
206	線毛機能不全症候群 (カルタゲナー (Kartagener) 症候群を含む。)
207	早期ミオクロニー脳症
208	総動脈幹遺残症
209	総排泄腔遺残
210	総排泄腔外反症
211	ソトス症候群
212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
213	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
214	大脳皮質基底核変性症
215	大理石骨病

番号	疾病名
216	ダウン症候群
217	高安動脈炎
218	多系統萎縮症
219	タナトフォリック骨異形成症
220	多発血管炎性肉芽腫症
221	多発性硬化症／視神経脊髄炎
222	多発性軟骨性外骨腫症
223	多発性嚢胞腎
224	多脾症候群
225	タンジール病
226	単心室症
227	弾性線維性仮性黄色腫
228	短腸症候群
229	胆道閉鎖症
230	遅発性内リンパ水腫
231	チャージ症候群
232	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
233	中毒性表皮壊死症
234	腸管神経節細胞僅少症
235	TRPV 4異常症
236	TSH分泌亢進症
237	TNF受容体関連周期性症候群
238	低ホスファターゼ症
239	天疱瘡
240	特発性拡張型心筋症
241	特発性間質性肺炎
242	特発性基底核石灰化症
243	特発性血小板減少性紫斑病
244	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
245	特発性後天性全身性無汗症
246	特発性大腿骨頭壊死症
247	特発性多中心性キャッスルマン病
248	特発性門脈圧亢進症
249	特発性両側性感音難聴
250	突発性難聴
251	ドラベ症候群
252	中條・西村症候群
253	那須・ハコラ病
254	軟骨無形成症
255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
256	22q11.2欠失症候群
257	乳幼児肝巨大血管腫
258	尿素サイクル異常症
259	ヌーナン症候群



障害者総合支援法と児童福祉法





番号	疾病名
260	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
261	ネフロン癆
262	脳クレアチン欠乏症候群
263	脳腱黄色腫症
264	脳内鉄沈着神経変性症 ◎
265	脳表ヘモジデリン沈着症
266	膿疱性乾癬
267	囊胞性線維症
268	パーキンソン病
269	パージャー病
270	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
271	肺動脈性肺高血圧症
272	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
273	肺胞低換気症候群
274	ハッチンソン・ギルフォード症候群
275	バッド・キアリ症候群
276	ハンチントン病
277	汎発性特発性骨増殖症
278	PCDH19関連症候群
279	非ケトーシス型高グリシニン血症
280	肥厚性皮膚骨膜炎
281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
283	肥大型心筋症
284	左肺動脈右肺動脈起始症
285	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
287	ビッカースタッフ脳幹脳炎
288	非典型溶血性尿毒症症候群
289	非特異性多発性小腸潰瘍症
290	皮膚筋炎／多発性筋炎
291	びまん性汎細気管支炎
292	肥満低換気症候群
293	表皮水疱症
294	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
295	VATER症候群
296	ファイファー症候群
297	ファロー四徴症
298	ファンコニ貧血
299	封入体筋炎
300	フェニルケトン尿症

番号	疾病名
301	フォンタン術後症候群
302	複合カルボキシラーゼ欠損症
303	副甲状腺機能低下症
304	副腎白質ジストロフィー
305	副腎皮質刺激ホルモン不応症
306	ブラウ症候群
307	ブラダー・ウィリ症候群
308	プリオン病
309	プロピオン酸血症
310	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
311	閉塞性細気管支炎
312	β -ケトチオラーゼ欠損症
313	ベーチェット病
314	ベスレミアオパチー
315	ヘパリン起因性血小板減少症
316	ヘモクロマトーシス
317	ペリー病 ※
318	ペルーシド角膜辺縁変性症
319	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
320	片側巨脳症
321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
323	発作性夜間ヘモグロビン尿症
324	ホモシスチン尿症
325	ポルフィリン症
326	マリネスコ・シェーグレン症候群
327	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群 ※
328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
330	慢性再発性多発性骨髓炎
331	慢性脾炎
332	慢性特発性偽性腸閉塞症
333	ミオクロニー欠神てんかん
334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
335	ミトコンドリア病
336	無虹彩症
337	無脾症候群
338	無 β リポタンパク血症
339	メーブルシロップ尿症
340	メチルグルタコン酸尿症
341	メチルマロン酸血症
342	メビウス症候群
343	メンケス病
344	網膜色素変性症
345	もやもや病

番号	疾病名
346	モワット・ウイルソン症候群
347	薬剤性過敏症候群
348	ヤング・シンプソン症候群
349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
351	4p欠失症候群
352	ライソゾーム病
353	ラスムッセン脳炎
354	ランゲルハンス細胞組織球症
355	ランドウ・クレフナー症候群
356	リジン尿性蛋白不耐症
357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
358	両大血管右室起始症
359	リンパ管腫症/ゴーハム病
360	リンパ脈管筋腫症
361	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
362	ルビンシュタイン・ティビ症候群
363	レーベル遺伝性視神経症
364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
366	レット症候群
367	レノックス・ガストー症候群
368	ロスムンド・トムソン症候群
369	肋骨異常を伴う先天性側弯症



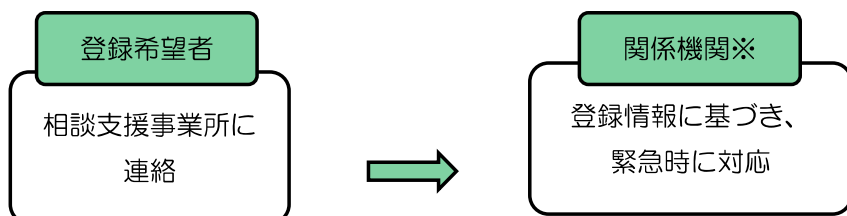
ちいきせいかつしえんきょてん
 地域生活支援拠点とは
 しょうがいしゃ
 「障害者サポートネットねりま」について

地域生活支援拠点とは、地域の障害者に対する相談や緊急時の受入れ・対応などを行う支援拠点のことです。支援機関やサービス提供事業所が連携する仕組みにより、地域全体で障害者の生活を支える環境を作ることを目的に整備を進めています。

区では、地域生活支援拠点の緊急時の対応として、「障害者サポートネットねりま」を作り、関係機関をネットワークでつないでいます。ご家族の入院などの「もしも…」に備え、事前に準備しておくことで、障害のある方の相談受付や受入れ対応の支援などを速やかに行うものです。

「もしも…」のときに不安がある方は、障害者地域生活支援センターにご相談ください。

「障害者サポートネットねりま」の登録



※障害者地域生活支援センター4所・多機能型拠点のゆめの園上宿ホーム

問合せ

障害者地域生活支援センター （→12ページ）

練馬区地域生活支援拠点

障害者サポートネットねりま

～ご家族の「もしも…」のときをサポートします～

「障害者サポートネットねりま」ってなに？

この事業は、地域生活支援拠点の緊急時対応として、ご家族の入院やケガ等の「もしも…」のときに、障害のある方の支援を速やかに行うためのしくみです。
 「もしも…」のときに不安がある方は、事前にご相談ください

ご家族のもしものときに… スムーズに支援！

事前に
ご相談ください。

お問合せ先

お近くの障害者地域生活支援センターにお電話ください。

- ★きらら（練馬） 電話3557-9222 FAX3557-2090
- ★すてっぷ（光が丘） 電話5997-7858 FAX5997-7857
- ★ういんぐ（石神井） 電話3997-2181 FAX3997-2182
- ★さくら（大塚） 電話3925-7371 FAX3925-7386

地域生活支援拠点とは
 障害者が地域で安心して暮らし続けられるように、地域の支援機関やサービス提供事業所が、障害者相談を通して連携し、地域全体で障害者の生活を支える環境をつくることを目的としています。

障害者サポートネットねりま

「登録」について

相談支援事業所または障害者地域生活支援センターにご連絡ください。
 相談支援専門員が地域生活支援拠点事業についてご説明します。
 相談支援専門員に届出書を提出し登録手続きを依頼してください。

① 相談支援事業所に連絡

相談支援専門員が、地域生活支援拠点事業についてご説明します。

② 届出書を相談支援事業所に提出

届出書

登録完了

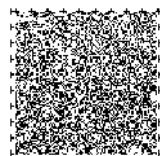
届出いただいた情報は、緊急時の調整に当たる相談支援事業所、練馬区立障害者地域生活支援センター4所（きらら、すてっぷ、ういんぐ、さくら）と練馬区内の短期入所2所（大塚つつじ荘、しずかり荘）、多機能型拠点のゆめの園上宿ホームで共有します。

情報共有

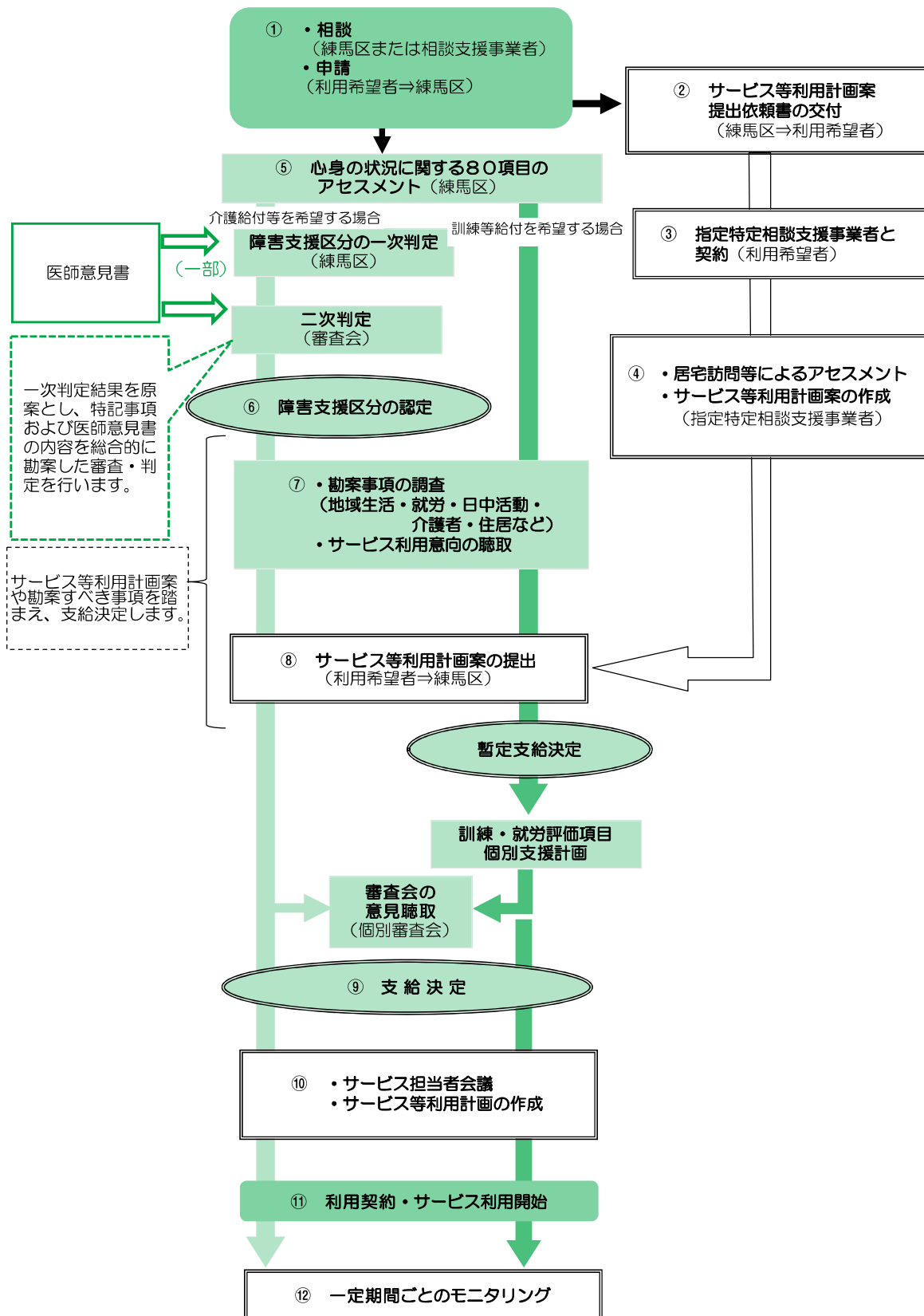
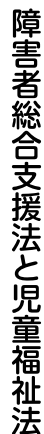
事前に届出いただいた情報をもとに、緊急時には相談支援事業所や関係機関、利用されているサービス提供事業所と協力して対応します。



障害者総合支援法と児童福祉法



しんせい りよう なが しょうがいしゃ ばあい
申請から利用までの流れ（障害者の場合）





① 相談・申請

障害福祉サービス・地域相談支援の利用を希望する方（以下「利用希望者」という）は、区に申請書を提出してください。身体・知的障害および難病等の方は総合福祉事務所（→9 ページ）、精神障害の方は保健相談所（→10 ページ）が申請の窓口です。

② サービス等利用計画案の提出依頼

区の窓口で、利用希望者に「サービス等利用計画案提出依頼書」を交付します。

③ 指定特定相談支援事業者との利用契約

利用希望者は、指定特定相談支援事業者（以下「事業者」という。→別冊版「特定相談支援事業所」）に「サービス等利用計画案」の作成を依頼してください。あわせて、サービス等利用計画案作成のため、事業者と契約を行います。なお、練馬区以外にある事業者と契約することも可能です。

④ アセスメントの実施とサービス等利用計画案の作成

利用希望者と契約を行った事業者は、利用希望者の居宅等を訪問し面接を行い、サービスを提供するうえで、解決すべき課題等を調査（アセスメント）します。事業者は、利用希望者の意向やアセスメントの結果から、サービス等利用計画案を作成します。

⑤ 心身の状況に関する 80 項目のアセスメント

区は、利用希望者の生活や障害の状況について、80 項目の調査（アセスメント）をします。

⑥ 障害支援区分の認定

区は、⑤の調査結果と医師の意見書をもとに、審査会による審査・判定を経て、障害支援区分の認定をします。

⑦ 勘案事項の調査およびサービス利用意向の聴取

区は、認定された障害支援区分と介護者や居宅の状況等を勘案するとともに、利用希望者の意向の聴き取りをします。

⑧ サービス等利用計画案の提出

利用希望者は、④で作成したサービス等利用計画案を区へ提出します。

⑨ 支給決定

区は、サービス等利用計画案や区が調査した結果をもとに、障害福祉サービスの支給または地域相談支援の給付の要否を決定し、障害福祉サービス受給者証を交付します。

⑩ サービス担当者会議とサービス等利用計画の作成

事業者は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催し、サービス事業者等との連絡調整を行ったうえで、会議等の意見を踏まえてサービス等利用計画を作成します。

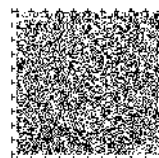
⑪ 障害福祉サービス等の利用開始

支給決定を受けた利用者は、サービス等利用計画により、指定障害福祉サービス事業者と利用契約を結び、サービスの利用を開始します。

⑫ 一定期間ごとのモニタリング

サービスの利用開始後、サービス等利用計画等が適切なものであるかどうか、定期的に検証（モニタリング）し、必要に応じて、計画内容の変更等を行います。

※セルフプラン サービス等利用計画は、事業者以外の方（本人・ご家族など）が作成・提出することも可能です。



じどうふくしほう もと 児童福祉法に基づくサービス

障害児を対象とした通所施設・事業は児童福祉法に「障害児通所支援」として位置づけられ、身近な地域での支援の充実が図られています。

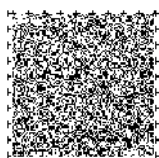


障害者総合支援法と児童福祉法

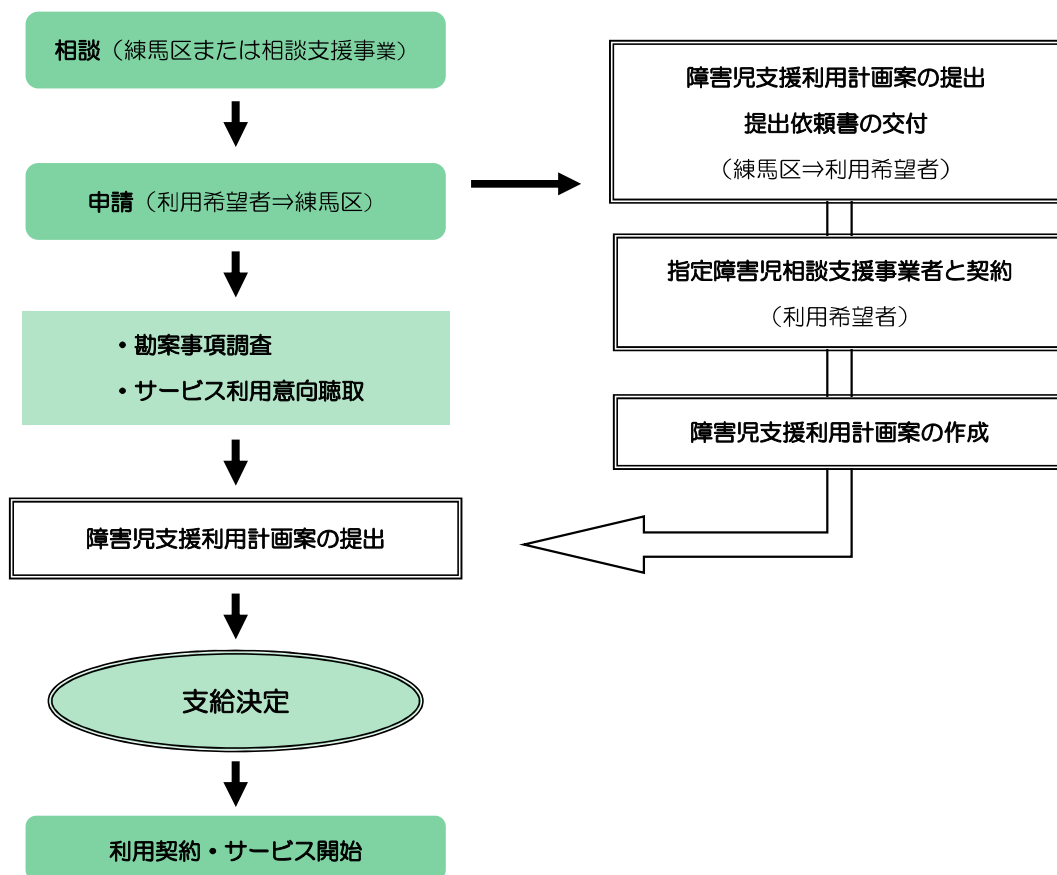
	サービス名	内容	対象
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作および知識技能の習得ならびに集団生活への適応のための支援をします。またこれにあわせて、上肢、下肢、体幹の機能障害のある児童に対して治療を行います。	障害のある未就学児で通所による療育等の支援が必要な方
	放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に障害児の生活能力の向上のために必要な支援および社会との交流促進などの支援をします。	障害のある就学児で通所による療育等の支援が必要な方
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作および知識技能の習得ならびに生活能力の向上のために必要な支援をします。	AまたはBかつCの方 A：重度の障害の状態 B：（a）人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態（＝医療的ケア児）にある場合 （b）重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態の場合 C：児童発達支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児
	保育所等訪問支援	障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援をします。	障害のある未就学児および就学児で、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援が必要な方

上記サービスを利用するにあたり、利用について申請を行い、支給決定を受けた後、利用する事業者と契約を結びます。障害者総合支援法の居宅サービスと通所支援サービスの一体的な提供も可能です。

※ 18歳未満の障害児入所サービスについては、専門的な判断を行う必要があるため、東京都練馬児童相談所（→20 ページ）が窓口となっています。



しんせい りょう なが しょうがいじ ばあい 申請から利用までの流れ（障害児の場合）



障害者総合支援法と児童福祉法

そうだんしえんじぎょう 相談支援事業

障害福祉サービスまたは障害児通所支援を申請した場合は、サービス等利用計画案または障害児支援利用計画案を提出していただきます。

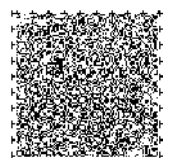
サービス等利用計画案とは、障害者の自立した地域生活の支援を効果的に行うため、必要なサービスが継続的かつ計画的に提供されるよう作成されるものです。利用者の意向をサービス等に反映しやすくし、支給決定の際に参考として用いることができるほか、支援者が個別支援計画を立てるときや、サービスを提供する際に、共通の目標を持つことができます（障害児支援利用計画案も同様です）。

計画の作成は、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者（→別冊版「特定相談支援事業所」・「障害児相談支援事業所」）が行います。なお、計画の作成に当たって利用者負担はありません。

基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談、福祉サービスの利用支援・情報提供や、地域の事業者への指導・助言などを行っています。

区内4か所の区立障害者地域生活支援センター（→別冊版「特定相談支援事業所」・「一般相談支援事業所」）を基幹相談支援センターとしています。

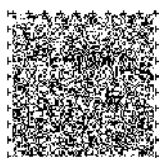


対象者と相談支援事業の内容

事業名	内容		対象者
計画相談支援	サービス利用支援	障害福祉サービス等の利用を希望する方について、心身の状況等を勘案し、サービス等利用計画を作成します。	障害福祉サービス等の利用を希望する方
	継続サービス利用支援	計画の内容について一定期間ごとに検証（モニタリング）を行い、必要に応じて計画の変更等を行います。	
障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児通所支援等の利用を希望する方について、心身の状況等を勘案し、障害児支援利用計画を作成します。	障害児通所支援等の利用を希望する方
	継続障害児支援利用援助	計画の内容について一定期間ごとに検証（モニタリング）を行い、必要に応じて計画の変更等を行います。	

また、入所施設や精神科病院などに入所・入院している方が、地域での生活に移行するための支援は、指定一般相談支援事業者（→別冊版「一般相談支援事業所」）が行います。なお、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）について、利用者負担はありません。

事業名	内容		対象者
地域相談支援	地域移行支援	地域での生活に移行するための相談、外出への同行支援、関係機関との調整等の支援を行います。	施設や精神科病院に入所・入院している等の18歳以上の障害者
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害のある方に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等に対応します。	居宅において単身であるため、緊急時の支援が見込めない状況にある障害者



りようしゃふたん 利用者負担

利用者負担はサービス量と所得に着目した負担の仕組みとされ、その負担は所得等に配慮した負担（応能負担）とされています。利用者は、所得に応じて下記の負担上限月額まで負担します。利用したサービスにかかった費用の1割相当額の方が負担上限額よりも低い場合は、1割相当額が負担額になります。



障害者総合支援法と児童福祉法

利用者負担額の上限

障害者と障害児で区分され、さらに世帯全員の収入に応じて4つの区分に分けられます。

障 害 者

区分	対象となる人	負担上限月額（円）
生活保護	生活保護世帯	0
低所得	区民税非課税世帯	0
一般 1	区民税課税世帯（合計所得割 16 万円未満）※	9,300
一般 2	上記以外	37,200

※入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者ならびに宿泊型自立訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練および精神障害者退院支援施設利用型就労移行支援を受けている方は「一般 2」となります。

障 害 児

区分	対象となる人	負担上限月額（円）
生活保護	生活保護世帯	0
低所得	区民税非課税世帯	0
一般 1	区民税課税世帯（合計所得割 28 万円未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合 4,600
		入所施設利用の場合（20 歳未満） 9,300
一般 2	上記以外	37,200

* 3歳から5歳までの児童発達支援等の利用者負担額は、満3歳になって初めて迎える4月1日から3年間無償化されます。

所得を判断する世帯の範囲は次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18 歳以上の障害者（施設に入所する 18、19 歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児（施設に入所する 18、19 歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳上の世帯

医療型障害児入所施設や療養介護を利用する場合の減免

医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、従前の福祉部分定率負担相当額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。

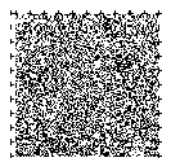
① 20 歳以上の入所者の場合

低所得の方は、少なくとも 25,000

円が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。

② 20 歳未満の入所者の場合

地域で子どもを療育する世帯と同程度の負担となるよう、負担限度額を設定し、限度額を上回る額について減免を行います。



高額障害福祉サービス等給付費

①世帯単位の軽減措置

障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む）と補装具に係る負担額の合算額が基準を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。

障害児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス費等給付費または高額障害児通所給付費が支給されます。

②高齢障害者の介護保険サービス利用者負担軽減措置（平成 30 年 4 月から）

65 歳になるまで 5 年間、介護保険相当の障害福祉サービス（注 1）の支給決定を受けていた方が、障害福祉サービス相当の介護保険サービス（注 1）に移行した場合、利用者負担を軽減するために、新高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。

なお、支給を受けるには、一定の要件があります。（注 2）

（注 1）サービスについて

介護保険相当障害福祉サービス	居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所
障害福祉サービス相当介護保険サービス	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護

（注 2）支給要件について

障害支援区分	区分 2 以上であること
所得要件	65 歳に達する日の前日において世帯の所得区分が「低所得」または「生活介護」に該当していたこと 新高額障害福祉サービス等給付費の申請時に、本人および同一の世帯に属する配偶者が市町村民税非課税者または「生活保護」に該当するものであること
その他	65 歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと

多子軽減措置（児童通所給付費の利用者負担額軽減措置）

就学前の障害児通所支援利用児童について、一定の条件に該当する場合、児童通所支援（放課後等デイサービスは除く）の利用者負担額が軽減されます。

- ① 児童通所事業利用児童の未就学の兄・姉が、幼稚園等（注 1）に通っている、もしくは児童通所支援を利用している場合、保護者が支払う利用者負担額が軽減されます。
- ② 区市町村民税所得割の合算が 77,101 円未満の世帯（年収約 360 万円未満相当世帯。区市町村民税非課税世帯、生活保護受給世帯を除く）については、未就学児に限らず、生計を一にする（注 2）負担額算定基準者（注 3）がいる場合に、軽減を受けることができます。

（注 1）「幼稚園等」とは

幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設、認定こども園、特例保育、家庭的保育事業をいいます。

（注 2）「生計を一にする」とは

同一の家計の中で生活をしていることをいいます。必ずしも同居を要件とするものではなく、余暇にはともに過ごすことを常態としていたり場合や、常に生活費や療養費を送金している場合も含みます。

(注3)「負担額算定基準者」とは

- ①通所給付決定保護者（児童通所支援を利用する保護者）の児童
- ②18歳に到達する前に通所給付決定保護者に監護されていた者
- 通所給付決定保護者の児童が成長し、18歳以上になっている場合
- 通所給付決定保護者の実子や養子である場合のほか、両親を亡くした児童を祖父母やおじ、おばが保護者として監護しており、18歳以上になっている場合なども該当します。
- ③通所給付決定保護者またはその配偶者の直系卑属（①、②を除く）
- 通所給付決定保護者が再婚することにより新たに18歳以上の者を持つに至った場合や、通所給付決定保護者が18歳以上の者を新たに養子に迎えた場合などが該当します。
- 直系卑属とは、家系図でいう縦のつながりで、子や孫など、自分よりも後の世代を指し、「実子・養子」を問いません。

グループホームの家賃助成

グループホーム（重度障害者等包括支援の一環として提供される場合も含む）の利用者（生活保護または低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

家賃	補足給付額
1万円未満の場合	実費
1万円以上の場合	1万円

※生活保護への移行を防止します。

各種負担軽減制度によっても、利用者負担のために生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げるとともに、食費等実費負担も引き下げます。

※各種軽減制度には、適用になるための条件があります。詳しくは総合福祉事務所へお問い合わせください。（→9ページ）

入所施設（医療型施設を除く）を利用する場合の食費や光熱水費等の実費負担

施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です（施設ごとに額が設定されます）。ただし、つぎのような負担軽減制度があります。

①20歳以上の入所者の場合

入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、55,000円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付については、費用の基準額を55,000円として設定し、福祉サービス費の定率負担相当額と食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。

なお、就労等により得た収入については、24,000円までは収入として認定しません。また、24,000円を超える額については、超える額の30%は収入として認定しません。

②20歳未満の入所者の場合

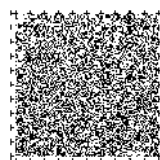
地域で子どもを養育する費用（低所得、一般1は50,000円、一般2は79,000円）と同様の負担となるように補足給付が行われます。

③通所施設の場合

低所得、一般1（グループホーム利用者（所得割16万円未満）を含む）の場合、食材料費のみの負担となります。なお、食材料費は、施設ごとに額が設定されます。



障害者総合支援法と児童福祉法



ホームヘルプとショートステイ

ここでは、介護給付サービスのなかでよく利用される「居宅介護（ホームヘルプ）」と「短期入所（ショートステイ）」について、くわしく説明します。



居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。目的により「身体介護」と「家事援助」などがあります。

対 象

身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者、難病患者等

※ 65歳以上の方および40から64歳の特定疾病（→70ページ）による介護保険の被保険者の方は、原則として介護保険サービスの利用が優先になります。

負 担 額

区民税課税世帯の方は、サービス料の1割の自己負担があります。

窓 口

- 身体障害者手帳をお持ちの方
- 愛の手帳をお持ちの方
- 難病患者等の方
総合福祉事務所 障害者支援係
(→9 ページ)
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
保健相談所 (→10 ページ)

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する方が病気の場合等に、施設で短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

対 象

身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者、難病患者等

期 間

障害福祉サービス受給者証で支給された日数

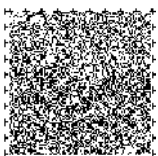
負 担 額

区民税課税世帯の方は、サービス料の1割の自己負担があります。なお、食費などの実費は自己負担となります。

窓 口

- 申請は、総合福祉事務所 障害者支援係
(→9 ページ) または保健相談所へ
(→10 ページ)

※利用できる施設は練馬区外にもあります。くわしくは総合福祉事務所または保健相談所にお問い合わせください。



ほそうぐひ しきゅう 補装具費の支給

対 象

身体障害者手帳を持っている方。支給に際しては、原則として東京都心身障害者福祉センター（→19ページ）の判定が必要です。18歳未満の児童は指定育成医療機関の医師の意見書が必要です。18歳以上の方は、区民税所得割額が46万円以上の方が世帯員（本人含む）にいる場合は対象外になります。また、介護保険の被保険者の方（65歳以上の方、40から64歳で特定疾病の方）は、介護保険と共通する種目（下表参照）については、介護保険から貸与を受けてください。

●必ず作成・修理前にご相談ください。

申 請

補装具の製作・修理をする場合は事前にご相談ください。また、平成30年4月から、「借受け」が適切と考えられる場合に、新たに補装具費の支給の対象となりました。詳しくは総合福祉事務所障害者支援係へお問い合わせください。

負 担 額

区民税課税世帯の方は、補装具の製作・修理・借受け費用のうち、補装具ごとに決められている基準額の範囲内の1割です。ただし、費用がその基準額を超えた場合にはその差額を合わせた額になります。区民税非課税世帯の方は、基準額を超えた場合の差額分が負担額となります。利用者負担額には、月額負担上限額が設定されています。同月中の利用者負担額は、複数の補装具を製作・修理・借受けした場合でも上限額の範囲内です。同一世帯に利用する方が複数いる場合は、利用者ごとに上限額を認定します。

窓 口

総合福祉事務所 障害者支援係

（→9ページ）

●戦傷病者手帳所持者（第3款症程度以上）、難病患者等の方で補装具が必要な方は、総合福祉事務所へご相談ください。

「中等度難聴児発達支援事業」

身体障害者手帳の交付の対象とならない区内在住の18歳未満の難聴の児童に対し、補聴器の購入費用助成を行う制度があります。総合福祉事務所へご相談ください。

種目一覧

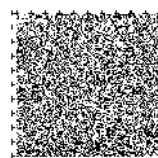
障害種別	種目
視覚障害	視覚障害者安全つえ 義眼・眼鏡・コンタクトレンズ
聴覚障害	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）
肢体不自由	義手・義足
	上肢装具・下肢装具・体幹装具・靴型装具
	姿勢保持装置
	車椅子・電動車椅子（※2）
	歩行器・歩行補助つえ（※2）
内部障害（※1）	（18歳未満の方）座位保持椅子・起立保持具・排便補助具・頭部保持具
	重度障害者用意思伝達装置
内部障害（※1）	車椅子（※2）

※1 心臓・じん臓・呼吸器・直腸・ぼうこう・小腸・免疫・肝臓が対象です（支給条件があります）。

※2 介護保険に同一種目の装具があります。



障害者総合支援法と児童福祉法



月額負担上限額は、世帯の収入に応じて4つの区分があります。

区分	対象となる人	上限額（月額/円）
生活保護	生活保護世帯の方	0
低所得 1	区民税非課税世帯で障害者または障害児の保護者の年収が80万円以下の方	0
低所得 2	区民税非課税世帯で低所得 1 以外の方	0
一般	区民税課税世帯の方	37,200

所得を判断する世帯の範囲はつぎのとおりです。

種別	世帯の範囲
18 歳以上の障害者（施設に入所する 18、19 歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児（施設に入所する 18、19 歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳上の世帯

じりつしえんいりょう 自立支援医療

更生医療

身体障害者手帳所持者の障害の除去・軽減のための手術等医療費の助成制度です。

対 象

つぎの①から③すべてにあてはまる方。

- ① 18歳以上の身体障害者手帳所持者
- ② 東京都心身障害者福祉センター等による判定の結果、給付対象と認められた方
- ③ 指定自立支援医療機関（更生医療）で受診する方

内 容

障害の程度を軽くしたり、取り除いたり、障害の進行を防いだりする医療費の本人負担分の一部を助成します（人工透析、人工関節置換術、心臓のペースメーカー埋め込み手術、抗HIV療法などが対象となります）。

窓 口

総合福祉事務所障害者支援係

（→9 ページ）

育成医療

対 象

つぎの①から③すべてにあてはまる方。

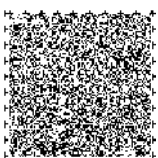
- ① 保護者が練馬区に住所を有する 18 歳未満の児童
- ② 身体に機能障害があり、手術等により確実な治療効果が期待できる方
- ③ 指定自立支援医療機関（育成医療）で治療している方

内 容

指定自立支援医療機関において生活能力を得るための医療費の一部を助成します（医療保険の対象になる範囲内）。

窓 口

- 保健相談所（→10 ページ）
- 保健予防課 管理係
電話 03-5984-2484



精神通院医療

窓 □

対 象

精神疾患を理由として通院している方。

内 容

各種保険適用後の医療費が助成され、自己負担は原則1割となります。また、所得状況や疾病などに応じて、自己負担に月額上限額が設定されます。

●保健相談所（→10 ページ）

●保健予防課 精神保健係

電話 03-5984-4764



障害者総合支援法と児童福祉法

医療費（自己負担額）

更生医療・育成医療・精神通院医療の各指定医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割を原則として自己負担します。ただし、所得に応じて負担上限額が設定されています。

【更生医療】

区分	対象となる世帯（※1）	上限額（月額/円）
生活保護	生活保護世帯	0円・自己負担なし
低所得1	区民税非課税世帯で障害者の年収が80万円以下	2,500
低所得2	区民税非課税世帯で低所得1以外	5,000
中間的な所得	区民税課税世帯で区民税の合計所得割が23万5千円未満	医療保険の自己負担限度額と同額（※2）
一定所得以上	区民税課税世帯で区民税の合計所得割が23万5千円以上	自立支援医療支給の対象外（※2）

【育成医療】

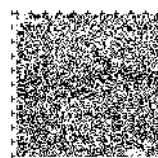
区分	対象となる世帯（※1）	上限額（月額/円）
一定所得以下	生活保護 生活保護世帯	0円・自己負担なし
	低所得1 区民税非課税世帯で保護者それぞれの年収が80万円以下	2,500
	低所得2 区民税非課税世帯で低所得1以外	5,000
中間的な所得	中間1 区民税課税世帯で区民税の合計所得割が3万3千円未満	5,000
	中間2 区民税課税世帯で区民税の合計所得割が3万3千円以上23万5千円未満	10,000
一定所得以上	区民税課税世帯で区民税の合計所得割が23万5千円以上	自立支援医療支給の対象外（※2）

【精神通院医療】

区分	対象となる世帯（※1）	上限額（月額/円）
生活保護	生活保護世帯	0円・自己負担なし
低所得1	区民税非課税世帯で本人の年収が80万円以下	2,500
低所得2	区民税非課税世帯で低所得1以外	5,000
中間所得層1	区民税課税世帯で区民税の合計所得割が3万3千円未満	1割負担（※2）
中間所得層2	区民税課税世帯で区民税の合計所得割が3万3千円以上23万5千円未満	
一定所得以上	区民税課税世帯で区民税の合計所得割が23万5千円以上	自立支援医療支給の対象外（※2）

※1 所得を判断する世帯の範囲は、健康保険（共済を含む）では被保険者本人、国民健康保険または後期高齢者医療制度では同じ保険に加入している家族全員となります。

※2 高額治療継続者（重度かつ継続）に該当する場合は、次のページを参照してください。



高額治療継続者の負担軽減

高額治療継続者（重度かつ継続）の場合には、更生医療・育成医療・精神通院医療で、一定所得以上でも自立支援医療の対象となります（経過的特例による）。

また、更生医療の「中間的な所得」の自己負担上限額が前ページの表とは別に決められています。それぞれの上限額は以下のとおりです。

【更生医療】

区分	対象となる世帯	上限額（月額／円）
中間所得層 1	区民税課税世帯で区民税の合計所得割が 3 万 3 千円未満	5,000
中間所得層 2	区民税課税世帯で区民税の合計所得割が 3 万 3 千円以上 23 万 5 千円未満	10,000
一定所得以上	区民税課税世帯で区民税の合計所得割が 23 万 5 千円以上	20,000

【育成医療】

区分	対象となる世帯	上限額（月額／円）
一定所得以上	区民税課税世帯で区民税の合計所得割が 23 万 5 千円以上	20,000

【精神通院医療】

区分	対象となる世帯	上限額（月額／円）
中間所得層 1	区民税課税世帯で区民税の合計所得割が 3 万 3 千円未満	5,000
中間所得層 2	区民税課税世帯で区民税の合計所得割が 3 万 3 千円以上 23 万 5 千円未満	10,000
一定所得以上	区民税課税世帯で区民税の合計所得割が 23 万 5 千円以上	20,000

※ 高額治療継続者（重度かつ継続）には、当面は以下のような方が該当します。

● 疾病等から対象となる方

更生医療・育成医療

じん臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）

● 精神通院医療

症状性を含む器質性精神障害、精神作用物質使用による精神および行動の障害、統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害、気分障害、てんかん等

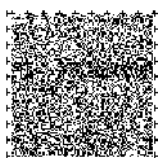
● 疾病等に関わらず高額な費用負担が継続することから対象となる方

医療保険の多数該当の方

入院時の食費

入院している方の食費は定められた額を自己負担しますが、所得の低い方は減額されます。

（精神通院医療は、対象外）



ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業

相談支援

障害のある方や障害児の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための支援を行います。

負担額 無料

実施場所 障害者地域生活支援センター
(→12 ページ)

移動支援

社会生活上必要不可欠な外出または社会参加を目的とした外出時の移動を支援します。

対象

- 屋外での移動が困難な障害者等
ただし、施設入所者、入院中の方、重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援を利用している方は原則として、対象となりません。

利用時間

障害状況、家族状況、生活状況により、必要に応じて時間数を決定します。
(上限あり)

負担額 介護給付に準じます。
(→51 ページ)

窓口

総合福祉事務所 障害者支援係
(→9 ページ)
または保健相談所へ (→10 ページ)

意思疎通支援

(1) 手話通訳者の派遣

手話通訳の方法により、障害者等の意思疎通を仲介する手話通訳者の派遣を行います。

(2) 要約筆記者の派遣

要約筆記の方法により、障害者等の意思疎通を仲介する要約筆記者の派遣を行います。

費用 無料

利用回数

通院や官公庁での手続きには回数の制限なく利用できます。それ以外は、月2回まで利用できます。

窓口

- 派遣依頼
東京手話通訳等派遣センター
電話/FAX 03-3341-5635
電子メール
nerima@tokyo-shuwacenter.or.jp

- 問合せ
障害者サービス調整担当課障害調整係
電話 03-5984-1456
FAX 03-5984-1215

(3) 失語症者向け意思疎通支援者の派遣

失語症者の意思疎通を支援するため、当事者が参加する区内の活動団体に意思疎通支援者を派遣します。

費用 無料

窓口

障害者サービス調整担当課障害調整係
電話 03-5984-1456

地域活動支援センター

(1) 地域活動支援センターⅠ型

各障害者地域生活支援センターにおいて、創作活動または生産活動の機会の提供社会との交流の促進等の便宜を提供します。

各センターの主な事業は、次ページ、一覧を参照してください。

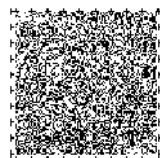
詳細な事業内容・参加費用等については、各センターのホームページや広報誌をご覧ください。センターにお問い合わせください。

窓口

障害者地域生活支援センター
(→12 ページ)



障害者総合支援法と児童福祉法



主な事業の一覧（地域活動支援センターⅠ型）

施設名	主な事業
豊玉障害者地域生活支援センター（きらら）	パソコン教室、昼食会、茶道、卓球・練馬区健康いきいき体操、花くらぶ（園芸）、地域交流、SST（社会生活技能訓練）等
光が丘障害者地域生活支援センター（すてっぴ）	パソコン教室、生活ステップアップ（主に知的障害の方が対象の勉強会）、ピアカウンセリング、料理、ヨガ、音楽等
石神井障害者地域生活支援センター（ういんぐ）	パソコン教室、夕食会、茶道、園芸、卓球、就労支援プログラム、IMR（リカバリーと病気の自己管理）、地域交流等
大泉障害者地域生活支援センター（さくら）	料理、くらふとわーく等の当事者向けプログラム、福祉講座、運動、ペアピア（家族向け）相談、地域交流スペース『からふる』、花づくり（園芸）などの地域と共に行うプログラム等

（2）地域活動支援センターⅢ型

※アとイの2施設があり、事業の内容が異なります。

ア クラブハウス「シンプルライフ」において、主に精神障害者に対して、相談や創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

対 象

主として、区内在住の精神障害者

費 用

1日の利用につき、50円
（別に年会費1,000円）

問 合 せ

NPO法人 ホサナ
クラブハウス「シンプルライフ」
電話 03-6914-6456
携帯電話 070-1518-2226
FAX 03-6914-6456
〒176-0012
豊玉北1-12-3 聖書キリスト教会内

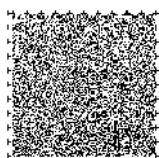
イ 中村橋福祉ケアセンターの地域活動支援センター事業において、主に高次脳機能障害のある方が意欲的に取り組める活動を通して生活リズムを整え、地域生活の再構築に向けて支援します。

また、自主的な活動により、仲間との交流や社会参加を促し、趣味的活動、軽運動、レクリエーション等を行います。

対 象

- 区内在住で高次脳機能障害等の症状があり、治療的リハビリテーションや自立訓練等を終了された方

・介護保険、障害福祉サービスの通所サービスを利用中の方は、ご相談ください。



費 用

利用時間に応じた定額負担があります。

※個々の状況に応じて軽減される場合があります。

窓 口

- 施設への問い合わせは、中村橋福祉ケアセンター（→11ページ）
- 申請は、総合福祉事務所障害者支援係（→9ページ）または保健相談所（→10ページ）

訪問入浴サービス

重度身体障害者等（介護保険の対象者を除く）で、家族等の介護だけでは入浴困難な方を対象として、巡回入浴車による訪問入浴サービスを行います（52回/年を限度。ただし、居宅介護等により入浴介助等サービスを利用している方は不可）。

負 担 額

無料

窓 口

総合福祉事務所 障害者支援係
（→9ページ）

日中一時支援

在宅の障害者（児）に対し、家族の一時的な休息等を目的として、日中施設での活動場所の提供、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を一時的に行います。

負 担 額

生活保護世帯および区民税非課税世帯は無料、区民税課税世帯は1割負担です（月額負担上限額があります）。

窓 口

- 総合福祉事務所 障害者支援係（→9ページ）
- 保健相談所（→10ページ）

■ 手話講習会

聴覚障害者の福祉向上のため、手話ボランティアおよび手話通訳者の養成を行います。

また、中途失聴者・難聴者を対象としたクラスもあります。

対 象

練馬区在住・在勤（在学）の高校生以上の方

内 容

原則として、毎週火曜日および水曜日の午前中または夜間に、光が丘区民センター他にて開催

（初・中・上級・中途失聴者難聴者クラス・手話通訳者養成クラス）

費 用

2,400 円／年（中途失聴者難聴者クラスの方および障害者手帳をお持ちの方は無料）。別にテキストの実費負担あり。

窓 口

中村橋福祉ケアセンター（心身障害者福祉センター）（→11 ページ）

■ 自動車運転教習費の助成

対 象

つぎのすべてに該当する方。

- ① 身体障害者手帳 1 級から 3 級の方、歩行困難な状態にある内部障害 4 級または下肢・体幹機能障害 4・5 級の方、愛の手帳をお持ちの方
- ② 運転免許適性試験に合格した方で、運転免許取得日から 1 年以内の方
- ③ 運転免許取得時および助成申請時において練馬区内に住所を有する方
- ④ 区民税所得割額が 251,200 円以下である方

内 容

自動車運転教習所入所料、技術講習料、学科講習料および教材費に相当する費用の 2/3 のうち、区民税所得割額に応じて、164,800 円、144,200 円、123,600 円（限定解除は 20,600 円）のいずれかを上限とした助成が受けられます。

窓 口 総合福祉事務所 障害者支援係
（→9 ページ）

■ 自動車改造費の助成

対 象

身体障害者手帳 1・2 級の上肢、下肢または体幹機能障害者が、就労等のために自ら運転する車を所有している場合または取得するとき、自動車の改造（操向装置（ハンドル等）・駆動装置（アクセル・ブレーキ等））に要する経費が助成されます。ただし、所得制限があります。

内 容

助成額 133,900 円以内

窓 口

総合福祉事務所 障害者支援係
（→9 ページ）

■ 重度障害者大学等修学支援事業

対 象

区内に在住でつぎのすべてに該当する方。

- ① 重度訪問介護を利用している方、またはそれに準ずる方
- ② 入学後に停学その他の処分を受けていない方
- ③ 学習の意欲があり、適切に単位を修得している方

内 容

障害者の社会参加および大学等における重度障害者の修学のために必要な支援体制の構築を促進することを目的として、重度障害者の大学等（大学院および短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校および各種学校への修学に必要な身体介護等を提供します。

負 担 額

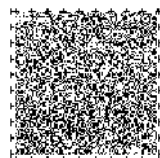
原則 1 割

窓 口

総合福祉事務所 障害者支援係
（→9 ページ）



障害者総合支援法と児童福祉法



重度障害者等就労支援事業

対 象

原則として、区内に在住でつぎのすべてに該当する方。

- ① 練馬区から重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けていること。
- ② 1週間の所定労働時間が10時間以上であること。

内 容

就労機会の拡大および社会参加の促進を図ることを目的として、雇用施策と福祉施策が連携し、重度障害者等が通勤や職場等で必要となる支援を行います。

負 担 額

原則1割

窓 口

総合福祉事務所 障害者支援係
(→9 ページ)

在宅生活あんしん事業

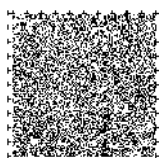
(1) 緊急通報システム

自分の胸にかけたペンダント式の無線発信器や通報装置のボタンを押すと民間の受信センターにつながります。受信センターが状況を確認し、必要に応じて東京消防庁へ出動要請します。

機器に内蔵された温湿度センサーにより、熱中症発生のリスクが高い状態になると注意喚起のアナウンスが流れます。

対 象

区内在住でひとり暮らしまたはそれに準ずる1・2級の身体障害者（内部障害は3級以上）および障害者総合支援法の対象となる難病患者等で、お申込み時の年齢が65歳未満の方。



内 容

緊急通報システムのオプション機能として以下の機能が利用できます。

① 生活リズムセンサー

自宅での動きの回数が一定に満たない場合に、警備員が自宅に駆けつけ状況確認します。

② 見守り電話

安否確認などのため、コールセンターから週1回電話連絡をします。

負 担 額

無料

窓 口

総合福祉事務所 障害者支援係
(→9 ページ)

(2) 見守りICT機器導入費用助成

見守り等を支援する機器を導入した際の費用の一部を助成します（助成は1世帯あたり1回限り）。

助成対象機器は、高齢者見守りネットワーク事業協定を締結している団体が提供する機器のうち、区が指定する機器です。

対 象

次の①②を満たす方

- ① 練馬区内に住所を有し、かつ居住している方で、身体障害者手帳、愛の手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方または難病患者等の方。
- ② 令和6年4月1日以降に対象機器を導入した方。

内 容

助成対象機器の初期費用に要した額
(上限10,000円)

負 担 額

月額利用料等

窓 口

総合福祉事務所 障害者支援係
(→9 ページ)

日常生活用具の給付

内 容

在宅の心身障害者（児）を対象に、日常生活を円滑にしたり、介護者の負担を軽減するための用具を給付します（給付は原則として1世帯あたり同一種目について1件（個）限り）。給付した用具が故障等した場合は個人負担で修理していただきます。用具の給付は、区が業者に委託して実施し、助成する費用を区が直接業者に支払います。現金給付ではありませんので必ず購入前にご相談ください。

なお、区民税所得割額が46万円以上の方が世帯員（本人含む）にいる場合は対象外になります。（世帯の範囲は補装具費の支給と同様）（→56 ページ）

※介護保険の被保険者の方（65 歳以上の方、40 から 64 歳で特定疾病の方）は、介護保険と共通する種目（種目等一覧表の㊦マーク）については、介護保険から給付・貸与を受けてください。

負 担 額

区民税課税世帯の方は、サービス料の1割の自己負担があります。なお、月額負担上限額については補装具費の支給と同様です。

窓 口

総合福祉事務所 障害者支援係（→9 ページ）
（日常生活用具の種類と対象については次ページ参照。）

「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業」

在宅で生活する小児慢性特定疾病の医療受給者証をお持ちの方で、障害者総合支援法による給付を受けられない方に、日常生活用具を給付します。（所得に応じて自己負担あり）管轄の総合福祉事務所へご相談ください。

住宅設備改善費の給付

内 容

重度の身体障害者（児）や難病患者等が日常生活を円滑にすることを目的として、住宅の一部を改善するための費用を助成します（小規模改修または中規模改修に係る設備改善費の給付は、一世帯当たり同一種目につき限度額の範囲内。屋内移動設備または昇降機に係る設備改善費の給付は原則として1世帯あたり1回限り）。

改善工事は、区が業者に委託し、助成する費用を区が直接業者に支払います。現金給付ではありませんので必ず事前にご相談ください。

なお、区民税所得割額が 46 万円以上の方が世帯員（本人含む）にいる場合は対象外になります（世帯の範囲は補装具費の支給と同様）。（→56 ページ）

※65 歳以上の方は、屋内移動設備、階段昇降機のみ対象。40 から 64 歳で介護保険の対象となる方は、介護保険の住宅改修費（種目等一覧表の㊦マーク）の支給を受けたうえでも費用に不足がある場合に給付対象となります（小規模住宅改修については、介護保険から給付を受けてください）。詳しくはお問い合わせください。

負 担 額

区民税課税世帯の方は、サービス料の1割の自己負担があります。なお、月額負担上限額については補装具費の支給と同様です。

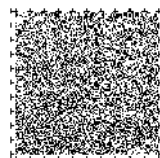
窓 口

総合福祉事務所 障害者支援係
（→9 ページ）

（住宅設備改善費の給付の種目と対象者については68ページ参照）



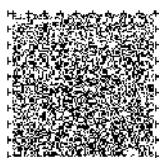
障害者総合支援法と児童福祉法



日常生活用具の給付 種類等一覧表

(令和6年4月現在)

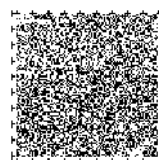
障害名等	種類	年齢	給付条件	限度額(円)	耐用年数
 障害者総合支援法と児童福祉法 肢体不自由	下肢・体幹	特殊寝台 ㊦	学齢児以上 1・2 級	162,800	8 年
		特殊尿器 (自動吸引式) ㊦	学齢児以上 1 級 常時介助が必要な方	154,500	5 年
		入浴担架	3 歳以上 1・2 級 入浴に介助が必要な方	133,900	5 年
		体位変換器 ㊦	学齢児以上 1・2 級 下着交換等に介助が必要な方	15,000	5 年
		移動用リフト・スリングシート ㊦	3 歳以上 1・2 級	400,000 スリングシート(入浴担架の支給を受けていない者は2回支給可) 50,000	4 年
		訓練いす	3 歳以上 18 歳未満 1・2 級	33,100	5 年
		入浴補助用具 ㊦	3 歳以上 入浴に介助が必要な方 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	90,000	8 年
		ポータブルトイレ ㊦	学齢児以上 1・2 級 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	23,100	8 年
		歩行支援用具 ㊦	3 歳以上 住居内の移動等に介助が必要な方 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	60,000	8 年
		排泄支援用具	排泄時の移動、座位保持、動作、排泄後の処理行為等を補助できる補高便座等であって、障害者(児)または介護者が容易に使用できるもの ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	22,260 移乗台については 90,000	8 年
	上肢	特殊マット ㊦	3 歳以上 18 歳未満 1・2 級	71,000	5 年
			18 歳以上 1 級 常時介助が必要な方		
		電磁調理器	18 歳以上 下肢・体幹 1 級 肢体不自由者のみの世帯、これに準ずる世帯	41,000	6 年
		情報通信支援装置	1・2 級	100,000	5 年
		電磁調理器	18 歳以上 上肢 1・2 級 肢体不自由者のみの世帯、これに準ずる世帯	41,000	6 年



障害名等		種類	年齢	給付条件	限度額（円）	耐用年数
肢体不自由	—	携帯用会話補助装置	学齢児以上	音声言語に著しい障害のある方	285,000	5 年
		収尿器		高度の排尿障害のある方	17,000	6 か月
		紙おむつ	3 歳以上	脳性まひによる肢体不自由または脳原性運動機能障害の手帳の交付を受けた方で、排尿もしくは排便の意思表示が困難な方	12,000/月	
呼吸器		ネブライザー(吸入器)		呼吸器機能障害の程度が3 級以上、または医師の意見書によりその障害を生ずる原因となった疾病に起因する呼吸器の障害のため、必要性が認められた方	36,000	5 年
		電気式たん吸引器		その障害を生ずる原因となった疾病に起因する呼吸器の障害のため、必要性が認められた方	56,400	5 年
		吸引・吸入両用器		必要性が認められた方	92,400	5 年
		動脈血中酸素飽和測定器 (パルスオキシメーター)		呼吸器機能障害の程度が原則として3 級以上の方、または医師の意見書によりその障害を生ずる原因となった疾病に起因する呼吸器の障害のため、必要性が認められた方	157,500	5 年
		発電機		人工呼吸器を使用し、呼吸器機能障害の程度が3 級以上の方、または人工呼吸器を使用し、医師の意見書によりその障害を生ずる原因となった疾病に起因する呼吸器の障害のため、必要性が認められた方	212,000	5 年
		蓄電池			104,000	5 年
		カーインバーター			40,000	5 年
視覚		音声案内機器	学齢児以上	1・2 級	62,790	6 年
		音声式体温計	学齢児以上	1・2 級	9,000	5 年
		体重計	18歳以上	1・2 級 視覚障害者のみの世帯、これに準ずる世帯	18,000	5 年
		点字ディスプレイ	学齢児以上	1・2 級	383,500	6 年
		点字器		点字の使用ができるか、可能になる方	10,400	5 年
		点字タイプライター	学齢児以上	1・2 級 就労中、就労見込み、就学中の方	63,100	5 年
		視覚障害者用ポータブルレコーダー	学齢児以上	1・2 級	録音再生機 85,000 再生専用機 48,000	6 年
		視覚障害者用地上デジタル放送受信ラジオ	学齢児以上	1・2 級	29,000	10 年
		視覚障害者用活字文書読み上げ装置	学齢児以上	1・2 級	文字情報を 読み取るもの 198,000 音声コード等 を読み取るもの 99,800	6 年
		視覚障害者用拡大読書器	学齢児以上	本装置により文字等読むことが可能な方	198,000	6 年
		時計	学齢児以上	1・2 級	13,300	7 年

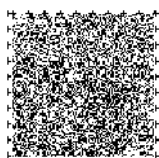


障害者総合支援法と児童福祉法





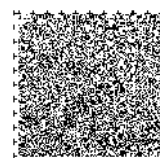
障害名等		種類	年齢	給付条件	限度額（円）	耐用年数
視覚		点字図書	学齢児以上	点字の利用が可能な方 雑誌を除く、年間 6 タイトルまたは 24 巻を限度。	点字図書の 価格	—
		大活字図書		大活字図書の利用が可能な方	60,000	—
		音響案内装置	学齢児以上	1・2 級	12,000	10 年
		情報通信支援装置		1・2 級	100,000	5 年
		電磁調理器	18歳以上	1・2 級 視覚障害者のみの世帯、これに準ずる世帯	41,000	6 年
		音声式血圧計	18歳以上	1・2 級 視覚障害者のみの世帯、これに準ずる世帯	15,000	5 年
聴覚		屋内信号装置	18歳以上	2 級 聴覚障害者のみの世帯、これに準ずる世帯	87,400	10 年
		拡聴器	学齢児以上	4 級以上	38,200	6 年
		聴覚障害者用 情報受信装置		本装置によりテレビの視聴が可能 になる方	本体のみ 75,000 CS アンテナ等 付属機を含む 88,900	6 年
		聴覚障害者用通信 装置	学齢児以上	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として 必要な方	25,000	5 年
		フラッシュベル	学齢児以上	3 級以上	12,400	10 年
		携帯用信号装置	学齢児以上	3 級以上	20,200	6 年
		火災警報器	18歳以上	聴覚障害の程度が、2級の方（聴覚 障害者のみの世帯およびこれに準 ずる世帯で日常生活上必要と認め られる世帯に限る。）	発信機および受信機セット 51,300 発信機のみ 16,300	8 年
音声言語 平衡	音声言語	聴覚障害者用通信 装置	学齢児以上	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として 必要な方	25,000	5 年
		フラッシュベル	学齢児以上	3 級以上	12,400	10 年
		携帯用信号装置	学齢児以上	3 級以上	20,200	6 年
		人工喉頭		音声機能障害の手帳の交付を受け、発声の困難な方	70,100	5 年
		人工鼻		喉頭を摘出した方	23,100/月	—
		携帯用会話補助装置	学齢児以上	音声言語に著しい障害のある方	285,000	5 年
	平衡	歩行支援用具 ㊦	3歳以上	住居内の移動等に介助が必要な方 ただし、設置に当たり住宅改修を 伴うものを除く	60,000	8 年



障害名等		種類	年齢	給付条件	限度額（円）	耐用年数
直腸 ぼうこう 小腸	直腸 ぼうこう 小腸	ストマ装具		①人工肛門、人工ぼうこうを造設した方 ②カテーテル常時留置により尿路変更を行っている方	消化器系 8,858/月 泌尿器系 11,639/月	—
		紙おむつ	3歳以上	上記ストマ装具の対象者で、ストマの変形もしくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ装具を装着できない方 直腸機能障害またはぼうこう機能障害の手帳の交付を受けた方で、先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による排尿機能障害または排便機能障害のある方、先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する排便機能障害のある方	12,000/月	洗腸装具は6か月
	おむつ	収尿器		高度の排尿障害のある方	17,000	6か月
その他	身体障害全般	つえ		つえの使用により、歩行機能を補うことが可能な方	5,000	3年
	じん臓	透析液加温器	3歳以上	人工透析を必要とする自己連続携行式腹膜灌流患者(医師の証明書が必要)	72,100	5年
	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)	自動消火装置		1・2級 火災の感知、避難が難しい障害者のみの世帯、これに準ずる世帯	28,700	8年
		車いす用 レインコート	学齢児以上	肢体不自由または内部障害 1・2級 車椅子使用の方	19,000	5年
	精神障害者保健福祉手帳	頭部保護帽		歩行や座位が不安定な方 てんかん発作等により頻繁に転倒する方	36,750	3年
				てんかん発作等により頻繁に転倒する方		
	愛の手帳	自動消火装置		1・2度 火災の感知、避難が難しい障害者のみの世帯、これに準ずる世帯	28,700	8年
		電磁調理器	18歳以上	1・2度	41,000	6年
		特殊マット ㊦	3歳以上	1・2度 失禁対策用	71,000	5年
		携帯用会話補助装置	学齢児以上	コミュニケーションの手段として必要な方	285,000	5年
	難病	特殊寝台 ㊦	学齢児以上	疾病により下肢または体幹機能に障害のある方もしくは寝たきりの状態にある方	162,800	8年
		特殊尿器（自動吸引式）	学齢児以上	疾病により自力で排尿できない方	154,500	5年
		体位変換器 ㊦	学齢児以上	疾病により寝たきりの状態にある方	15,000	5年



障害者総合支援法と児童福祉法



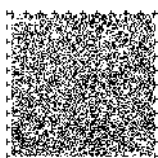


障害名等	種類	年齢	給付条件	限度額(円)	耐用年数
その他	難病	移動用リフト・スリングシート ⑩	3歳以上 疾病により下肢または体幹機能に障害のある方	400,000 スリングシート（入浴担架の支給を受けていない者は2回支給可） 50,000	4年
		訓練用ベッド	疾病により、下肢または体幹機能に障害のある方で、医師により訓練の必要があると認められた方	159,200	8年
		入浴補助用具 ⑩	3歳以上 疾病により入浴に介助が必要な方 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	90,000	8年
		ポータブルトイレ ⑩	学齢児以上 疾病により常時介護を要する方 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	23,100	8年
		歩行支援用具 ⑩	3歳以上 疾病により下肢が不自由な方 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	60,000	8年
		特殊マット ⑩	3歳以上 疾病により寝たきりの状態にある方	71,000	5年
		ネブライザー（吸入器）	疾病により呼吸器機能に障害がある方	36,000	5年
		電気式たん吸引器	疾病により呼吸器機能に障害がある方	56,400	5年
		吸引・吸入両用器	疾病により呼吸器機能に障害がある方	92,400	5年
		動脈血酸素飽和測定器（パルスオキシメーター）	疾病により人工呼吸器の装着が必要な方	157,500	5年
		発電機	疾病により人工呼吸器の装着が必要な方	212,000	5年
		蓄電池		104,000	5年
		カーインバーター		40,000	5年

住宅設備改善費の給付 種目等一覧表

（令和6年4月現在）

種目	対象者	限度額(円)
小規模改修⑩	学齢児以上 65歳未満で、下肢・体幹に係る障害のうちいずれかの程度が3級以上の方または補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者（ただし、洗浄機能付便座への取り替えについては上肢障害2級以上の方）、難病患者等で、下肢または体幹機能に障害のある方	200,000
中規模改修	学齢児以上 65歳未満で、下肢・体幹に係る障害のうちいずれかの程度が2級以上の方または補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者	641,000
屋内移動設備	学齢児以上で、上肢・下肢・体幹に係る障害のうちいずれかの程度が1級で歩行ができない方または補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者で歩行ができない方	機器 1,469,000 設置費 530,000
階段昇降機	学齢児以上で、上肢・下肢・体幹に係る障害のうちいずれかの程度が1級で歩行ができない方または補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者で歩行ができない方	876,000



じりつしえんきゅうふひとう かんれん じぎょう 自立支援給付費等と関連する事業

しょうがいしゃそうごうしえんほう ふくし
○障害者総合支援法による福祉サービスではありません

緊急一時保護（家庭委託）

保護者または家族の疾病、事故、出産、近親者の冠婚葬祭などのため、緊急に保護が必要となる障害者（児）を、他の家庭に保護を委託します。1 か月につき5 日間まで利用できます。

対 象

- ① 身体障害者手帳 1・2 級の方
- ② 愛の手帳 1～4 度の方
- ③ 脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方

窓 口

総合福祉事務所 障害者支援係
(→9 ページ)

重度脳性まひ者の介護

20 歳以上の身体障害者手帳 1 級の重度脳性まひ者に、障害者本人の推薦による介護人（家族に限る）を派遣し、外出の付き添いその他必要な支援を行います。

※障害者総合支援法による、障害福祉サービス（短期入所を除く）、移動支援等の利用をされている方は対象外です。

窓 口

総合福祉事務所 障害者支援係
(→9 ページ)

重症心身障害児（者）等 在宅レスパイトおよび当該 家族の就労等支援事業

在宅で生活する重症心身障害児（者）等を支える家族等の介護負担を軽減および当該家族の就労等を支援することで、重症心身障害児（者）等の健康の保持とその家族の福祉の向上を図ることを目的として、自宅に訪問看護事業所から看護師等を派遣し、日頃家族が行っている医療的ケアや療養上の世話を家族に代わって提供する事業です。

対 象

次のすべてに該当する方

- ① 区内に住所を有する方
- ② アカイのどちらかに該当する方
ア 18 歳に達するまでに愛の手帳 1 度または 2 度程度の知的障害および身体障害者手帳 1 級または 2 級程度の身体障害（自ら歩くことができない程度の肢体不自由に限る。）を有するに至った方
イ 日常生活を営むために、別表に規定するいずれかの医療的ケアを要する状態にある 18 歳未満の方
- ③ 家族等による在宅介護を受けて生活している方
- ④ 訪問看護により医療的ケアを受けている方
- ⑤ 現在利用している訪問看護事業所が当事業について区と契約をしていること。

実施回数

利用者 1 人につき 1 年度の間に 144 時間を上限（1 回につき 2～4 時間まで、30 分単位での利用）

負担額

利用者の世帯収入に応じた自己負担があります。

申し込み

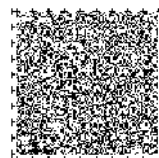
総合福祉事務所 障害者支援係
(→9 ページ)

問 合 せ

障害者サービス調整担当課
障害者給付係
電話 03-5984-1021



障害者総合支援法と児童福祉法



別表

① 人工呼吸器管理 ※1	⑦ 中心静脈栄養（IVH）
② 気管内挿管、気管切開	⑧ 経管（経鼻・胃ろう含む。）
③ 鼻咽喉頭エアウェイ	⑨ 腸ろう・経管栄養
④ 酸素吸入	⑩ 継続する透析（腹膜灌流を含む。）
⑤ 6回 / 日以上 of 頻回の吸引	⑪ 定期導尿（3回 / 日以上）※2
⑥ ネブライザー 6回 / 日以上または継続使用	⑫ 人工肛門

※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAP などは人工呼吸器に含む。

※2 人工膀胱を含む。



障害者総合支援法と児童福祉法

しょうがいしゃそうごうしえんほう

りょう

障害者総合支援法によるサービスをご利用になっている

さいいじょう かた
40歳以上の方へ

介護保険サービスと障害者総合支援法によるサービスで共通するものは、原則として介護保険サービスを優先します。つぎの①または②に該当する方は、介護保険の要介護・要支援認定の申請をしてください。

① 65 歳以上の方

② 医療保険に加入している 40～64 歳で、つぎの特定疾病が原因でサービスを必要とする方

とくでいしつべい

特定疾病

医学的に、加齢による心身の変化に起因すると考えられる疾病で、16 種類が指定されています。

① がん

（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

② 関節リウマチ（かんせつりうち）

③ 筋萎縮性側索硬化症

（きんいしゅくせいそくさくこうかしょう）

④ 後縦靱帯骨化症

（こうじゅうじんたいこっかしょう）

⑤ 骨折を伴う骨粗しょう症

（こっせつをともなうこつそしょうしょう）

⑥ 初老期における認知症

（しょうろうきにおけるにんちしょう）

⑦ パーキンソン病関連疾患

（ばーきんそんびょうかんれんしかん）

⑧ 脊髄小脳変性症

（せきずいしょうのうへんせいしょう）

⑨ 脊柱管狭窄症

（せきちゅうかんきょうさくしょう）

⑩ 早老症（そうろうしょう）

⑪ 多系統萎縮症（たけいとういしゅくしょう）

⑫ 糖尿病性神経障害（とうにようびょうせいしんけいしょうがい）、糖尿病性腎症（とうにようびょうせいじんしょう）および糖尿病性網膜症（とうにようびょうせいもうまくしょう）

⑬ 脳血管疾患（のうけっかんしかん）

⑭ 閉塞性動脈硬化症

（へいそくせいどうみゃくこうかしょう）

⑮ 慢性閉塞性肺疾患

（まんせいへいそくせいはいしかん）

⑯ 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症（りょうそくのしつかんせつまたはこかんせつにいちじるしいへんけいとともなうへんけいせいかんせつしょう）

窓 □

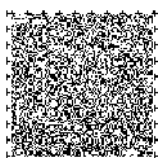
●地域包括支援センター（→96ページ）

●介護保険課（区役所東庁舎 4 階）

介護認定第一係

電話 03-5984-2867

FAX 03-3993-6362



電子メール

KAIGO@city.nerima.tokyo.jp

ホームページ

[https://www.city.nerima.tokyo.jp/](https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/index.html)

[hokenfukushi/kaigohoken/index.html](https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/index.html)

●しおりに記載されているサービスで介護保険と関連している事業の一覧

介護保険と関連している以下の事業については、原則として介護保険が優先します。ただし、心身の状況等により、利用できる場合がありますので、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談ください。

事業名	ページ
居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）	54
補装具費の支給	55
訪問入浴サービス	60
日常生活用具の給付	63
住宅設備改善費の給付	63
車いす・介護用ベッドの貸出し	96



障害者総合支援法と児童福祉法



てあて ねんきん 手当・年金

とくべつしょうがいしゃてあて くにせいど 特別障害者手当（国制度）

対 象

年齢が 20 歳以上でつぎのいずれかに該当する方

- ① 表Aの障害が 2 つ以上あるもの
- ② 表Aの障害が 1 つあり、かつ表Bの障害が 2 つ以上あるもの
- ③ 障害等の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

支給制限

つぎのいずれかに該当するときは支給されません。

- ① 施設に入所しているとき

② 病院などに 3 か月を超えて入院しているとき

③ 本人または配偶者・扶養義務者の所得が制限基準額を超えているとき

（→84 ページ）

手 当 額

月額 28,840 円（令和 6 年 4 月分から）

支給月等

5・8・11・2 月

（前 3 か月分を年 4 回本人の指定口座に振り込みます）

窓 口

総合福祉事務所 福祉事務係（→9 ページ）

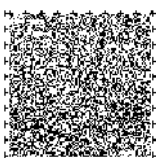
表 A

1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
4	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（内部障害など）
7	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

表 B

1	両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの又は一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4	そしゃく機能を失ったもの
5	音声又は言語機能を失ったもの
6	両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの
7	一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢の全ての指を欠くもの若しくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの
8	一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの（内部障害など）
11	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの



しょうがいじふくしてあて くにせいど 障害児福祉手当（国制度）

対 象

年齢が 20 歳未満で表Cに定める程度の障害がある方

支給制限

つぎの 3 項目のうち、いずれかに該当するときは支給されません。

- ① 施設に入所している方
- ② 障害を事由とする公的な年金の給付を受けている方
- ③ 本人または配偶者・扶養義務者の所得が制限基準額を超えているとき
(→84 ページ)

手 当 額

月額 15,690 円（令和 6 年 4 月分から）

支給月等

5・8・11・2 月

（前 3 か月分を年 4 回本人の指定口座に振り込みます）

窓 口

総合福祉事務所 福祉事務係

(→9 ページ)



手
当
・
年
金

表C

1	両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を 2 分の 1 以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

けいかてきふくしてあて くにせいど 経過的福祉手当（国制度）

対 象

昭和 61 年 3 月 31 日時点で国の制度の福祉手当を受給していた 20 歳以上の方のうち、特別障害者手当、障害を理由とする年金のいずれかの支給も受けられない方に、引き続き支給します。

手 当 額

月額 15,690 円（令和 6 年 4 月分から）

支給制限

つぎの 3 項目のうち、いずれかに該当するときは支給されません。

- ① 施設に入所している方
- ② 障害を事由とする公的な年金の給付を受けている方
- ③ 本人または配偶者・扶養義務者の所得が制限基準額を超えているとき
(→84 ページ)

支給月等

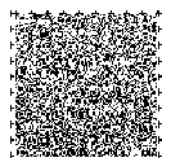
5・8・11・2 月

（前 3 か月分を年 4 回本人の指定口座に振り込みます）

窓 口

総合福祉事務所 福祉事務係

(→9 ページ)



じゅうどしんしんしょうがいしゃてあて とせいど 重度心身障害者手当（都制度）

対 象

心身につぎのいずれかの障害がある方

- ① 重度の知的障害で、常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状がある方
- ② 重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方
- ③ 重度の肢体不自由で、両上肢と両下肢の機能が失われ、かつ座位を保つことが困難な方

障害の判定

東京都心身障害者福祉センター
（→19 ページ）の医師が行います。

支給制限

つぎのいずれかに該当するときは支給されません。

- ① 施設に入所している方
- ② 原則として 65 歳以上の新規申請の方
- ③ 本人（20 歳未満は扶養義務者）の所得が制限基準額を超える方（→84 ページ）
- ④ 病院などに継続して、3 か月を超えて入院している方

手 当 額

月額60,000円

支給月等

毎月

（本人または代行者の指定口座に振り込まれます）

窓 口

総合福祉事務所 福祉事務係（→9 ページ）

しんしんしょうがいしゃふくしてあて くせいど 心身障害者福祉手当（区制度）

対 象

練馬区内に住所のある方で、つぎのいずれかの障害がある方

- 1 ① 身体障害者手帳 1・2 級
② 愛の手帳 1～3 度
③ 脳性まひまたは進行性筋萎縮症
④ 区の指定する難病の方で難病医療費助成（→85 ページ）の受給者証をお持ちの方
⑤ 小児慢性特定疾病医療費助成（→85 ページ）の受給者証をお持ちの方で区の指定する難病の方
- 2 ① 身体障害者手帳 3 級
② 愛の手帳 4 度
③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級

※ 指定難病について詳しくは東京都保健医療局のホームページをご覧ください。

支給制限

つぎのいずれかに該当するときは支給されません。

- ① 原則として 65 歳以上の新規申請の方
- ② 児童育成手当（障害手当）を受けている方
- ③ 本人（20 歳未満は保護者）の所得が制限基準額を超える方（→84 ページ）
- ④ 施設などに入所している方

手 当 額

対象者 1 の方 月額 15,500 円

対象者 2 の方 月額 10,000 円

支 給 月

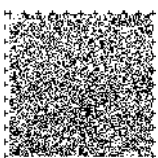
4・8・12 月

（前4か月分を年3回本人の指定口座に振り込みます）

窓 口

総合福祉事務所 福祉事務係（→9 ページ）

※精神障害者保健福祉手帳 1 級の方は、保健予防課精神保健係（電話 03-5984-4764）または保健相談所（→10 ページ）



じどういくせいてあて しょうがいてあて
児童育成手当 一 障害手当一

対 象

つぎのいずれかに該当する 20 歳未満の
 児童を養育している父母または養育者

- ① 身体障害者手帳 1・2 級程度の児童
- ② 愛の手帳 1～3 度程度の児童
- ③ 脳性まひまたは進行性筋萎縮症の児童
- ④ ①～③以外でも診断書等により認定
 される場合もあります

支給制限

つぎのいずれかに該当するときは支給さ
 れません。

- ① 児童が児童福祉施設に入所しているとき
- ② 父母・養育者の所得が限度額
 (→84 ページ) を超えているとき
- ③ 心身障害者福祉手当を受給しているとき

手 当 額

月額 15,500 円

支 給 月

2・6・10 月 (年 3 回)
 (12 日 (12 日が土・日・祝日にあたる
 場合は直前の平日) に各支払月の前月分
 までを指定口座に振り込みます)

窓 口

- 申請は、区役所 子育て支援課 児童手
 当係または練馬を除く総合福祉事務所
 福祉事務係 (→9 ページ)
- 問い合わせは、区役所 子育て支援課
 児童手当係
 電 話 03-5984-5824
 FAX 03-5984-1220



手
当
・
年
金

じどういくせいてあて いくせいてあて
児童育成手当 一 育成手当一

対 象

つぎのいずれかに該当する 18 歳になっ
 た年度の 3 月 31 日までの児童を養育して
 いる方

- ① 父または母に、重度の障害がある
 (身体障害者手帳 1・2 級程度)
- ② 父母が離婚
- ③ 父または母が死亡または生死不明
- ④ 父または母に 1 年以上遺棄されてい
 る児童
- ⑤ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑥ 父または母が 1 年以上拘禁されてい
 る状態
- ⑦ 父または母がDV (配偶者からの暴
 力) によって裁判所の保護命令を受
 けた児童

支給制限

つぎのいずれかに該当するときは支給さ
 れません。

- ① 児童が児童福祉施設に入所しているとき

- ② 父母・養育者の所得が限度額 (→84 ペ
 ージ) を超えているとき
- ③ 児童が保護者 (申請者) の配偶者と生計
 を同じくしているとき

(配偶者には事実上の配偶者も含む。ただし、
 父または母に重度の障害があるときを除く)

手 当 額

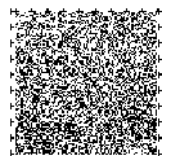
月額 13,500 円

支 給 月

2・6・10 月 (年 3 回)
 (12 日 (12 日が土・日・祝日にあたる
 場合は直前の平日) に各支払月の前月分
 までを指定口座に振り込みます)

窓 口

- 申請は、区役所 子育て支援課 児童手
 当係または練馬を除く総合福祉事務所
 福祉事務係 (→9 ページ)
- 問い合わせは、区役所 子育て支援課
 児童手当係
 電 話 03-5984-5824
 FAX 03-5984-1220



とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当

対 象

つぎのいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している父母または養育者

- ① 身体障害者手帳 1～3 級程度、下肢障害については 4 級の一部を含む児童
- ② 愛の手帳 1～3 度程度の児童
- ③ ①、②の他の障害・疾病等により日常生活に著しい制限を受ける児童
(→79 ページ)

支給制限

つぎのいずれかに該当するときは支給されません。

- ① 児童が施設に入所しているとき
- ② 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けているとき
- ③ 父母・養育者・扶養義務者の所得が限度額(→84ページ)を超えているとき
- ④ 児童または受給資格者が日本国内に住所が無いとき

手 当 額

特児1 級 月額 55,350円

特児2 級 月額 36,860円

(令和 6 年 4 月分から)

※手当額は、消費者物価指数の変動に応じて毎年改定されます。

支 給 月 4・8・11月(年3回)

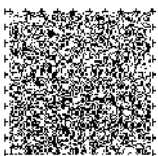
(11 日(11 日が土・日・祝日にあたる場合は直前の平日)に 4 月・8月は前月分まで、11 月は当月分までを指定口座に振り込みます)

窓 口

- 申請は、区役所 子育て支援課 児童手当係または練馬を除く総合福祉事務所福祉事務係(→9ページ)
- 問い合わせは、区役所 子育て支援課 児童手当係
電 話 03-5984-5824
FAX 03-5984-1220



手
当
・
年
金



しどうふようてあて 児童扶養手当

対 象

つぎのいずれかに該当する 18 歳になった年度の 3 月 31 日までの児童(ただし、身体障害者手帳 1～3 級、愛の手帳 1～2 度程度、特別児童扶養手当の支給対象の児童は 20 歳未満→78 ページ別表第 1)を養育している父母または養育者

- ① 父母が離婚
- ② 父または母が死亡または生死不明
- ③ 父または母に重度の障害がある
(おおむね身体障害者手帳 1・2 級程度→78 ページ別表第 2)
- ④ 父または母に 1 年以上遺棄されている状態
- ⑤ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑥ 父または母が 1 年以上拘禁されている状態
- ⑦ 父または母が DV (配偶者からの暴力) によって裁判所の保護命令を受けた児童

支給制限

つぎのいずれかに該当するときは支給停止、減額もしくは資格喪失となることがあります。

- ① 父・母・養育者・扶養義務者の所得が限度額(→84 ページ)を超えているとき
- ② 児童が児童福祉施設に入所しているとき
- ③ 児童または受給資格者が日本国内に住所が無いとき
- ④ 児童または受給資格者が公的年金を受給しているときや、児童が父または母に支給される公的年金の加算の対象になっているとき(さかのぼりで受給になったときも含む)

※ただし、④は公的年金給付等の額が児童扶養手当の額よりも低い場合は、その差額分の手当が受給できます。

- ⑤ 児童が父母と生計を同じくしているとき
- ⑥ 児童が父または母の配偶者(事実上の配偶者を含む)に養育されているとき等、児童を監護しなくなったとき

※ただし、⑤⑥は、父または母に重度の障害があるときを除く

手 当 額

児童数	全部支給(円)	一部支給(円)
児童1人目	45,500	10,740～45,490
児童2人目	10,750	5,380～10,740
児童3人目以降	6,450	3,230～6,440

(令和 6 年 4 月分から)

※令和 6 年 11 月分から、児童 3 人目以降の支給額が児童 2 人目と同額に引き上げられます。

※手当額は、消費者物価指数の変動に応じて毎年改定されます。

支 給 月

奇数月(年 6 回)

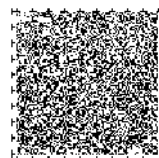
(12 日(12 日が土・日・祝日にあたる場合は直前の平日)に各支払月の前月分までを指定口座に振り込みます)

窓 口

- 申請は、区役所 子育て支援課 児童手当係
または練馬を除く総合福祉事務所福祉事務係(→9 ページ)
- 問い合わせは、区役所 子育て支援課 児童手当係
電話 03-5984-5824
FAX 03-5984-1220



手
当
・
年
金



児童扶養手当法施行令（別表第1）

障害の程度	障害の状態
1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に著しい障害を有するもの
4	そしゃくの機能を欠くもの
5	音声または言語機能に著しい障害を有するもの
6	両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
7	両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
8	1上肢の機能に著しい障害を有するもの
9	1上肢の全ての指を欠くもの
10	1上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
11	両下肢の全ての指を欠くもの
12	1下肢の機能に著しい障害を有するもの
13	1下肢を足関節以上で欠くもの
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17	身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

児童扶養手当法施行令（別表第2）

障害の程度	障害の状態
1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢の全ての指を欠くもの
5	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
10	精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視または介護を必要とする程度の障害を有するもの
11	傷病が治らないで、身体の機能または精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視または介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、内閣総理大臣が定めるもの

備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

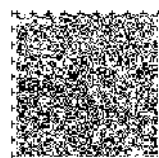
特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（別表第3）

障害の程度		障害の状態
1級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢の全ての指を欠くもの
	5	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
障害の程度		障害の状態
2級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声または言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	1上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	1上肢の全ての指を欠くもの
	10	1上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢の全ての指を欠くもの
	12	1下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	1下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの



手当・年金

備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。



しょうがい き そねんきん
障 害 基 礎 年 金 (国民年金)

受給要件

1 次の①～③の条件をすべて満たした場合に受給できます。

① 障害の原因となった病気やけがの初診日（障害の原因となった病気やけがで初めて診察を受けた日）が、以下のいずれかの間にあること

- ・国民年金加入期間
- ・20歳前、または国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間

② 初診日の前々月までの保険料納付期間と免除期間が、加入期間の3分の2以上であること（令和8年3月31日までは、初診日の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと）

③ 障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、またはその期間内に治った日〔症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む〕に、国民年金法に定める障害等級の1・2級に該当していること（障害者手帳の級とは別です）

2 20歳前に初診日がある病気やけがで、国民年金法に定める障害等級1・2級の障害があるときは、20歳になった月の翌月（20歳になった後に障害認定日があるときは、その認定月の翌月）から受給できます。ただし、本人の所得により支給が減額または停止になる場合があります。

3 他に、後で症状が重くなった場合に請求できる事後重症制度や、前に発生した障害と後に新たに発生した障害とを併合して認定する制度等があります。

また、5年以上前に受給権が発生した場合、5年を経過した分の受給は時効によって消滅します。

年 金 額 （令和6年4月1日現在）

1 級 1,020,000円

2 級 816,000円

なお、障害基礎年金の受給権を得た当時、受給権者により生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子（その子に障害等級の1・2級の障害がある場合は20歳未満）があるときはつぎの加算があります。

	2人目まで	3人目から
加算対象の子 (1人について) 加算額 →	234,800円	78,300円

支 給 月

2・4・6・8・10・12月

（年6回2か月分を支給）

窓 口

●区役所 国保年金課 国民年金係

電 話 03-5984-4561

FAX 03-3993-3260

●練馬年金事務所

電 話 03-3904-5491

〒177-8510

石神井町4-27-37

特別障害給付金

受給要件

現在、障害基礎年金 1 級・2 級相当の障害に該当している方で、次の①～③の条件を全て満たした場合に支給されます。

- ① 初診日が次のいずれかの任意加入していなかった期間内にあること
 - ・国民年金任意加入対象であった昭和 61 年 3 月 31 日以前の被用者（厚生年金・共済組合等の加入者）の配偶者であった期間
 - ・国民年金任意加入対象であった平成 3 年 3 月 31 日以前の学生期間
- ※平成 3 年（1991 年）3 月 31 日までに 20 歳に到達していない方は除く。
- ② 障害基礎年金・障害厚生年金等を受給

できないこと

- ③ 65 歳に達する日の前日までに障害基礎年金 1 級・2 級相当の障害に該当していること

支給額（令和 6 年 4 月 1 日現在）

障害の程度が障害基礎年金 1 級に該当する場合
→月額 55,350 円

障害の程度が障害基礎年金 2 級に該当する場合
→月額 44,280 円

※所得制限や他の公的年金等を受けている場合の制限があります。

窓口

区役所 国保年金課 国民年金係

電話 03-5984-4561

FAX 03-3993-3260



手
当
・
年
金

障害厚生年金（厚生年金）

障害厚生年金は、厚生年金加入中に初診日のある病気・けががもとで、障害認定日（初診日から 1 年 6 か月を経過した日、またはその期間内に治った日〔症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む〕）に一定の障害に該当する場合に支給されます。障害等級 1 級・2 級の場合は「障害基礎年金 + 障害厚生年金」が支給されます。障害等級 3 級の場合は、厚生年金独自の給付として 3 級の障害厚生年金のみが支給されます。

なお、初診日から 5 年以内に病気やけがが治り、3 級よりも軽い障害が残った時は、障害手当金（一時金）が支給される場合があります。

受給要件

- ① 障害の原因となった病気やけがの初診日に厚生年金の被保険者であるとき
- ② 障害認定日の障害の程度が 1 級～3 級に該当すること

- ③ 初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること

年金額

障害の程度による等級と平均標準報酬月額などにより算出されます。（障害者手帳の級とは別です）

窓口

練馬年金事務所

電話 03-3904-5491

〒177-8510

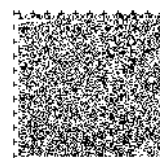
石神井町 4-27-37

相談窓口

年金事務所・年金相談センター・

日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/>



心身障害者扶養共済

障害者を扶養する保護者が死亡したときなどに、残された障害者の生活の安定を図るため保護者が加入する制度です。

掛 金

9,300 円～23,300 円（加入時の年齢によって異なります）

窓 口

総合福祉事務所 福祉事務係（→9 ページ）

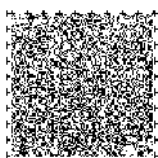
年 金

保護者が死亡または重度障害になったとき、1 口あたり月額 2 万円の年金が支給されます。（2 口まで加入可）

国民年金法障害等級表（身体障害者手帳等とは認定基準が異なります）

* 視覚障害については、令和 4 年 1 月 1 日付で、障害等級表が改正されています。

障害の程度		障害の状態
1 級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能にすわっていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの



障害の程度		障害の状態
2級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声または言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指およびひとさし指またはなか指を欠くもの
	7	両上肢のおや指およびひとさし指またはなか指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢のすべての指を欠くもの
	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。



手
当
・
年
金



年金・手当等の給付額および所得制限基準額

種別	所得者 扶養者数	年金・手当月額（円）		本人の所得限度額（円）				
				0人	1人	2人	3人	4人
障害基礎年金	1級	年額 1,020,000		3,704,000	4,084,000	4,464,000	4,844,000	5,224,000
	2級	年額 816,000						
特別児童扶養手当(国)	特児 1級	55,350		4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	6,116,000
	特児 2級	36,860						
児童扶養手当(国) ※令和6年11月～	全部支給	45,500		690,000	1,070,000	1,450,000	1,830,000	2,210,000
	一部支給	45,490～10,740		2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	3,600,000
児童育成手当(都)	障害手当	15,500						
	育成手当	13,500						
特別障害者手当(国)	—	28,840						
障害児福祉手当(国)	—	15,690						
経過的福祉手当(国)	—	15,690		3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000
重度心身障害者手当(都)	—	60,000						
心身障害者福祉手当(区)	身障手帳 1・2級等	15,500						
	身障手帳 3級等	10,000						
心身障害者医療費助成	—							



手当・年金

種別	所得者 扶養者数	配偶者または扶養義務者の所得限度額（円）				
		0人	1人	2人	3人	4人
障害基礎年金						
特別障害者手当(国)						
障害児福祉手当(国)		6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000
経過的福祉手当(国)						
特別児童扶養手当(国)						
児童扶養手当(国)		2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	3,880,000
児童育成手当(都)						
重度心身障害者手当(都)		3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000
心身障害者福祉手当(区)						
心身障害者医療費助成						

- 注1 所得とは年間総収入（税込み）額から給与所得の場合は給与所得控除を、事業所得の場合は必要経費をそれぞれ引いた額です。なお、所得額を計算する場合、住民税の控除とは異なります。くわしくは、各担当係へお問い合わせください。
- 注2 児童育成手当（障害手当）、特別児童扶養手当の場合、「本人の所得限度額」の本人とは、支給対象児童の父母またはその児童を養育する方です。児童育成手当（障害手当）は配偶者がいる場合、配偶者の所得は「配偶者または扶養義務者の所得限度額」になります。
- 注3 児童扶養手当の場合、「本人の所得限度額」の本人とは、支給対象児童の父母またはその児童を養育する方です。配偶者や同居親族の方の所得は「配偶者または扶養義務者の所得限度額」になります。なお、離婚・未婚の場合には所得に養育費の8割相当額が加算されます。
- 注4 ひとり親家庭等医療費助成制度の限度額は、児童扶養手当（一部支給）の額と同一です。
- 注5 重度心身障害者手当の場合は、本人（20歳未満は扶養義務者の所得）の所得制限額です。
- 注6 心身障害者福祉手当（区）の場合は、本人（20歳未満は保護者の所得）の所得制限額です。
- 注7 心身障害者医療費助成の場合は、本人（20歳未満（社会保険の本人は除く）は医療保険の被保険者の所得）の所得制限額です。
- 注8 特別児童扶養手当、児童扶養手当の手当額については、消費者物価指数の変動に応じて毎年改定されます。
- 注9 障害基礎年金の、年金額（年額）については、令和6年4月1日以降の金額を記載しています。特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当および児童扶養手当の、手当月額については、令和6年4月1日以降の金額を記載しています。
- 注10 障害基礎年金の所得制限は20歳前に初診日がある病気やけがで国民年金法に定める障害等級1・2級の障害の状態になった方のみに適用されます。
- 注11 福祉タクシー・紙おむつ・自動車燃料費の所得制限額は、心身障害者福祉手当（区）と同一です。
- 注12 特別児童扶養手当、児童扶養手当、児童育成手当の所得限度額には、社会保険料相当額一律8万円を加算します。
- 注13 特別児童扶養手当、児童扶養手当、児童育成手当について、給与所得または公的年金に係る所得を有する方は、その合計額から10万円（合計額が10万円を下回る場合はその額）を控除します。



いりょう 医療

しんしんしょうがいしゃいりょうひじょせい 心身障害者医療費助成（マル障）

各種保険適用後の自己負担額の一部を助成します。

対象

練馬区内に住所があるつぎのいずれかの方

① 身体障害者手帳 1・2 級

（内部障害は 3 級まで）の方

② 愛の手帳 1・2 度の方

③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

※対象の障害者手帳をお持ちのお子さんで、高校生等医療費助成（マル青）が終了した方は切替え手続についてお問い合わせください。（令和 5 年 4 月 マル青制度開始）

制限

つぎのいずれかに該当する方は助成を受けることはできません。

① 健康保険に未加入の方

② 生活保護等を受けている方

③ 原則として 65 歳以上の新規申請の方

④ 後期高齢者医療制度の受給者で住民税が課税されている方

⑤ 所得制限基準額を超える方

（→84 ページ）

窓口

総合福祉事務所 福祉事務係（→9 ページ）

※精神障害者保健福祉手帳 1 級の方は、保健予防課精神保健係（電話 03-5984-4764）または保健相談所（→10 ページ）



医療

しょうにまんせいとくていしっぺいりょうひじょせい 小児慢性特定疾病医療費助成

対象

次の①②を満たす方

① 東京都に住所がある 18 歳未満の方

② 小児慢性特定疾病の対象疾病リスト

（小児慢性特定疾病情報センターのホームページに掲載）に該当し、東京都が認定した方

内容

認定された疾病について、各種保険適用後の自己負担額から、患者一部自己負担限度額を除いた額を助成します。

窓口

●保健相談所（→10 ページ）

●保健予防課 管理係

電話 03-5984-2484

※小児慢性特定疾病の日常生活用具給付制度があります。（→63 ページ）

※小児慢性特定疾病医療費助成に該当する方は、心身障害者福祉手当を受給できる場合があります。（→74 ページ）

なんびょういりょうひじょせい 難病医療費助成

対象

次の①②を満たす方

① 東京都に住所がある方

② 別表の対象疾病に罹患し、東京都が認定した方

※都単独難病の場合、生活保護受給世帯は対象外

内容

認定された疾病について、各種保険適用後の自己負担額から、患者一部自己負担限度額を除いた額を助成します。

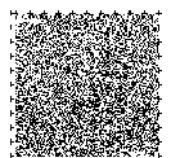
窓口

●保健相談所（→10 ページ）

●保健予防課 管理係

電話 03-5984-2484

※難病医療費助成に該当する方は、心身障害者福祉手当を受給できる場合があります。（→74 ページ）



対象疾病 令和6年10月1日現在
【国指定難病（341 疾病）】

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	球脊髄性筋萎縮症	39	中毒性表皮壊死症	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
2	筋萎縮性側索硬化症	40	高安動脈炎	78	下垂体前葉機能低下症
3	脊髄性筋萎縮症	41	巨細胞性動脈炎	79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
4	原発性側索硬化症	42	結節性多発動脈炎	80	甲状腺ホルモン不応症
5	進行性核上性麻痺	43	顕微鏡的多発血管炎	81	先天性副腎皮質酵素欠損症
6	パーキンソン病	44	多発血管炎性肉芽腫症	82	先天性副腎低形成症
7	大脳皮質基底核変性症	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	83	アジソン病
8	ハンチントン病	46	悪性関節リウマチ	84	サルコイドーシス
9	神経有棘赤血球症	47	バージャー病	85	特発性間質性肺炎
10	シャルコー・マリー・トゥース病	48	原発性抗リン脂質抗体症候群	86	肺動脈性肺高血圧症
11	重症筋無力症	49	全身性エリテマトーデス	87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
12	先天性筋無力症候群	50	皮膚筋炎／多発性筋炎	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	51	全身性強皮症	89	リンパ脈管筋腫症
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	52	混合性結合組織病	90	網膜色素変性症
15	封入体筋炎	53	シェーグレン症候群	91	バッド・キアリ症候群
16	クロウ・深瀬症候群	54	成人発症スチル病	92	特発性門脈圧亢進症
17	多系統萎縮症	55	再発性多発軟骨炎	93	原発性胆汁性胆管炎
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	56	ベーチェット病	94	原発性硬化性胆管炎
19	ライソゾーム病	57	特発性拡張型心筋症	95	自己免疫性肝炎
20	副腎白質ジストロフィー	58	肥大型心筋症	96	クローン病
21	ミトコンドリア病	59	拘束型心筋症	97	潰瘍性大腸炎
22	もやもや病	60	再生不良性貧血	98	好酸球性消化管疾患
23	プリオン病	61	自己免疫性溶血性貧血	99	慢性特発性偽性腸閉塞症
24	亜急性硬化性全脳炎	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
25	進行性多巣性白質脳症	63	特発性血小板減少性紫斑病	101	腸管神経節細胞僅少症
26	HTLV-1 関連脊髄症	64	血栓性血小板減少性紫斑病	102	ルビンシュタイン・ティビ症候群
27	特発性基底核石灰化症	65	原発性免疫不全症候群	103	CFC症候群
28	全身性アミロイドーシス	66	I g G 4 腎症	104	コステロ症候群
29	ウルリッヒ病	67	多発性嚢胞腎	105	チャージ症候群
30	遠位型ミオパチー	68	黄色靱帯骨化症	106	クリオピリン関連周期熱症候群
31	ベスレムミオパチー	69	後縦靱帯骨化症	107	若年性特発性関節炎
32	自己貪食空胞性ミオパチー	70	広範脊柱管狭窄症	108	TNF受容体関連周期性症候群
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	71	特発性大腿骨頭壊死症	109	非典型溶血性尿毒症症候群
34	神経線維腫症	72	下垂体性ADH分泌異常症	110	ブラウ症候群
35	天疱瘡	73	下垂体性TSH分泌亢進症	111	先天性ミオパチー
36	表皮水疱症	74	下垂体性PRL分泌亢進症	112	マリネスコ・シェーグレン症候群
37	膿疱性乾癬（汎発型）	75	クッシング病	113	筋ジストロフィー
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群



医療



番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
115	遺伝性周期性四肢麻痺	155	ランドウ・クレフナー症候群	195	ヌーナン症候群
116	アトピー性脊髄炎	156	レット症候群	196	ヤング・シンプソン症候群
117	脊髄空洞症	157	スタージ・ウェーバー症候群	197	1p36欠失症候群
118	脊髄髄膜瘤	158	結節性硬化症	198	4p欠失症候群
119	アイザックス症候群	159	色素性乾皮症	199	5p欠失症候群
120	遺伝性ジストニア	160	先天性魚鱗癬	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
121	脳内鉄沈着神経変性症	161	家族性良性慢性天疱瘡	201	アンジェルマン症候群
122	脳表ヘモジデリン沈着症	162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	202	スミス・マギニス症候群
123	HTRA1関連脳小血管病	163	特発性後天性全身性無汗症	203	22q11.2欠失症候群
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	164	眼皮膚白皮症	204	エマヌエル症候群
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	165	肥厚性皮膚骨膜炎	205	脆弱X症候群関連疾患
126	ペリー病	166	弾性線維性仮性黄色腫	206	脆弱X症候群
127	前頭側頭葉変性症	167	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	207	総動脈幹遺残症
128	ピッカーstaff脳幹脳炎	168	エーラス・ダンロス症候群	208	修正大血管転位症
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	169	メンケス病	209	完全大血管転位症
130	先天性無痛無汗症	170	オクシピタル・ホーン症候群	210	単心室症
131	アレキサンダー病	171	ウィルソン病	211	左心低形成症候群
132	先天性核上性球麻痺	172	低ホスファターゼ症	212	三尖弁閉鎖症
133	メビウス症候群	173	VATER症候群	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	174	那須・ハコラ病	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
135	アイカルディ症候群	175	ウィーバー症候群	215	ファロー四徴症
136	片側巨脳症	176	コフィン・ローリー症候群	216	両大血管右室起始症
137	限局性皮質異形成	177	ジュベール症候群関連疾患	217	エプスタイン病
138	神経細胞移動異常症	178	モワット・ウィルソン症候群	218	アルポート症候群
139	先天性大脳白質形成不全症	179	ウィリアムズ症候群	219	ギャロウェイ・モワト症候群
140	ドラベ症候群	180	ATR-X症候群	220	急速進行性糸球体腎炎
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	181	クルーゾン症候群	221	抗糸球体基底膜腎炎
142	ミオクロニー欠伸てんかん	182	アペール症候群	222	一次性ネフローゼ症候群
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	183	ファイファー症候群	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
144	レノックス・ガストー症候群	184	アントレー・ピクスラー症候群	224	紫斑病性腎炎
145	ウエスト症候群	185	コフィン・シリス症候群	225	先天性腎性尿崩症
146	大田原症候群	186	ロスムンド・トムソン症候群	226	間質性膀胱炎（ハンナ型）
147	早期ミオクロニー脳症	187	歌舞伎症候群	227	オスラー病
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	188	多脾症候群	228	閉塞性細気管支炎
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	189	無脾症候群	229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
150	環状20番染色体症候群	190	鰓耳腎症候群	230	肺胞低換気症候群
151	ラスムッセン脳炎	191	ウェルナー症候群	231	α 1-アンチトリプシン欠乏症
152	PCDH19関連症候群	192	コケイン症候群	232	カーニー複合
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	193	プラダー・ウィリ症候群	233	ウォルフラム症候群
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	194	ソトス症候群	234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）



医療



番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
235	副甲状腺機能低下症	275	タナトフォリック骨異形成症	315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連症
236	偽性副甲状腺機能低下症	276	軟骨無形成症	316	カルニチン回路異常症
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	277	リンパ管腫症/ゴーハム病	317	三頭酵素欠損症
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	318	シトリン欠損症
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
240	フェニルケトン尿症	280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	320	先天性グリコシルホスファチルイノシトール（GPI）欠損症
241	高チロシン血症1型	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	321	非ケトーシス型高グリシン血症
242	高チロシン血症2型	282	先天性赤血球形成異常性貧血	322	β -ケトチオラーゼ欠損症
243	高チロシン血症3型	283	後天性赤芽球癆	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
244	メープルシロップ尿症	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	324	メチルグルタコン酸尿症
245	プロピオン酸血症	285	ファンconi貧血	325	遺伝性自己炎症疾患
246	メチルマロン酸血症	286	遺伝性鉄芽球性貧血	326	大理石骨病
247	イソ吉草酸血症	287	エプスタイン症候群	327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
248	グルコーストランスポーター1欠損症	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	328	前眼部形成異常
249	グルタル酸血症1型	289	クロンカイト・カナダ症候群	329	無虹彩症
250	グルタル酸血症2型	290	非特異性多発性小腸潰瘍症	330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
251	尿素サイクル異常症	291	ヒルシュスブルグ病（全結腸型又は小腸型）	331	特発性多中心性キャスルマン病
252	リジン尿性蛋白不耐症	292	総排泄腔外反症	332	膠様滴状角膜ジストロフィー
253	先天性葉酸吸収不全	293	総排泄腔遺残	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
254	ポルフィリン症	294	先天性横隔膜ヘルニア	334	脳クレアチン欠乏症候群
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	295	乳幼児肝巨大血管腫	335	ネフロン癆
256	筋型糖原病	296	胆道閉鎖症	336	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）
257	肝型糖原病	297	アラジール症候群	337	ホモシスチン尿症
258	ガラクトース-1-リン酸ウリシルトランスフェラーゼ欠損症	298	遺伝性膵炎	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
259	レクチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	299	嚢胞性線維症	339	MECP2重複症候群
260	シトステロール血症	300	I g G 4 関連疾患	340	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）
261	タンジール病	301	黄斑ジストロフィー	341	TRPV4異常症
262	原発性高カイロミクロン血症	302	レーベル遺伝性視神経症	【都単独難病（8 疾病）】 ※生活保護の方は対象外 悪性高血圧 原発性骨髄線維症 母斑症（指定難病の結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群およびクリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群を除く。） 肝内結石症 古典的特発性好酸球増多症候群 びまん性汎細気管支炎 遺伝性 QT 延長症候群 網膜脈絡膜萎縮症	
263	脳腱黄色腫症	303	アッシャー症候群		
264	無βリポタンパク血症	304	若年発症型両側性感音難聴		
265	脂肪萎縮症	305	遅発性内リンパ水腫		
266	家族性地中海熱	306	好酸球性副鼻腔炎		
267	高I g D 症候群	307	カナバン病	【特定疾患治療研究事業（4 疾病）】 スモン 難治性肝炎のうち劇症肝炎（更新のみ） 重症急性膵炎（更新のみ） プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）	
268	中條・西村症候群	308	進行性白質脳症		
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	309	進行性ミオクローヌスてんかん		
270	慢性再発性多発性骨髓炎	310	先天異常症候群		
271	強直性脊椎炎	311	先天性三尖弁狭窄症		
272	進行性骨化性線維異形成症	312	先天性僧帽弁狭窄症		
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	313	先天性肺静脈狭窄症		
274	骨形成不全症	314	左肺動脈右肺動脈起始症		



しょうにせいしんぴょういりょうひ じょせい にゅういんいりょうひ 小児精神病医療費の助成（入院医療費）

対 象

満 18 歳未満で区内に住民登録があり、精神障害のため入院を必要とする方（すでに認定を受けていて引き続き入院治療を受ける場合は満 20 歳に達する誕生月の末日まで）

内 容

各種保険適用後の医療費が助成されます。ただし、入院時の食事療養費の標準負担額は自己負担となります。

窓 口

- 保健相談所（→10 ページ）
- 保健予防課 精神保健係
電話 03-5984-4764

とくしゅいりょうひ じょせい 特殊医療費の助成

対 象

東京都に住所があり、つぎの疾病に該当する方（生活保護受給世帯は対象外）

内 容

- ① 先天性血液凝固因子欠乏症等
各種保険適用後の自己負担分が助成されます。
- ② 人工透析を必要とする腎不全
各種保険適用後の自己負担分が助成されます（入院・外来ごとに 1 医療機関あたり月額 10,000 円が限度）。

窓 口

- 保健相談所（→10 ページ）
- 保健予防課 管理係
電話 03-5984-2484

※特殊医療費助成に該当する方は、心身障害者福祉手当を受給できる場合があります。（→74ページ）

にゅういんしきん かしつけ 入院資金の貸付

対 象

身体障害者手帳または愛の手帳を持っている方で、つぎのすべての条件を満たす方

- ① 区内に1か月以上居住している方
- ② 連帯保証人をたてられる方

内 容

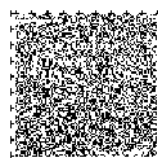
入院したときの療養に要する費用（差額ベッド代、オムツ代、医療費など）の支払いが困難な場合に、資金を無利子で貸し付けます（限度額 120 万円）。

窓 口

総合福祉事務所 相談係（→9 ページ）



医療



おやかていとういりょうひじょせい
ひとり親家庭等医療費助成

対 象

練馬区内に住所があり、つぎのいずれかに該当する方

- ① ひとり親（母子・父子）家庭の親と18歳になった年度の3月31日までの児童（以下同じ。ただし、中度以上の障害のある児童は、20歳の誕生日の前日まで。障害の状況についてはお問い合わせください）
- ② 父母が死亡（行方不明等）した児童とその養育者
- ③ 父または母に重度の障害（身体障害者手帳 1・2 級程度）がある児童

助成範囲

健康保険の自己負担分を助成します。
（区民税課税世帯は一部自己負担金あり）

窓 口

●申請は、区役所 子育て支援課 児童手当係または練馬を除く総合福祉事務所 福祉事務係（→9 ページ）

●問い合わせは、区役所 子育て支援課 児童手当係

電 話 03-5984-5824

FAX 03-5984-1220

※つぎの場合には助成されません。

- ① 生活保護を受けている場合
- ② 児童が施設に入所している場合
- ③ 児童を監護しなくなった場合（施設入所、里親に委託等）
- ④ 父または母、養育者、扶養義務者の所得が限度額を超えている場合（→84 ページ・注 4）

げんぱくひぱくしゃみまいきん
原爆被爆者見舞金

対 象

被爆者健康手帳の交付を受けている方

受給要件

8 月 1 日現在、練馬区内に住所があり、引き続き区内に居住している方

見舞金額

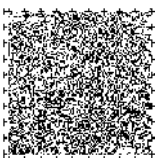
年額 12,500 円

窓 口

区役所 障害者施策推進課 管理係

電 話 03-5984-4598

FAX 03-5984-1215



しんしんしょうがいしゃ し いりょうきかん 心身障害者（児）医療機関

東京都立北療育医療センター

一般医療機関では対応が困難な心身障害者（児）の方の一般診療を行う病院です。医療型障害児入所施設・療養介護（旧肢体不自由児施設および旧重症心身障害児施設）、児童発達支援センター（旧肢体不自由児通園施設）、生活介護（旧重症心身障害者通所施設）として療育も行っています。

診療科目

内科、脳神経内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科、リハビリテーション科

※診察科目により診療日、時間が異なりますので、事前にお問い合わせください（予約制です）

窓 □

東京都立北療育医療センター

電話 03-3908-3001

FAX 03-3908-2984

〒114-0033

北区十条台 1-2-3

（JR 王子駅、板橋駅などへの送迎バスもあります）

ホームページ

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kitaryou/index.html>

東京都立大塚病院

東京都立大塚病院では、主な医療の一つとして障害者（児）医療を提供しています。（そのほかの主な医療は、周産期医療・小児医療・児童精神科医療・二次救急医療・脳卒中医療・がん医療・災害医療）

また地域医療機関との連携を図るため、診療所等からの紹介に基づいた紹介予約制を実施しています。

窓 □

東京都立大塚病院

電話 03-3941-3211

FAX 03-3941-6347

診療の予約 03-3941-5689

〒170-8476

豊島区南大塚2-8-1

ホームページ

<https://www.tmhp.jp/ohtsuka>



医療

東京都立心身障害者口腔保健センター

地域の歯科医療機関では対応困難な障害のある方を対象とした、歯科治療・予防・定期健診および食べる機能・話す機能などの訓練等を行っています。

診療日

月～金曜日 午前9時～正午

午後1時～午後4時30分

土曜日 午前9時～正午（治療のみ）

※診療申し込みは予約が必要です。詳細については下記までお問い合わせください。

実施機関

東京都立心身障害者口腔保健センター

電話 03-3267-6480

FAX 03-3269-1213

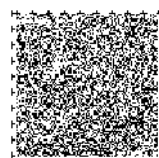
〒162-0823

新宿区神楽河岸1-1

セントラルプラザ9階

ホームページ

<https://tokyo-ohc.org/>



■ 摂食・えん下 リハビリテーション診療

心身障害者（児）・または要介護高齢者で
摂食・えん下機能に障害のある方を対象に、
リハビリテーション診療を行っています
（必要に応じてリフト付きバスによる送迎
を行います）。

対 象

心身障害者（児）・または要介護高齢者
で、摂食・えん下機能に障害のある方

診 療 日

外来診療

午前 9 時～午後 1 時

第1・2・4火曜日およびその他の
火曜日のうち1回（ただし、3月は
除く）

訪問診療

午前 9 時～午後 1 時

水曜日（毎月 4 回）

※事前に電話予約が必要です。

予約受付

火～土曜日 午前 9 時～午後 5 時

■ 心身障害者（児） 歯科相談

心身に障害のある方を対象に、歯磨きの
指導や食事療法などの相談を行い、歯の病
気の予防を図っています。

相 談 日

土曜日 午後 1 時～4 時 30 分

※事前に電話予約が必要です。

予約受付

火～土曜日 午前 9 時～午後 5 時

■ 心身障害者（児）および 要介護高齢者の歯科診療

一般の歯科診療所では診療が困難な
心身障害者（児）および要介護高齢者
を対象に、歯科診療を実施しています
（必要に応じてリフト付きバスによる送
迎を行います）。

診 療 日

木曜日	午前 9 時～午後 1 時 午後 2 時～午後 5 時
土曜日	午前 9 時～正午 午後 1 時～午後 5 時

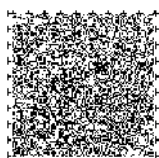
※事前に電話予約が必要です。

予約受付

火～土曜日 午前 9 時～午後 5 時

※連絡先

練馬つつじ歯科診療所
電話 03-3993-9956
〒176-8501
豊玉北6-12-1 区役所東庁舎3階



日常生活の支援

タクシー券（福祉タクシー）

対 象

練馬区内に住所のある方で、65 歳になる前に、つぎの手帳の交付を受け、かつ福祉タクシー券の交付申請をした方

- ① 身体障害者手帳の障害種別が下肢機能、体幹機能、移動機能、視覚、内部障害で、その等級が1～3級の方
- ② 愛の手帳 1・2 度の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

※障害者本人（20 歳未満の方は保護者）の所得が制限基準額（→84 ページ 注 11）を超える方、自動車燃料費の助成を受けている方は、対象となりません。

内 容

月額 3,500 円分（500 円券 6 枚 100 円券 5 枚）の福祉タクシー券を交付します。

利用方法

対象者が区と契約している事業者のタクシーを利用する際に、利用料金を福祉タクシー券で支払うことができます。この券が利用できるのは、東京 23 区・武蔵野市・三鷹市から乗車するときです。また、交付を受けた本人が乗車する時のみ利用できます。

事 業 者

練馬区公式ホームページの対象事業のページをご覧ください。

https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/shogai/nichijo/jidosha/fukushi_taxi.html

窓 口

総合福祉事務所 福祉事務係

（→9 ページ）

※精神障害者保健福祉手帳 1 級の方は、保健予防課精神保健係
（電話 03-5984-4764）



日常生活の支援

リフト付福祉タクシー

対 象

練馬区内に住所のある身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方で、日常外出時に車いすを利用しているか、寝たきりの状態にある方

内 容

リフト付福祉タクシーの予約料や迎車料に相当する費用を区が負担します。料金メーターに表示された額と各事業者が別に定める料金は、利用者の負担となります。

利用方法

区が契約している事業者に直接予約をしてください。

事 業 者

練馬区公式ホームページの対象事業のページをご覧ください。

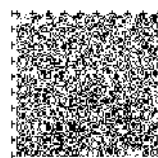
https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/shogai/nichijo/jidosha/lift_taxi.html

窓 口

総合福祉事務所 福祉事務係

（→9 ページ）

※精神障害者保健福祉手帳を持っている方は、障害者サービス調整担当課障害調整係
（電話 03-5984-1456）



しんしんしょうがいしゃ し かみ しきゅう 心身障害者（児）紙おむつの支給

対 象

練馬区内に住所がある在宅の方で、つぎのいずれにも該当する方

- ① 常時紙おむつを必要とする3歳以上65歳未満の方
- ② 身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの方

支給制限

つぎのいずれかに該当するときは支給されません。

- ① 他の制度で紙おむつの助成を受けている方
- ② 生活保護を受けている方
- ③ 病院に入院されている方または施設に入所されている方

- ④ 対象者本人（20歳未満の方は保護者）の所得が制限基準額（→84ページ 注11）を超える方

内 容

区が指定する紙おむつの中から、利用者が選んだものを月1回、業者が配送します。

費 用

8,000円まで1割の自己負担で注文できます。（8,000円を超えた場合は差額を負担）

窓 口

総合福祉事務所 福祉事務係
（→9ページ）

しんしんしょうがいしゃ し しゅっちょうちょうはつ 心身障害者（児）出張調髪

対 象

東京都重度心身障害者手当を受給されている方で外出が困難な方

内 容

年6枚を限度として、出張調髪利用券を交付します。

利用方法

区と契約している店に予約をすると理容師や美容師が自宅にお伺いして調髪します。

費 用

出張調髪1回につき500円の自己負担があります。

窓 口

総合福祉事務所 福祉事務係
（→9ページ）

しんたいしょうがいしゃほ し ょけん きゅうふ 身体障害者補助犬の給付

対 象

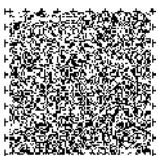
- ① 盲導犬・・・視覚障害1級の方
 - ② 介助犬・・・肢体不自由1・2級の方
 - ③ 聴導犬・・・聴覚障害2級の方
- いずれも、都内におおむね1年以上住んでいる18歳以上の方に給付します。

所得要件等

世帯の所得税課税額の月平均額が77,000円未満の方に限ります。東京都を通じて各訓練事業者に委託します。居住する家屋の所有者・管理者の承諾が得られることが必要です。飼育費等は自己負担です。

窓 口

総合福祉事務所 障害者支援係
（→9ページ）



ざいたくじゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ とうほうもんじぎょう 在宅重症心身障害児（者）等訪問事業

看護師が家庭を訪問し、重症心身障害児（者）及び医療的ケア児に対して家族とともに医療的ケアや発達・療育支援を行うほか、家族への看護技術指導や、療育に関する相談・助言を行います。

対 象

都内に住所を有し、在宅で生活する重症心身障害児（者）※¹及び医療的ケア児※²

※1：重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している方で、かつ18歳未満の時にその状態になった方

※2：本事業で定めるいずれかの医療的ケアを受けている方

窓 口

申込みは…保健相談所（→10ページ）

担 当 課…東京都福祉局 障害者施策推進部

施設サービス支援課

電話 03-5320-4360

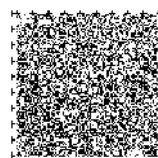
実施回数

訪問看護 原則週1回

訪問健康診査 原則年1回（必要な場合のみ）



日常生活の支援



くるま かいごよう か だ 車 いす・介護用ベッドの貸し出し

一時的なけがや病気によって、居宅で介護用具を必要とする方に、6か月を限度として貸し出します。年齢制限はありません。要介護・要支援認定を受けた方、障害福祉施策で同種のサービスを受けられた方、介護保険の施設に入所・生活をしている方、有料老人ホーム等に入所している方は対象外です。

貸与種目および利用料

用具	機能	利用者負担
車いす	①自操式 (大人用・小人用) ②介助式	月額500円 (障害者手帳の交付を受けている方および65歳未満の方) 月額200円
介護用ベッド	電動式 3モータ以上	月額1,500円 (障害者手帳の交付を受けている方および65歳未満の方) 月額500円



※生活保護受給者および住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者等は、本人負担はありません。

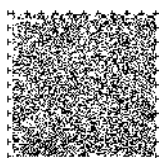
※この他、緊急時に1週間程度無料で車いすを貸し出すサービスもあります。詳しくは、総合福祉事務所高齢者支援係(→9ページ)、または、はつらつセンター関(電話03-3928-1987)にお問い合わせください。

窓 □

地域包括支援センター

令和6年10月1日現在

センター名	電話	所在地
第2育秀苑 ※2	03-5912-0523	〒176-0003 羽沢2-8-16 (特別養護老人ホーム内)
桜台	03-5946-2311	〒176-0002 桜台1-22-9 (桜台地域集会所内)
豊玉	03-3993-1450	〒176-0014 豊玉南3-9-13 2階 (デイスサービスセンター内)
練馬	03-5984-1706	〒176-0001 練馬2-24-3 (デイスサービスセンター内)
練馬区役所	03-5946-2544	〒176-8501 豊玉北6-12-1 (練馬区役所東庁舎5階)
中村橋 ※1	03-3577-8815	〒176-0021 貫井1-36-18 (サンライフ練馬3階)
中村かしわ	03-5848-6177	〒176-0024 中村2-25-3
北町	03-3937-5577	〒179-0081 北町2-26-1 (北町地区区民館内)
北町はるのひ	03-5399-5347	〒179-0081 北町6-35-7 (北保健相談所内)
田柄	03-3825-2590	〒179-0073 田柄4-12-10 (特別養護老人ホーム内)
練馬高松園	03-3926-7871	〒179-0075 高松2-9-3 (特別養護老人ホーム内)



センター名	電話	所在地
光が丘	03-5968-4035	〒179-0072 光が丘 2-9-6 (光が丘区民センター2階)
光が丘南	03-6904-0312	〒179-0072 光が丘 3-3-1-103号
第3育秀苑	03-6904-0192	〒179-0076 土支田 1-31-5 (特別養護老人ホーム内)
練馬ゆめの木 ※2	03-3923-0269	〒178-0062 大泉町 2-17-1 (病院内)
高野台	03-5372-6300	〒177-0033 高野台 1-7-29 (練馬高野台駅前地域集会所内)
石神井	03-5923-1250	〒177-8509 石神井町 3-30-26 (石神井庁舎4階)
フローラ石神井公園	03-3996-0330	〒177-0042 下石神井 3-6-13 (特別養護老人ホーム内)
第二光陽苑	03-5991-9919	〒177-0051 関町北 5-7-22 (特別養護老人ホーム内)
関町 ※2	03-3928-5222	〒177-0053 関町南 4-9-28 (特別養護老人ホーム内)
上石神井	03-3928-8621	〒177-0044 上石神井 1-6-16 (上石神井南地域集会所内)
やすらぎミラージュ	03-5905-1190	〒178-0062 大泉町 4-24-7 (特別養護老人ホーム内)
大泉北	03-3924-2006	〒178-0061 大泉学園町 4-21-1 (大泉北地域集会所内)
大泉学園通り	03-5933-0156	〒178-0063 東大泉 3-53-1 (東大泉地区区民館内)
南大泉	03-3923-5556	〒178-0064 南大泉 5-26-19 (南大泉地域集会所内)
大泉 ※2	03-5387-2751	〒178-0063 東大泉 1-29-1 (大泉学園ゆめりあ1 9階)
やすらぎシティ	03-5935-8321	〒178-0063 東大泉 7-27-49 (特別養護老人ホーム内)

※1 大規模改修工事終了後、令和7年11月頃、中村橋区民センターに戻る予定

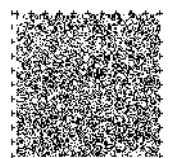
※2 令和7年4月に3か所(練馬ゆめの木、関町、大泉)、令和8年度に第2育秀苑が移転する予定です。詳しくは、区ホームページを参照または、高齢者支援課管理係(電話03-5984-4582)にお問い合わせください。



日常生活の支援



地域包括支援センター
ホームページ
二次元コード



しきん えんじょ せいかつふくししきん かしつけ

資金の援助（生活福祉資金の貸付）

「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けた方の属する世帯で、他の資金の借入れが困難な方に、資金を低利で貸付けます（貸付については、資金の種類によって条件があります）。

窓 ☐

練馬区社会福祉協議会 生活福祉係
電 話 03-3991-5560
FAX 03-3994-1224
〒176-0012
豊玉北 5-14-6 新練馬ビル5階

※生活福祉資金には、このほか、低所得の方を対象に、教育支援資金、療養や災害援護に関する資金などがあります。借入れには一定の条件がありますので、詳しくは窓口でお問い合わせください。

貸付資金内容一覧（福祉費のみ。令和6年10月1日現在）

資金種類	貸付限度（円）	据置期間 返済期間	資金の利用目的
生業を営むために必要な経費	4,600,000	6か月以内 9年以内	自営業に必要な経費 ・設備、機械、器具、車両等を購入、修理する費用 ・店舗、作業場の補修、改造する費用などの経費 ・新規創業時の資材、原材料の購入、仕入れ費用 ※自営業者対象の他制度の活用が優先されます。 ※その他、借入れには、一定の条件があります。
技能習得に必要な経費	1,300,000	6か月以内 8年以内	就職するための知識、技能を習得するために必要な経費、および生計中心者の技能習得の場合に、その技能習得期間の生計を維持するために必要な経費 限度額：注 左記の限度額は、技能習得の期間が6か月程度の場合。期間が7か月～3年の場合は、技能習得期間に応じて貸付限度額が異なります。
住居の移転等に必要な経費	500,000	6か月以内	転宅・住居の移転に際し必要な経費、賃貸契約の更新に伴う経費
就職の支度に必要な経費		3年以内	支度費 就職に際し必要な経費（洋服、靴、通勤定期等の購入費）
その他日常生活上一時に必要な経費	500,000	6か月以内 3年以内	障害者自動車の修理に必要な費用
福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000	6か月以内 8年以内	機能回復訓練器具および日常生活の便宜を図るための用具を購入等するために必要な経費
障害者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000	6か月以内 8年以内	障害者自ら運転する自動車または障害者と同居して生計を同一としている者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜等を図るために自動車を購入するのに必要な経費 ※対象となる車には一定の条件があります。
住宅の増改築・補修等に必要な経費	2,500,000	6か月以内 7年以内	住宅の増築、改修、補修、保全にかかる経費
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費	1,700,000	6か月以内 5年以内	介護保険法による介護給付（予防給付含む）の対象となる介護サービスを受けるために必要な経費。障害者総合支援法の対象となる障害福祉サービスもしくは自立支援医療を受け、または補装具を購入・修理するために必要な経費。および生計中心者である方がその介護サービスまたは障害福祉サービス等受給期間中に生計を維持するために必要な経費 ※当該必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年以内の場合が対象

こ べつほうもんしゅうしゅう ごみの戸別訪問 収 集

対 象

つぎの条件をすべて満たす世帯

- ① 65 歳以上の方のみの世帯または障害がある方だけの世帯
- ② 集積所まで自らごみを運び出せない方
- ③ 身近な人の協力を得られない方

内 容

●戸別訪問収集

門前や玄関先などに収集に伺います。
また、災害時には対象者の安否確認を行います。職員が訪問調査（ご家族や介護担当者の立ち会いが必要）を行い、状況などを確認したうえで収集の可否をお知らせします。

●戸別訪問収集の利用に伴う見守りサービス

「戸別訪問収集」の利用者のうち希望する方が、1週間以上ごみを出さなかった場合に、清掃事務所から担当部署に安否確認を依頼します。

※訪問介護などのサービスを利用していないことが条件となります。詳しくは、お問い合わせください。

●粗大ごみ運び出し収集

職員が粗大ごみを屋内から運び出します。いくつか要件がありますので、詳しくは管轄の清掃事務所にお問い合わせください。

※引越などで出る多量のごみの運び出しはお受けできません。

問 合 せ

〒176・179の地域にお住まいの方

練馬清掃事務所

電 話 03-3992-7141

FAX 03-3948-7400

〒177・178の地域にお住まいの方

石神井清掃事務所

電 話 03-3928-1353

FAX 03-3928-1215

※「粗大ごみの処理手数料の免除」もあります（→120ページ）。



日常生活の支援

しかくしょうがいしゃようぐ はんばい

視覚障 害 者 用 具 の 販 売 あ っ せ ん

視覚障害者の方に、白杖、時計、点字筆記具、視覚障害者用ポータブルレコーダーなどを提供しています。

問 合 せ

●社会福祉法人 日本点字図書館 用具事業課

電 話 03-3209-0751

FAX 03-3200-4133

〒169-8586

新宿区高田馬場1-23-4

●社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合 用具購買所

電 話 03-3200-6422

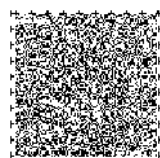
FAX 03-3200-6428

〒169-8664

新宿区西早稲田2-18-2

問合せメールアドレス

yogu-toi@jfb.jp



聴覚・言語障害者のための緊急通報

警察署への通報

(1) FAX110番

警視庁では、聴覚障害者のための FAX110 番を行っています。住所、事件の内容をご記入のうえ送信してください。

連絡先 FAX 03-3597-0110

(2) 110番アプリシステムとは

聴覚や言語に障害のある方や音声による 110 番通報が困難な方が、事件や事故にあったとき、携帯電話から文字による 110 番通報ができるよう、警察庁が「110 番アプリシステム」を開設しています。

警察庁ホームページ

<https://www.npa.go.jp>

また、通報に便利な 119 番ファクシミリ通報用紙もご利用になれます。（東京消防庁ホームページから用紙をダウンロードできます。）
詳しくは各消防署まで。

(2) 緊急ネット通報（NET119）

音声（肉声）による 119 番通報が困難な聴覚障害者等の方が携帯電話及びスマートフォンからのウェブ機能を利用して緊急通報（火災や救急の通報）ができます。
利用には事前登録が必要です。
詳しくは下記問合せ先まで。

東京消防庁ホームページ

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/>

問合せ先（緊急ネット通報）

東京消防庁防災部

防災安全課 防災福祉係 メール

bouanka4@tf.d.metro.tokyo.jp

（こちらからの事前登録はできません。問い合わせの回答は平日日中となります。）

消防署問合せ先

練馬消防署

電話 03-3994-0119

FAX 03-3994-0480

光が丘消防署

電話 03-5997-0119

FAX 03-5998-2404

石神井消防署

電話 03-3995-0119

FAX 03-3995-2163

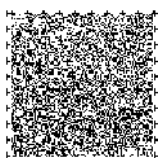
消防署への通報

(1) 119 番ファクシミリ通報

ファクシミリから「119」をダイヤルし、送信することで緊急通報ができます。事前登録等の必要はなく、通話による 119 番通報が困難な場合などに利用できます。

通報時に記入する内容

- 1 火災・救急の別
- 2 住所・建物名称
- 3 氏名
- 4 年齢
- 5 どうしたのか？
どこが痛いのか？
なにが燃えているのか？
（具体的に説明）



1 成年後見制度に関する相談

成年後見制度の利用や手続き方法についての相談や、すでに成年後見人になっている方の相談・支援などを行っています。制度の利用を具体的に検討されている方を対象に、専門家による個別の無料相談も行っています（予約制）。

2 終活に関する相談

終活の始め方や遺言・相続などの相談を受け付けています。また、専門家による個別の無料相談を行っています（予約制）。

3 地域福祉権利擁護事業 （日常生活自立支援事業）

地域で安心して生活していただくために、ご本人との契約に基づいてその意思を尊重しながら、定期的に訪問し、福祉サービスを利用するための手続きや日常生活に必要な生活費の払戻し・各種支払いなどのお手伝いをします。

対 象

知的障害・精神障害のある方、物忘れや認知症状のある高齢者の方で、適切な福祉サービスを選択し利用するための手続きや支払いの支援が必要な方

内 容

- ① 福祉サービスの利用援助
福祉サービスを利用するための手続きや支払いなどの支援
- ② 日常的金銭管理サービス
医療費、税金、公共料金などの支払いや年金・福祉手当などの受領手続き、日常生活に必要な預金の払い戻し、預け入れなど
- ③ 書類預かりサービス
日常的に使用しない通帳や権利証など大切な書類の預かり

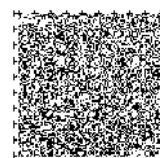
※②、③のサービスの利用は、①のサービスの利用が前提となります。



日常生活の支援

利 用 料

援助内容		費用
①福祉サービスの利用援助		1回1時間まで1,000円 （1時間を超えると30分までごとに500円加算）
②日常的金銭管理サービス	通帳を本人が保管する場合	1回1時間まで1,000円 （1時間を超えると30分までごとに500円加算）
	通帳をお預かりする場合	1回1時間まで1,500円 （1時間を超えると30分までごとに500円加算）
③書類預かりサービス		1 か月 500 円



4 財産保全サービス・手続き代行サービス

対 象

身体障害や病気などのために財産の保管、預金の払い戻しや各種手続きを自ら行うことが困難な方

窓 口

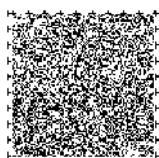
練馬区社会福祉協議会
権利擁護センターほっとサポートねりま
電 話 03-5912-4022
FAX 03-3994-1224
終活相談専用ダイヤル 03-6914-7171
〒176-0012
豊玉北 5-14-6 新練馬ビル5階

内 容

サービス	内容	費用
財産保全サービス	日常的に使用しない通帳や権利証など大切な書類の預かり	1 か月 500 円
手続き代行サービス	医療費、税金、公共料金などの支払いや年金、福祉手当などの受領手続き、日常生活に必要な預金の払い戻し、預け入れなど	1 回 1 時間まで 1,000 円 ※日常的に使用する通帳をお預かりの場合には 1 回 1 時間まで 1500 円（1 時間を超えると 30 分までごとに 500 円加算）



日常生活の支援



じょうほう しえん 情報 の 支援

くほう べんりちょう ねりま区報・わたしの便利帳 (点字版・デジ版)

点字広報 声の広報

区の行事などをお知らせするため、点字版・デジ版を毎月3回(1・11・21日)発行しています。希望する方に無料で送付します。声の広報の音声データはホームページでも提供します。

窓 □

区役所 広聴広報課 広報係
電話 03-5984-2690
FAX 03-3993-1194
ホームページ(ねりま区報)
<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/koho/kuho/>
電子メール
kochokoho@city.nerima.tokyo.jp



点字便利帳 声の便利帳

区の手続きや担当窓口などをお知らせするため、点字版・デジ版を発行しています。希望する方に無料で送付します。

窓 □

区役所 広聴広報課 庶務係
電話 03-5984-2694
FAX 03-3993-1194
電子メール
kochokoho@city.nerima.tokyo.jp



情報
の
支
援

てんじ つ ふうとう りようとうろく 点字シール付き封筒の利用登録

区が送付する封筒の一部に、通知名や問合せ先などの点字を付けて送付しています。併せて、通知を送付する旨を電子メールでお知らせすることもできます。

対 象

区内在住で視覚障害のある方

窓 □

区役所 福祉部管理課 ひと・まちづくり推進係
電話 03-5984-1296
FAX 03-5984-1214
電子メール
tiikifukushi08@city.nerima.tokyo.jp

く ぎ かい 区議会だより (点字版・デジ版) ・ 区議会のしおり

点字版区議会だより 声の区議会だより

区議会の活動などをお知らせするため、点字版・デジ版を年4回発行しています。視覚に障害があり、希望する方に無料で郵送します。

また、区議会ホームページの「区議会だより」のページでも音声を聞くことができます。

窓 □

区役所 議会事務局 調査係
電話 03-5984-4736
FAX 03-3993-2424
ホームページ(ねりま区議会だより)
<https://www.city.nerima.tokyo.jp/gikai/tayori/index.html>
電子メール
gikai@city.nerima.tokyo.jp

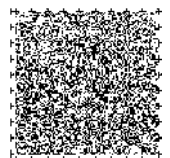


区議会のしおり

区議会のしくみなどをお知らせするため、年1回発行しています。音声で内容を聞くことができる音声コードが付いています。議会事務局や区立施設で配布しています。

窓 □

区役所 議会事務局 調査係
電話 03-5984-4736
FAX 03-3993-2424
電子メール
gikai@city.nerima.tokyo.jp



こうほうとうきょうと

広報東京都 (点字版・テープ版・デジター版)

毎月1回発行の「広報東京都」の点字版・テープ版・デジター版を無料で郵送します。窓口へ申し込んでください。

また、東京都公式ホームページの「WEB 広報東京都」のページでも音声を聞くことができます。

窓 □

●東京都政策企画局 戦略広報部
戦略広報課

電話 03-5388-3093

FAX 03-5388-1329

〒163-8001

新宿区西新宿 2-8-1

[WEB 広報東京都]

<https://www.koho.metro.tokyo.lg.jp/>

とぎかい

都議会だより (点字版・テープ版・デジター版)

年4回発行される「都議会だより」の点字版・テープ版・デジター版を無料で郵送します。窓口へ申し込んでください。

また、都議会ホームページの「都議会だより」のページでも音声を確認することができます。

窓 □

●東京都議会議会局 管理部 広報課

電話 03-5320-7126

FAX 03-5388-1779

〒163-8001

新宿区西新宿 2-8-1

ホームページ

<https://www.gikai.metro.tokyo.lg.jp/>

電子メール

S0000592@section.metro.tokyo.jp



情報の支援

かんこうぶつさくせいはいふじぎょう

刊行物作成配布事業 (点字版・音声版)

都内在住で身体障害者手帳を持つ視覚障害者に、必要な情報を原則として都政刊行物の中から選定し、点字または音声（テープ・デジター）で毎月1点配布します（無料）。

窓 □

●公益社団法人 東京都盲人福祉協会

電話 03-3208-9001

FAX 03-3208-9005

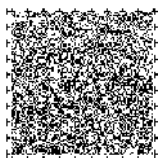
〒169-0075

新宿区高田馬場 1-9-23

東京都盲人福祉センター内

電子メール

info@tomoukyo.or.jp



◆来館が困難な方へ◆

資料郵送サービス

図書館に来館することが困難な方に対し、練馬区立図書館の所蔵資料を郵送で貸出します（送料無料）。貸出しは、電話・FAX・インターネットでお申込みいただけます。

対象者

練馬区に在住の方で、肢体不自由 1・2 級、内部障害 1～3 級 または 要介護 1～5 の方など

貸出点数

- 本、雑誌、紙芝居、CD、カセット、レコード：15点以内
- ビデオ、DVD：2点以内
- 布の絵本：2点以内

貸出期間

30 日間

窓 口

光が丘図書館

電話 03-5383-6500

FAX 03-5383-6505

〒179-0072

光が丘 4-1-5

図書館ホームページ

<https://www.lib.nerima.tokyo.jp/>

その他

聴覚に障害がある方には、筆談ボードを用意しています。

※資料郵送サービス、録音資料・点字資料などの貸出を利用するには、いずれも図書館の利用登録が必要です。登録方法や必要書類など、詳しくは光が丘図書館へお問い合わせください。

◆視覚に障害がある方へ◆

録音資料・点字資料などの貸出

録音資料（本や雑誌の音訳テープ・デジジーなど）や点字資料などの貸出しを郵送で行います。区内の図書館に所蔵がない資料は、他の図書館から取寄せ、貸出しいたします。所蔵がない図書は、リクエストにより新たに録音図書を製作することができます。

対象者

練馬区に在住、在勤、在学または隣接区市に在住の方で、視覚障害 1～6 級の方など

貸出点数

19 タイトル以内

貸出期間

30 日間

対面朗読

録音されていない資料は、図書館の対面朗読室を使いボランティアが一对一で朗読を行います（1 日 4 時間以内）。

対象者

練馬区に在住、在勤または在学の方で、視覚障害 1～6 級の方など

実施館

光が丘、練馬、石神井、平和台、大泉、関町、貫井、春日町の各図書館

申込み

対面朗読を希望される日の 3 日前までに、光が丘図書館にお申し込みください。

その他

- 拡大読書器を光が丘、練馬、石神井、関町、大泉、春日町に、簡易拡大読書器をその他の館に設置しています。
- リーディングルーペを各館内で貸出しているほか、リーディングトラッカーを希望する方に貸出しています。
- 大きな活字で印刷されている大活字本を各館に所蔵し、貸出しています。



情報の支援

てんじとしょかん 点字図書館

事業内容

- ① 点字図書・録音図書の製作、貸出、配信
- ② 点訳ボランティア、音訳・朗読ボランティアの養成（日本点字図書館を除く）、点訳等

所在地

- 社会福祉法人 日本点字図書館

電話 03-3209-0241

FAX 03-3204-5641

〒169-8586

新宿区高田馬場 1-23-4

ホームページ

<https://www.nittento.or.jp/>

電子メール

nitten@nittento.or.jp

- 社会福祉法人 東京ヘレン・ケラー協会
点字図書館

電話 03-3200-0987

FAX 03-3200-0982

〒169-0072

新宿区大久保 3-14-20

ホームページ

<http://www.thka.jp/>

電子メール

toshokan@thka.jp

- 社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合点字図書館

電話 03-3200-6160

FAX 03-3200-7755

〒169-8664

新宿区西早稲田 2-18-2

ホームページ

[http:// nichimou.org/](http://nichimou.org/)

電子メール

toshokan@jfb.jp



情報の支援

きぼうてんやく ろくおんとしょ

せいさく

希望点訳・録音図書・テキストデータの製作

対象

都内に在住、在勤、在学している視覚障害者

内容

個人から希望のあった教養、専門図書、雑誌などを点訳・録音・テキスト化して提供します。図書原本、点字用紙・製本、録音CD等の費用は自己負担です。

窓口

社会福祉法人 日本点字図書館

電話 03-3209-0241

〒169-8586

新宿区高田馬場 1-23-4

しかくしょうがいしゃようとしょ

視覚障害者用図書レファレンスサービス

対象

視覚障害者

内容

点字図書館、公共図書館にある点字・録音図書などの視覚障害者用図書の利用に関する情報の提供、視覚障害関係の施設・団体の紹介をします。費用は無料。

窓口

社会福祉法人 日本点字図書館

電話 03-3209-2442

FAX 03-3209-2431

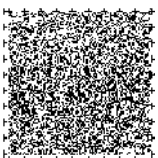
〒169-8586

新宿区高田馬場 1-23-4

電子メール

reference@nittento.or.jp

メールをご利用の場合は、送信・受信ともにファイルの添付はできません。



しかくしょうがいしゃにちじょうせいかつじょうほうてんやくとう

視覚障害者日常生活情報点訳等サービス

対 象

都内在住・在勤で、身体障害者手帳を
所持する視覚障害者

内 容

日常生活上必要とする情報（図書館ま
たは点字図書館で取り扱わない郵便物や
パンフレット等）の点訳・墨訳、対面朗
読（FAX による電話朗読も含む）を行
います。詳しくはお問合せください。要
予約。

費用は無料。ただし、作業後のデータ
保存をされる場合は、保存用媒体（USB
やCD 外）をご持参ください。

窓 口

東京都障害者福祉会館
電話 03-3455-6321
FAX 03-3453-6550
〒108-0014
港区芝 5-18-2

てんじ そくじじょうほう じぎょう てんじ 点字による即時情報ネットワーク事業（点字JBニュース）

原則として、毎週月曜日～金曜日の間
（年末年始を除く）、新聞記事・福祉情報
等を抜粋、点字化し、希望者に郵便配布
します。メール版・電話ナビゲーション
サービスによる音声での提供もしていま
す。

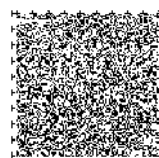
窓 口

公益社団法人 東京都盲人福祉協会
電 話 03-3208-9001
FAX 03-3208-9005

電話ナビゲーションサービス専用番号
0570-021802
〒169-0075
新宿区高田馬場 1-9-23
東京都盲人福祉センター内
電子メール
info@tomoukyo.or.jp



情報
の
支
援



ぜい けいげん 税の軽減

しょうとくぜい 所得税 (障害者控除)

対 象

- ① 常に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方(特別障害者)
- ② 精神保健指定医等により知的障害者と判定された方(うち、重度は特別障害者)
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(うち、1 級は特別障害者)
- ④ 身体障害者手帳に身体障害者として記載されている方(うち、1・2 級は特別障害者)
- ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている方(うち特別項症～第 3 項症は特別障害者)
- ⑥ 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方(特別障害者)
- ⑦ いつも病床についていて、複雑な介護を受けなければならない方(特別障害者)
- ⑧ 精神または身体に障害のある 65 歳以上の方で障害の程度が①、②または④に準ずるものとして区市町村長や総合福祉事務所長の認定を受けている方(①、②、④で特別障害者となるものに準ずる場合、特別障害者)
- ⑨ 成年被後見人となった方(特別障害者)

内 容

- ① 納税者自身または同一生計配偶者や扶養親族が、所得税法上の障害者に当てはまる場合には、障害者控除(所得控除)を受けられます(障害者一人につき 27 万円。特別障害者は一人につき 40 万円)。
- ② 納税者の同一生計配偶者または扶養親族が、特別障害者であって、納税者または納税者の配偶者もしくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと常に同居している場合は、控除額は 75 万円です。

※①②の「扶養親族」には、扶養控除が受けられない 16 歳未満の扶養親族も含まれます。

窓 口

勤務先の給与担当者または下記の税務署

- 練馬東税務署(管轄区域・・・旭丘、小竹町、栄町、羽沢、豊玉上、豊玉中、豊玉南、豊玉北、中村、中村南、中村北、桜台、練馬、向山、貫井、錦、氷川台、平和台、早宮、春日町、高松、北町、田柄、光が丘、旭町、土支田、富士見台、南田中、高野台、谷原、三原台にお住まいの方)

電話 03-6371-2332

〒176-8503 栄町 23-7

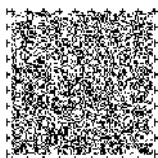
- 練馬西税務署(練馬東税務署の管轄区域以外の地域)

電話 03-3867-9711

〒178-8624

東大泉 7-31-35

税の軽減



じゅうみんぜい

住民税 (障害者控除)

対 象

108ページ「所得税」を参照

内 容

① 控除額について

納税者ご本人、同一生計配偶者または扶養親族の方に障害がある場合は、特別障害者 30 万円、その他の障害者 26 万円の所得控除が受けられます。特別障害者が同居している場合の控除額は特別加算があるため 53 万円です。

※所得税の確定申告や勤務先での年末調整で障害者控除の適用を受けている場合は、あらたに住民税についての手続きをする必要はありません。

② 住民税が課税されない場合

障害者本人の前年中の所得が135万円以下の場合は、非課税となります。

窓 口

●税務課 区税第一～第四係
電話 03-5984-4537
電子メール
ZEIMUKA@city.nerima.tokyo.jp
FAX 03-5984-1223 (共通)
ホームページ
<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/zei/index.html>

こじんじぎょうぜい

個人事業税

内 容

- ① 前年中の合計所得金額（青色申告特別控除前）が 370 万円以下の障害者（身体障害者手帳、愛の手帳）、または障害者を扶養している方は、税額から特別障害者 1 万円、その他の障害者 5 千円が減額されます。
- ② 両眼の視力が 0.06 以下の視力障害者で、あん摩、はり、きゅう、マッサージ、指圧、柔道整復など医業に類する事業を営む場合は非課税となります。

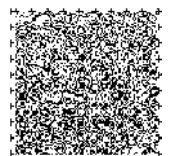
※該当される方は、豊島都税事務所まで御連絡ください。

窓 口

豊島都税事務所 個人事業税班
電話 03-3981-1211 (代表)
FAX 03-5951-8738
〒171-8506
豊島区西池袋1-17-1



税の軽減



じどうしゃぜい
自動車税 (種別割・環境性能割)

けいじどうしゃぜい
軽自動車税 (種別割・環境性能割)

対 象 下表のいずれかの障害のある方

種 類		身体障害者手帳	戦傷病者手帳（※１）
視覚障害		１級～３級、４級の１	特別項症～第４項症
聴覚障害		２級・３級	
平衡機能障害		３級・５級	
音声機能または言語機能障害		３級（喉頭摘出によるものに限ります）	特別項症～第２項症 （喉頭摘出によるものに限ります）
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級・２級	
	移動機能	１級～６級	
上肢機能障害		１級・２級	特別項症～第３項症
下肢機能障害		１級～６級	特別項症～第６項症
体幹機能障害		１級～３級、５級	第１款症～第３款症
心臓機能障害		１級・３級・４級	特別項症～第３項症
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこうまたは直腸・小腸機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		１級～３級	
肝臓機能障害		１級～４級	特別項症～第３項症
知的障害者		愛の手帳 １度～３度	
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳 １級（精神通院医療に係る自立支援医療受給者に限ります） 軽自動車税種別割の場合は国民年金法施行令別表 １級と同程度の状態にあるものも含まれます	

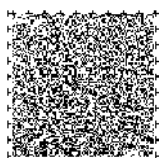
※1 自動車税 (種別割・環境性能割)・軽自動車税環境性能割については、東京都自動車税コールセンターへお問い合わせください。

内 容

つぎの①、②のいずれかにあてはまる場合に、減免する制度があります。

- ① 上表に該当する障害者本人、またはその方と生計を同じくする方が所有 (登録) し、もっぱら障害者のために使用する自動車 (軽自動車) について、一定の条件に該当する場合
- ② 障害者が利用できる構造を持った自動車 (軽自動車) について、もっぱら障害者が利用するために車いすの昇降装置や固定装置などを取り付けたもの (「車いす移動車」、「入浴車」等の車両)

- ※ 減免措置は、障害者 1 名につき 1 台です。
- ※ 減免には上限額があります。自動車税種別割は 45,000 円、自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割は課税標準額 300 万円+改造費です (上限額を超える税額は納付が必要です)。また、自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免は (原則として) 同一年度内に 1 回となります。
- ※ ②同様の装置を取り付けた、構造上障害者以外の方も利用できる自動車は、自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の一部が減免されます。なお、自動車税種別割については、左記①に該当する場合に減免されます。



窓 □

- ① 自動車税（種別割・環境性能割）・
軽自動車税環境性能割

お問い合わせ先

- 東京都自動車税コールセンター
電話 03-3525-4066

申請先

（郵送での申請は不可）

- 練馬自動車税事務所
電話 03-3932-7321
FAX 03-3550-7183
〒179-0081
練馬区北町 2-8-6
- 都税総合事務センター（他の都税事務所可）
電話 03-5946-6783
FAX 03-3557-7360
〒176-8517
練馬区豊玉北 6-13-10

※新規取得の自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税環境性能割については、登録の日から1か月以内に、上記の自動車税事務所または都税事務所へ申請してください。

※すでに自動車を所有しているときは、自動車税種別割の納期限（通常は5月31日）までに、上記の自動車税事務所または都税事務所へ申請してください。（6月からは翌年度分を受付）

窓 □

- ② 軽自動車税種別割（二輪車、軽自動車等）
お問い合わせ先

- 区役所本庁舎 4 階
税務課税証明・軽自動車税担当
電話 03-5984-4536
FAX 03-5984-1223
ホームページ
<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/zei/index.html>
電子メール
ZEIMUKA@city.nerima.tokyo.jp

申請先

- 区役所本庁舎 4 階
税務課税証明・軽自動車税担当
- 石神井庁舎 1 階
石神井区民事務所

※軽自動車税種別割の減免申請は、納期限までに行ってください。

※新規申請の場合は、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

※前年度に減免決定を受けている場合は、減免の申請者等を納税通知書に同封して発送します。



税の軽減

しょうがくちやく り し と う ひ か ぜ い 少 額 貯 蓄 の 利 子 等 の 非 課 税

対 象

身体障害者手帳等の交付を受けている方

内 容

対象者が受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続きを要件に非課税の適用を受けることができます。

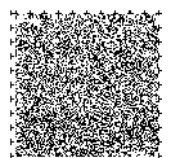
窓 □

各金融機関

※この制度を利用するには、預け入れ等の際に、金融機関の窓口などに障害者手帳、個人番号（マイナンバー）、証書等および住民票の写しなどを提示して確認を受ける必要があります。

非課税となる預貯金等

預貯金等の種類	非課税限度枠
銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など（マル優）	350 万円
利付国債、公募地方債（特別マル優）	350 万円



関税の免除

■ 身体障害者用物品

内 容

身体障害者用物品で、身体障害者用に製作された特定の物品については、身体障害者の福祉向上に役立つよう、輸入関税が免除されます。

免除の対象となる物品は、つぎのものです。

- ① 肢体不自由者用の義肢および人工代用筋（これらの部分品および附属品を含む）、車いすならびに装着式尿収器
- ② 盲人用の点字器（机上用のものまたはポケット型のものに限り）、タイプライター、時計、はかり、温度計および体温計
- ③ 身体障害者用に特に製作された器具その他の物品で、財務省令により定めるもの

※①～③の免税適用を受けようとする場合には、その輸入申告は身体障害者または社会福祉事業を営む国・地方公共団体もしくは社会福祉法人の名をもって行うこととなっています。ただし、その物品が、構造・機能から見て他の用途に使われる恐れがないことが明らかな場合には、輸入しようとする方の名前で申告をすることができます。



税の軽減

■ 慈善、救いしゅうつ用寄贈物品

内 容

慈善または救いしゅうつ用として寄贈された給与品および救護施設・養老施設等の社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品で、直接社会福祉に使われるもので輸入の許可の日から2年以内に当該用途以外の用途に供されないものは、その関税は免除されます（施設で直接消費または使用されるものに限りません）。また、その物品を換価処分した代金を慈善、救いしゅうつに用いる等の場合は含まれません。以上についての具体的な質問については、下記までお問い合わせください。

問 合 せ

●東京税関業務部税関相談官室
電話 03-3529-0700
〒135-8615
江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎
ホームページ
<http://www.customs.go.jp/>
電子メール
tyo-gyomu-sodankan@customs.go.jp

そうぞくぜい 相続税（障害者控除）

対 象

108ページ「所得税」を参照。

内 容

相続人が障害者の場合、85歳に達するまでの年数1年につき10万円（※）（特別障害

者のときは20万円）が、障害者控除として相続税額から差し引かれます。

窓 口

練馬東税務署または練馬西税務署
（→108ページ）

そうよぜい 贈与税 — とくていしょうがいしゃふようしんたくけいやく もと しんたくじゅえきけん 特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権 —

対 象

特別障害者（108ページ「所得税」を参照）

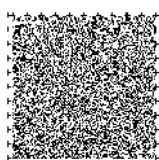
内 容

「特別障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約」に基づき、金銭・有価証券などの財産が信託会社および信託業務を営む金融機関に信託され、その信託の際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社の営業所を経由して特別

障害者の所轄税務署に提出することにより、信託受益権の価額のうち6,000万円（特別障害者以外の者は3,000万円）までの金額に相当する部分の金額について贈与税が課税されません。

窓 口

練馬東税務署または練馬西税務署
（→108ページ）



かくしゅわりびき りょうきん げんめん 各種割引・料金の減免

せんりょかくうんちん JR線旅客運賃

心身障害者（児）とその介護者がJR線を利用するとき、運賃が割引になります。

※令和7年4月1日から精神障害者割引制度が導入されます。

対 象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記載のある

もの）を持っている方とその介護者

窓 口

JR各駅の出札窓口

※障害者手帳・愛の手帳を提示して乗車券を購入してください。

※精神障害者福祉手帳については、減額欄の確認できるものへの更新が必要となりますので、ご注意ください。

対象	割引乗車券の種類	割引率	備考
第1種障害者（児）とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。ただし回数乗車券はJR線区間単独の発売となる。 ※精神障害者割引は令和7年4月1日から導入
第1種障害者（児）とその介護者または12歳未満の障害児とその介護者	定期乗車券 （小児定期乗車券を除く）	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。小児定期旅客運賃については割引を適用しない。 ※精神障害者割引は令和7年4月1日から導入
第1種、第2種障害者（児）が単独で利用する場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合（私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含む。） ※精神障害者割引は令和7年4月1日から導入

※JR線と私鉄線等他の鉄道会社線をまたがる区間は1枚で発売できる範囲が予め決められています。
※障害者（児）と介護者が利用する場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。

戦傷病者乗車券引換証の交付

戦傷病者手帳を持っている方が対象で障害の程度により年1枚～12枚の戦傷病者乗車券引換証を交付します。

窓 口

JR各駅の出札窓口（戦傷病者引換証に必要

事項を記入し、乗車券および急行券と引き換えてください。戦傷病者手帳も持参してください。

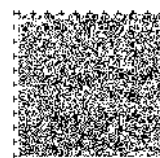
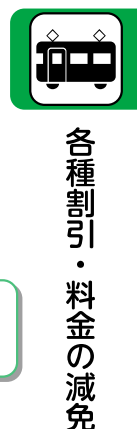
申 請 先

東京都福祉局 生活福祉部 企画課

電話 03-5320-4078

してつりょかくうんちん 私鉄旅客運賃

対象・内容ともにJRに準じますが、私鉄各社により割引内容は異なりますので、詳しくは各社へお問い合わせください。



とえいこうつうむりょうじょうしゃけん 都営交通無料乗車券

身体障害者・知的障害者

都内に居住する（住民票が都内にある）心身障害者（児）が都営交通（都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナー）を利用するとき、無料パスを提示すると料金が無料になります。介護者は、手帳を提示すると割引になる場合があります。

対象

身体障害者手帳・愛の手帳を持っている方。
また、戦傷病者手帳を交付された方、原爆被爆者の認定を受けた方。ただし、シルバーパスをお持ちの方は、対象になりません。

必要書類

手帳（被爆者健康手帳の交付を受けた方は原爆症認定書または健康管理手当証書も必要です）

窓口

総合福祉事務所 障害者支援係
（→9 ページ）

精神障害者 （精神障害者都営交通乗車証）

対象

都内在住で精神障害者保健福祉手帳を持っている方。ただし、シルバーパスまたは他の障害者等の無料乗車券をお持ちの方は、対象になりません。

必要書類

手帳

※継続の場合は現在お持ちの乗車証（有効期限の13日前から手続きできます）。

窓口

23区内都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所（23か所）

問合せ

東京都福祉局 障害者施策推進部
精神保健医療課
電話 03-5320-4464



各種割引・料金の減免

みんえい わりびき 民営バスの割引

民営バスに乗車の際、料金が割引されます。本人は手帳を提示するだけで利用できますが、介護者は割引証が必要です（精神障害の方の介護者の割引については各会社にお問い合わせください）。

対象

身体障害者手帳・愛の手帳を持っている方、手帳に第1種の表示のある方の介護者（第2種の方でも付添いが必要な方は対象となります）。精神障害者保健福祉手帳（写真付きのもの）を持っている方。

内容

普通乗車券：50%割引
定期乗車券：30%割引（精神障害の方の定期乗車券の割引については各会社にお問い合わせください）。
利用路線は、都内の停留所相互間です。

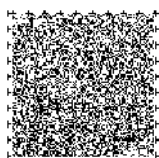
※長距離バス・空港リムジンバスについては、割引利用可能な路線もありますので、各会社にお問い合わせください。

必要書類

介護者の割引証の手続は、手帳が必要です。

問合せ

身体・知的…総合福祉事務所 障害者支援係
（→9 ページ）
精神…東京都福祉局 障害者施策推進部
精神保健医療課
電話 03-5320-4464



タクシー

対 象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者
保健福祉手帳（一部事業者をのぞく）を
持っている方

内 容

手帳に貼付された写真を提示することにより、メーターの表示額の10%割引（割引後の10円未満の金額の切り捨て）が受けられます。

福祉タクシー券（→93ページ）と併用できます。福祉タクシー券についてのお問い合わせは総合福祉事務所へ。

問 合 せ

（一社）東京ハイヤー・タクシー協会
電話 03-3264-8080
FAX 03-3221-7665
〒102-0074
千代田区九段南 4-8-13

※苦情は「（公財）東京タクシーセンター」
タクシー相談課

電話 03-3648-0300

※忘れ物は、領収書をお持ちの方は、領収書記載のタクシー会社（事業者）へご連絡ください。タクシー会社が不明の場合は、最寄りの警察署へお届けください。

ゆうりょうどうろつうこうりょう

有 料 道 路 通 行 料

対 象

- ① 身体障害者が自ら運転する場合。
- ② 第1種身体障害者または第1種知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合。

内 容

乗用自動車、ライトバンなどは、全国の有料道路の一般料金が 50%割引となります（ただし、営業用の自動車・トラックなどは除く）。

※レンタカーや介護タクシー等事前登録されていない自動車でも一定の要件のもと割引が適用されます。ただし、窓口での申請が必要となります。

必要書類

手帳、運転免許証（障害者ご本人が運転する場合のみ）、自動車検査証（原本）、割賦契約書もしくはリース契約書（ご利用の方）
※令和 5 年 1 月 4 日以降に新たに自動車検査証の発行を受けた方は自動車検査証記録事項もお持ちください。

※ETC をご利用の場合、ETC カード（成人の方は障害者ご本人名義のもの）、登録する自動車に取り付けられた車載器の「ETC 車載器セットアップ申込書・証明書」もお持ちください。

窓 口

総合福祉事務所 障害者支援係（→9 ページ）



各種割引・料金の減免

こうくうりょかくうんちん

航空旅客運賃

国内の航空機を利用するとき、運賃が割引になります（12 歳以上の方）。

対 象

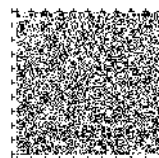
身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者
保健福祉手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている方とその介護者 1 名

内 容

会社により取扱いが異なります。詳しくは、各航空会社にお問い合わせください。

問 合 せ

各航空会社支社、営業所、各指定代理店



フェリー^{りょかくうんちん}旅客運賃

対 象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者
保健福祉手帳を持っている方
(フェリー会社により介護者1人まで可)

内 容

割引を受けるには乗車券購入の際手
帳を提示します。

割 引 率

フェリー会社により異なりますので、
各社にお問い合わせください。

問 合 せ

各フェリー会社

ねりまタウンサイクル^{か じてんしゃ ていきりようりょうきん}(貸し自転車)の定期利用料金

内 容

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害
者保健福祉手帳を持っている方、生活保
護を受けられている方は定期利用料金が
減額されます。詳しくは、お問い合わせ
ください。

問 合 せ

(公財)練馬区環境まちづくり公社
自転車問い合わせセンター
電 話 03-3993-5100
FAX 03-3993-8070



各種割引・料金の減免

こうえいゆうりょうじてんしゃちゅうしゃじょう^{ていきりようりょうきん} 公営有料自転車駐車場の定期利用料金

内 容

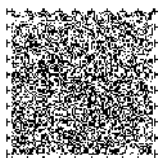
身体障害者手帳、愛の手帳、精神障
害者保健福祉手帳を持っている方、生
活保護を受けられている方は公営自転
車駐車場の定期利用使用料が免除とな
ります(1回利用・時間利用は免除さ
れません)。詳しくは、各事業者等にお
問い合わせください。

施 設

- 練馬区内の公営自転車駐車場定期利用施設
- 保谷駅周辺の西東京市立自転車駐車場

問 合 せ

- ① 練馬区立および(公財)練馬区環境
まちづくり公社立の自転車駐車場
(公財)練馬区環境まちづくり公社
自転車問い合わせセンター
電 話 03-3993-5100
FAX 03-3993-8070
- ② (公財)自転車駐車場整備センター
立の自転車駐車場
(公財)自転車駐車場整備センター
電 話 03-6262-5322
- ③ 西東京市立の自転車駐車場
西東京市役所
電 話 042-464-1311 (代表)



すいどう げすいどうりょうきん

水道・下水道料金

対 象

- ① 特別児童扶養手当を受けている方
- ② 児童扶養手当を受けている方
- ③ 生活保護を受けている方

内 容

水道料金は基本料金と1か月あたり10 m³まで、下水道料金は1か月あたり8 m³までの料金が免除されます。

申請方法

- ① 水道局営業所の窓口で申請される方
上記手当の受給証書をお持ちください。
お客様番号の分かるもの（検針票または

領収証書など）がある方は、あわせてお持ちください。

- ② 郵送により申請される方
「水道料金・下水道料金免除申請書」と受給証書（写し）を同封のうえ、水道局営業所へ郵送してください。

窓 口

東京都水道局 練馬営業所
電話 03-5987-5330
FAX 03-3970-9850
〒176-8540
中村北1-9-4

ほうそうじゅしんりょう

NHK放送受信料（証明書の交付）

内 容

- ① つぎの場合は全額免除になります。
身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が区民税非課税の場合
- ② つぎの場合は半額免除となります（契約者が世帯主の場合）。
ア 世帯主が身体障害者手帳を持っている視覚障害者または聴覚障害者である場合
イ 世帯主が1・2級の身体障害者手帳を持っている場合
ウ 世帯主が1・2度の愛の手帳を持っている場合
エ 世帯主が1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている場合

必要書類

手帳

窓 口

- 証明書発行
 - ・ 身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方
総合福祉事務所 障害者支援係
（→9ページ）
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
保健相談所（→10ページ）
保健予防課 精神保健係
電話 03-5984-4764
- 申 請
NHK営業サービス(株) 東京東事業所
電話 03-5539-3400
〒163-6027
新宿区西新宿 6-8-1
住友不動産新宿オークタワー27F



各種割引・料金の減免

ゆうびん

むりょうはいふ

あお とりゆうびん

郵便はがきの無料配布（青い鳥郵便はがき）

対 象

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の方

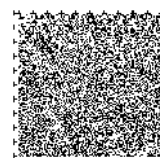
内 容

年1回、おおむね4月20日から5月末日（申込受付は4月1日から）に、お一人につき、次のはがきの中からいずれか1種類を20枚無料で配布します（代理申込・郵送申込もできます）。

- 通常郵便はがき（無地、インクジェット紙またはくぼみ入り）

窓 口

練馬郵便局・光が丘郵便局・石神井郵便局・大泉郵便局等お近くの郵便局（簡易郵便局を除く）



郵便料金

内 容

- ① 点字郵便物で開封のものは無料
- ② 盲人用録音物または点字用紙で、点字図書館などの日本郵便株式会社が指定する盲人施設で発受する郵便物は無料
- ③ 点字ゆうパック、心身障害者用ゆうメール（図書館の発受する図書）は半額免除
- ④ 聴覚障害者用ビデオテープ（画像に字幕または手話を挿入したもの）等の小包で、聴覚障害者と日本郵便株式会社が指定する障害者福祉施設で発受するものは半額免除
- ⑤ 心身障害者団体発行の第三種郵便物は、許可条件および料金に特例が設けられております。

問 合 せ

- 日本郵便練馬郵便局
電話 0570-030-712
〒176-8799 豊玉北 6-4-2
- 日本郵便光が丘郵便局
電話 0570-943-591
〒179-8799 光が丘 2-9-7
- 日本郵便石神井郵便局
電話 0570-943-497
〒177-8799 石神井台 3-3-7
- 日本郵便大泉郵便局
電話 0570-943-874
〒178-8799 大泉学園町 4-20-23
- 日本郵便株式会社お客様サービス相談センター
電話 0120-232886
携帯電話から0570-046-666
ホームページ
<https://www.post.japanpost.jp>



各種割引・料金の減免

むりょうでんわばんごうあんない

無料電話番号案内（ふれあい案内）

NTT の電話番号案内（104 番）が無料で利用できます（事前申込制）。

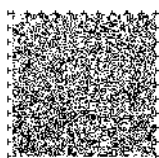
対 象

- ① 身体障害者手帳をお持ちで、つぎのいずれかの障害のある方

区分	手帳の等級
視覚障害	1～6 級
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1・2 級
聴覚障害	2 級、3 級、4 級、6 級（1 級、5 級はなし）
音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害	3 級、4 級（1 級、2 級はなし）

- ② 愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

- ③ 戦傷病者手帳をお持ちで、つぎのいずれかの障害のある方



区分	手帳の等級
視覚障害	特別項症～第 6 項症
肢体不自由（上肢）	特別項症～第 2 項症
聴覚障害	第 2 項症、第 4 項症
音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害	第 1 項症、第 2 項症、第 4 項症

問 合 せ

- NTT 東日本ふれあい案内事務局
電 話 0120-104174
FAX 0120-000104
【FAXでお問い合わせいただく際の注意事項】
・申込書や、障害者手帳等は送付いたいても受け付けられません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。
・返信はFAXで行うのでFAXを受信できる方のみのお問合せとさせていただきます。

受付時間

午前9時～午後5時
（月曜～金曜）

※土・日・祝日および年末年始（12/29～1/3）は休業

みみ ことば ふじゅう かた

ばん

耳や言葉の不自由な方からの 104番 (FAXによる番号案内)

NTT 東日本では、耳や言葉の不自由な方のために FAX による番号案内を行っています。

料 金

案内料は、通常の 104 番の案内料と同額です。8 時～23 時の間で、月に 1 電話番号だけのご案内の場合 60 円(税抜)。それ以上については、1 電話番号ごとに 90 円(税抜)、23 時～翌朝 8 時までは、月に 1 電話番号ごとに 150 円(税抜)です。

利用方法

用紙(サイズ、書式は自由)に利用される方の名前・FAX 番号・問合せ内容(住所・名前・業種等)を記入して送信すると、NTT より折り返し FAX が返信され、問合せの電話番号をご案内します(1 回の受付は 15 件まで)。

受 付

- FAX 0120-000104
24 時間受付(年中無休)

問 合 せ

- 電話 0120-104140
24 時間受付(年中無休)

※電話帳登録のある方、もしくは事前に番号案内をお申し込みされた方の電話番号・FAX 番号をご案内します。

けいたいでんわ わりびき

携帯電話の割引

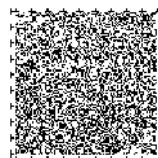
障害者手帳などを所持している方が携帯電話の契約をする際に、基本料金等の割引制度をご利用いただけます。

内 容

電話会社により、対象者・割引内容が異なります。販売店にお問い合わせください。



各種割引・料金の減免



そだい しよりてすうりょう めんじょ 粗大ごみの処理手数料の免除

粗大ごみの処理については、申請により、
処理手数料が免除されます。

対 象

- ① 生活保護法に基づく扶助を受けている方
- ② 児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給を受けている方
- ③ 老齢福祉年金の支給を受けている方
- ④ 中国残留邦人等支援給付の支給を受けている方

手 続 き

電話で粗大ごみの処理を申し込む際に、免除の対象者であることをお申し出ください。

申 込 先

粗大ごみ受付センター

電話 03-5703-5399

受付日時 月～土曜日（祝日を含む、
年末年始を除く）午前8時～午後7時

※申し込みから収集まで2週間程度かかります。

必要な書類

- 生活保護、中国残留邦人等支援給付を受給の方
 - ・保護証明書、受給証明書の原本
- 児童扶養手当・特別児童扶養手当・老齢福祉年金を受給の方
 - ・証書または受給証明書の写し

問 合 せ

- 〒176・179の地域にお住まいの方

練馬清掃事務所

電話 03-3992-7141

FAX 03-3948-7400

- 〒177・178の地域にお住まいの方

石神井清掃事務所

電話 03-3928-1353

FAX 03-3928-1215

※エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・パソコンについては粗大ごみでは出せません。処理方法については、区で配布しているパンフレット「資源・ごみの分け方と出し方」を参照していただくか、管轄の清掃事務所にお問い合わせください。

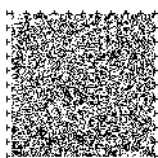
くりつたいいくかん しようりょう 区立体育館・プールの使用料

対 象 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方は半額となります。

区立体育館・プール一覧

施設名	問合せ先	所在地
総合体育館	03-3995-2805	〒177-0032 谷原1-7-5
桜台体育館	03-3992-9612	〒176-0002 桜台3-28-1
上石神井体育館・温水プール	03-5991-6601	〒177-0044 上石神井1-32-37
平和台体育館・温水プール	03-5920-3411	〒179-0083 平和台2-12-5
大泉学園町体育館・温水プール	03-5905-1161	〒178-0061 大泉学園町5-14-24
光が丘体育館・温水プール	03-5383-6611	〒179-0072 光が丘 4-1-4
中村南スポーツ交流センター・温水プール	03-3970-9651	〒176-0025 中村南1-2-32
三原台温水プール	03-3924-8861	〒177-0031 三原台2-11-29
石神井プール（屋外）※	03-3997-6131	〒177-0041 石神井町5-12-16

※石神井プールは夏期専用（7月1日～9月10日のみ）です。この期間以外は「三原台温水プール」に問い合わせてください。



ベルデ^{しょうねんしぜん いえ}（少年自然の家）^{りょうりょうきん げんがく}利用料金の減額

対 象

区内在住・在勤・在学で、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方とその介助者2名

施 設

ベルデ（軽井沢、武石、岩井）

内 容

基本料金・個室利用料金・付帯設備利用料金が減額となります。（食事料金を除く）

- ① 基本料金 750 円（通常の半額）
- ② 個室利用料金 半額（減額対象者が半数以上の場合）
- ③ 付帯設備利用料金 半額（減額対象者が半数以上の場合）

※各施設とも8人部屋の利用料金は無料です。

※区外の方が利用する場合、食事料金以外がそれぞれ通常料金の倍額になります。

問 合 せ

保健給食課 少年自然の家係

電話 03-5984-2441

予 約

スマートフォン・パソコン・各ベルデにて予約を受け付けます。

●ベルデ宿泊予約

(<https://verde.city.nerima.tokyo.jp/shizen/>)



ベルデ宿泊予約
二次元コード

●ベルデ軽 井 沢 電話 0267-46-4141

●ベルデ武石本館 電話 0268-86-2526

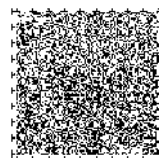
●ベルデ武石新館 電話 0268-86-2525

●ベルデ岩 井 電話 0470-57-4141

ホームページ「ベルデ」で検索



各種割引・料金の減免



とりつこうえん にゅうじょうりょう とりつこうえんちゅうしゃじょうりょうりょう
都立公園などの入 場 料 ・ 都立公園 駐 車 場 利用料

入場料

窓口で手帳を提示すれば無料で入場できます（車いすの貸出しもあります）。

対 象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を持参の方とその介護者。

施 設

恩賜上野動物園（30）、神代植物公園（17）、向島百花園（3）、葛西臨海水族園（20）、浜離宮恩賜庭園（4）、清澄庭園（4）、井の頭自然文化園（9）、旧芝離宮恩賜庭園（2）、旧古河庭園（2）、多摩動物公園（20）、小石川後樂園（3）、殿ヶ谷戸庭園（2）、夢の島熱帯植物館（4）、六義園（7）、旧岩崎邸庭園（3）

※（ ）内は車いすの台数

窓 口

東京都建設局 公園緑地部 公園課

電話 03-5320-5376

FAX 03-5388-1532

駐車場

対 象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を提示すれば、無料で利用できます（地下公共駐車場を除く）。

施 設

上野恩賜公園、夢の島公園、木場公園、大島小松川公園、潮風公園、砧公園、蘆花恒春園、駒沢オリンピック公園、代々木公園、和田堀公園、高井戸公園、城北中央公園、浮間公園、赤塚公園、石神井公園、光が丘公園、大泉中央公園、東綾瀬公園、舎人公園、水元公園、篠崎公園、葛西臨海公園、宇喜田公園、中川公園、汐入公園、井の頭恩賜公園、武蔵野公園、府中の森公園、神代植物公園、野川公園、武蔵野の森公園、小金井公園、武蔵国分寺公園、武蔵野中央公園、六仙公園

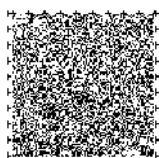
窓 口

公益財団法人 東京都公園協会 公園事業部
営業課 営業推進係

電話 03-3232-3138



各種割引・料金の減免



交流・社会参加

しんしんしょうがいしゃふくししゅうかいじょ 心身障害者福祉集会所

障害者（児）とその家族および障害者団体等に、活動の場を提供するための施設です。集会室（和・洋室）、視聴覚室、調理室などがあります。

場 所

光が丘区民センター内

集会室利用時間

午前 9 時～午後 9 時 30 分

利用方法

事前に登録と予約が必要です。くわしくは登録時におたずねください。

窓 口

心身障害者福祉集会所内 団体活動室

電 話 03-5997-9700

FAX 03-5997-7704

〒179-0072

光が丘2-9-6

光が丘区民センター2階

午前9時～午後5時

とうきょうとしょうがいしゃふくしかいかん 東京都障害者福祉会館

集会室を無料で利用することができます。

対 象

障害者とその家族、障害者の福祉の増進を目的とする関係者（ボランティアなど）。

集会室利用時間

午前9時～午後9時（火曜日は午後4時 30 分まで）

窓 口

東京都障害者福祉会館

電 話 03-3455-6321

FAX 03-3453-6550

〒108-0014

港区芝5-18-2

ぜんこくしょうがいしゃそうごうふくし 全国障害者総合福祉センター（とやま 戸山サンライズ）

障害のある人が利用しやすい多目的施設です。障害のない人もご利用いただけます。障害者には利用料金に割引があります。

施設・事業

① 会議室・研修室

少人数から大人数まで、さまざまなニーズに合わせた会議や研修会の開催が可能です。配信会場やお食事会場など、用途に適したレイアウトを設営します。

② 宿泊施設

洋室（シングル 8 室、ツイン 17 室）と、和室（8 室 各 4 名定員）があります。

③ 体育館

広さはバスケットコート一面分です。2 時間または 3 時間貸切でご利用いただけます。

④ 養成研修事業

障害者福祉に関わる方（施設、行政、民間事業者等）を対象に各種研修会を実施しています。

⑤ その他

スポーツ教室や障害者による書道・写真全国コンテストなどを開催しています。

予約開始

●会議室・研修室、宿泊施設

・障害のある方

利用日の18か月前の1日から

・上記以外の方

利用日の12か月前の1日から

●体育館

・障害のある方

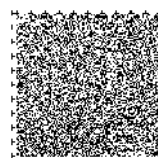
利用日の2か月前から

・上記以外の方

利用日の1か月前から



交流・社会参加



窓　　口

全国障害者総合福祉センター
(戸山サンライズ)
電話 03-3204-3611
FAX 03-3232-3621
〒162-0052
新宿区戸山1-22-1

受付時間
午前9時～午後5時30分
ホームページ
ww100006-hp.normanet.ne.jp

練馬ボランティア・地域福祉推進センター

練馬区社会福祉協議会の一部署として、ボランティア・市民活動の推進・地域福祉活動の推進に取り組んでいます。具体的には、ボランティア・NPOに関する相談、地域活動のための会議室・機材等の貸出し、講座などを行っており、住民のみなさんによる主体的な活動を支援しています。

また、ひきこもりや社会参加の難しさなど、どこに相談したらよいかわからない不安や悩みごとの改善に向けたサポートをしています。

住民のみなさんが気軽に相談しやすいよう区内に4つの拠点（センター・各コーナー）を設けています。

ホームページ

<https://www.neri-shakyo.com/>

ブログ「ぼけっとのうらがわ」

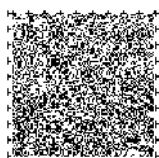
<https://blog.canpan.info/neriura/>

施設一覧

施設名	問合せ先	所在地	営業時間
練馬ボランティア・地域福祉推進センター	電話 03-3994-0208 FAX 03-3994-1224	〒176-0012 豊玉北 5-14-6 新練馬ビル5階	午前9時～午後5時、 土・日曜日・祝休日・ 年末年始休館
光が丘ボランティア・地域福祉推進コーナー	電話 03-5997-7721 FAX 03-5997-7721	〒179-0072 光が丘 2-9-6 光が丘区民センター6階	午前9時～午後5時、 土・日曜日・祝休日・ 年末年始休館
大泉ボランティア・地域福祉推進コーナー	電話 03-3922-2422 FAX 03-3922-2412	〒178-0063 東大泉2-8-7 ※令和7年4月から（予定） 東大泉1-28-1 リズム大泉学園2階	午前9時～午後5時、 月・日曜日・祝休日・ 年末年始休館
関町ボランティア・地域福祉推進コーナー	電話 03-3929-1467 FAX 03-3929-1497	〒177-0051 関町北 1-7-14 関町リサイクルセンター1階	午前9時～午後5時、 水・日曜日・祝休日・ 年末年始休館



交流・社会参加



せんきょ とうひょう 選挙の投票

郵便等による不在者投票（郵便等投票）

一定の障害がある方や、介護を必要とされる方で、その障害の区分・等級が下表に当てはまる方は、郵便等を利用し、ご自宅等から投票することができます。ただし、自書できることが必要です。

郵便等投票をするには、あらかじめ選挙管理委員会へ申請し、「郵便等投票証明書」の交付を受ける手続きが必要です。

● 代理記載制度

下表に当てはまり、かつ「上肢または視覚の障害」が身体障害者手帳1級、または戦傷病者手帳特別項症から第2項症の方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人に、投票用紙の記載をさせることができます。

窓 □

選挙管理委員会事務局

電話 03-5984-1399 FAX 03-5984-1226

対象者一覧

区分		等級
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症
	介護保険の被保険者証	要介護5

● 投票所への移動に関する支援

地域生活支援事業の移動支援等の制度を利用することにより、ご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。制度の利用には申請手続や事業者との契約等が必要です。利用を希望される場合は、お早めにご相談ください。

移動支援について（→59ページ）

● 投票所での支援

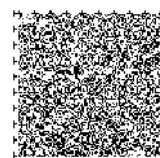
投票に支援が必要な方は、投票所の係員にお申し出ください。

「選挙のお知らせ」の宛名裏面が「投票支援カード」になっていますので、必要に応じてご利用ください。「投票支援カード」は、コピーして使用することも可能です。

投票所では、コミュニケーションボードや筆談器を用意していますので、ご希望の方は投票所係員へお申し出ください。



交流・社会参加



聴覚または言語機能に障害がある方向けに、以下の支援を行っています。

①手話通訳者または要約筆記者の派遣

ご希望の方は、東京手話通訳者等派遣センターに事前にご相談ください。

電話/FAX 03-3341-5635

電子メール nerima@tokyo-shuwacenter.or.jp

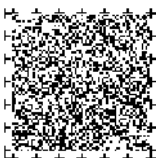
②遠隔手話通訳

タブレットなどを利用し手話オペレータが通訳する遠隔手話通訳が利用できます。

ご希望の方は、投票所係員へお申し出ください。



交流・社会参加



よ か がくしゅう 余暇・学習

とうきょうとしょうがいしゃきゅうよう じぎょう 東京都障害者休養ホーム事業

都内在住の障害者（児）が、事業対象の宿泊施設（休養ホーム）を利用した場合に宿泊料の一部を助成します。利用に際しては、「事業案内」を参照のうえ、直接施設に予約してください。予約後、日本チャリティ協会へ連絡していただくとともに、「利用申込書」に必要事項を記入し、日本チャリティ協会あてに郵送してください。後日、利用券が郵送されます。

対 象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者
保健福祉手帳を持つ方および付添いの方
（それぞれ1名ずつが、年度内で2泊まで）

助 成 額

対象者1人1泊につき大人6,490円、
子ども5,770円、付添の方3,250円（い
ずれも限度額）を助成します。詳しくは右
記窓口へ。

受付締切

団体 利用日の3週間前まで
個人 利用日の2週間前まで

窓 口

公益財団法人 日本チャリティ協会
電 話 03-3353-5942
FAX 03-3359-7964
〒160-0022
新宿区新宿 1-18-12 柳田ビル 3 階

※「事業案内」・「利用申込書」は、総合
福祉事務所にあります（→9 ページ）

とうきょうとしょうがいしゃそうごう 東京都障害者総合スポーツセンター

障害のある人の健康増進と社会参加を促進するための障害者専用のスポーツ施設です。体育館・プール・卓球室・STT室・トレーニング室・多目的室・洋弓場・運動場・庭球場などのスポーツ施設のほか、集会室・研修室・印刷室・図書コーナー・宿泊施設も併設しています。障害のある人がいつでも来て気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができます。

対 象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者
保健福祉手帳をもつ方、手帳をもつ方と同
程度の障害を有する方および介護者。障害
者の福祉増進を目的とする団体。

利用時間

午前9時～午後9時（施設ごとに異なり
ます。詳しくはお問い合わせください）

使 用 料

無料（宿泊施設は有料）

休 館 日

水曜日・祝日の翌日・12月29日～1月
3日
※上記と異なる場合もございます。詳しく
はお問い合わせください。

利用手続

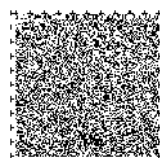
個人…利用するためには、利用登録が必
要になります。
団体・宿泊…事前に来館または電話・FAX
にて予約が必要です。

窓 口

東京都障害者総合スポーツセンター
電 話 03-3907-5631
FAX 03-3907-5613
〒114-0033
北区十条台 1-2-2
（王子駅、池袋駅（西巣鴨駅経由）から
無料送迎サービスあり）
ホームページ
<https://tsad-portal.com/mscd>



余
暇
・
学
習



おんすい しょうがいしゃせんよう
温水プール障害者専用コース

区立の各温水プールでは、障害者専用のコースを設けています。水泳スタッフのもとで、安心して水に親しんでいただくことができます。

施設一覧

施設名	問合せ先	所在地	曜日・時間帯
上石神井体育館	03-5991-6601	〒177-0044 上石神井 1-32-37	毎週木曜日（祝休日を除く） 午後 5 時 30 分～ 7 時 30 分
平和台体育館	03-5920-3411	〒179-0083 平和台 2-12-5	毎週水曜日（祝休日を除く） 午後 5 時 30 分～ 7 時 30 分
大泉学園町体育館	03-5905-1161	〒178-0061 大泉学園町5-14-24	毎週火曜日（祝休日を除く） 午後 5 時 30 分～ 7 時 30 分
光が丘体育館	03-5383-6611	〒179-0072 光が丘4-1-4	毎週金曜日（祝休日を除く） 午後 5 時～ 7 時
中村南スポーツ 交流センター	03-3970-9651	〒176-0025 中村南 1-2-32	毎週火曜日（祝休日を除く） 午後 5 時～ 7 時
三原台温水プール	03-3924-8861	〒177-0031 三原台 2-11-29	毎週月曜日（第 2 月曜日および 祝休日を除く） 午後 5 時 30 分～ 7 時 30 分

ちょうかくしょうがいしゃむ えいそう じぎょう
聴覚障害者向け映像ライブラリー事業（字幕・手話入ビデオテープ・DVD貸出等）

字幕・手話入ビデオテープ・DVDの貸出

聴覚障害者およびその関係者を対象に、無料で貸出します（郵送による貸出も可。ただし、送料利用者負担）。上映会に使用できるものもあります。詳細はお問い合わせください。

16 mm字幕付き映画フィルムの貸出

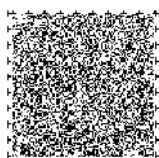
聴覚障害者を対象とした上映会のために、無料で貸出します（送料のみ主催者負担）。16mmフィルム映写機上映の研修を受けた方に操作をお願いしています。

問 合 せ

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター
 （聴覚障害者情報提供施設）
 電話 03-6833-5004
 FAX 03-6833-5005
 〒153-0053 目黒区五本木 1-8-3
 URL
<http://www.jyoubun-center.or.jp/>
 電子メール
video@jyoubun-center.or.jp



余暇・学習



せいねんがっきゅう
あすなろ青年学級 (肢体不自由)

肢体不自由の方々が、陶芸、油絵、水彩を通して仲間づくりを図り、生活をより楽しく、より豊かにしていくための学級です。

対 象

区内在住の肢体不自由者（15～39歳）

定 員 30名（募集時期は1月）

内 容

① 開催日

原則として毎月第1日曜日・午後1～4時（8月は休み）。

なお、野外活動が1回あります。

② 場所

光が丘区民センター2階 集会洋室

〒179-0072

光が丘2-9-6

③ 費用（下記保険料のほか、運営費の一部負担があります）

傷害保険料 1,850円

窓 口

区・教育委員会 こども家庭部 青少年課

春日町青少年館

電話 03-3998-5341

FAX 03-3998-5394

〒179-0074

春日町4-16-9

電子メール

YOUTH1@city.nerima.tokyo.jp

にちようせいねんがっきゅう
日曜青年学級 (軽度知的障害)

軽度の知的障害の方々が、クラブ活動（創作、学習、造形、表現）やスポーツ、レクリエーションなどを通して仲間づくりを図り、日常生活の充実をめざす学級です。

対 象

区内在住の軽度の知的障害者（15～39歳）

定 員 70名（募集時期は1月）

内 容

① 開催日

原則として毎月第4日曜日・午前9時30分～午後3時（8月は休み）。

なお、野外活動が1回あります。

② 場所 春日町青少年館

③ 費用（下記保険料のほか、運営費の一部負担があります）

傷害保険料 1,850円

窓 口

区・教育委員会 こども家庭部 青少年課

春日町青少年館

電話 03-3998-5341

FAX 03-3998-5394

〒179-0074

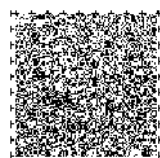
春日町4-16-9

電子メール

YOUTH1@city.nerima.tokyo.jp



余暇・学習



せいねんがっきゅう ともしび青年学級 (中・重度知的障害)

中・重度の知的障害の方々が、クラブ活動（音楽・美術・レクリエーション）を通して生活上の基本を学習したり、スポーツ・音楽などによって、生活をより豊かにしていくための学級です。

対 象

区内在住の中・重度の知的障害者
(15～39歳)

定 員

70 名（募集時期は 1 月）

内 容

① 開催日

原則として毎月第 3 日曜日・午前 9 時
30 分～午後 3 時（8 月は休み）。
なお、野外活動が 1 回あります。

② 場所 春日町青少年館

③ 費用（下記保険料のほか、運営費の一部負担があります）傷害保険料 1,850 円

窓 口

区・教育委員会 こども家庭部 青少年課
春日町青少年館

電 話 03-3998-5341

FAX 03-3998-5394

〒179-0074

春日町 4-16-9

電子メール

YOUTH1@city.nerima.tokyo.jp

せいねんがっきゅう ひまわり青年学級 (中・重度知的障害)

中・重度の知的障害の方々が、音楽活動・スポーツ・レクリエーションなどによって友達をつくり、日常生活をより豊かにしていくための学級です。

対 象

区内在住の中・重度の知的障害者
(15～39歳)

定 員

45 名（募集時期は 1 月）

内 容

① 開催日

原則として毎月第 2 日曜日・午前 10 時
～午後 2 時 30 分（8 月は休み）。
なお、野外活動が 3 回あります。

② 場所 春日町青少年館

③ 費用（下記保険料のほか、運営費の一部負担があります）傷害保険料 1,850 円

窓 口

区・教育委員会 こども家庭部 青少年課
春日町青少年館

電 話 03-3998-5341

FAX 03-3998-5394

〒179-0074

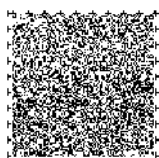
春日町 4-16-9

電子メール

YOUTH1@city.nerima.tokyo.jp



余暇・学習



てんじきょうしつ 点字教室

点訳ボランティア希望者を対象に、初歩的な点字の「読み」「書き」を学ぶ教室です。

対 象

練馬区在住・在勤（在学）で、高校生以上の点訳ボランティア希望者

内 容

土曜日午後に、光が丘区民センター7階（活動室）にて開催
（年20回）

費 用

2,400円／年
別にテキストの実費負担あり

窓 口

心身障害者福祉センター
電話 03-5984-1496
FAX 03-5984-1215

てんじこうしゅうかい 点字講習会

中途視覚障害者を対象とした点字講習会です。

対 象

見え方に不安がある、または全盲で、点字に興味のある方（成人）

内 容

解読の練習・書く練習を、個々のニーズやペースに合わせて個別に指導します。（毎週水曜日午前10時から11時50分、期間3年間）

費 用

無料（ただしバインダー、点字器などは実費）

窓 口

社会福祉法人 東京ヘレン・ケラー協会点字図書館
電話 03-3200-0987
FAX 03-3200-0982
〒169-0072
新宿区大久保3-14-20

しかくしょうがいしゃ

きょうしつ こうざ

視覚障害者のためのパソコン教室・講座

東京都盲人福祉協会

都内在住の、原則として18歳以上の身体障害者手帳を持つ視覚障害者を対象に、スマートフォン・パソコンの基礎学習を行います。

窓 口

公益社団法人 東京都盲人福祉協会

●スマホ・パソコン教室

（月・水・金曜日 午前10時～午後4時30分）

電話・FAX 03-3208-9070

〒169-0075

新宿区高田馬場 1-9-23

東京都盲人福祉センター内

日本点字図書館

視覚障害者を対象とした初心者向けIT教室を水・金曜日に開催しています。パソコンおよびiPhoneやiPadなどのiOS端末の操作指導を行っています。講座は1回につき90分（全3回を年間に10期）。

※原則として同じ曜日の同じ時間帯で受講。

費 用

4,500円

※無料体験クラスを毎週土曜日に実施。定員1名。

要予約

窓 口

社会福祉法人 日本点字図書館 自立支援室

電話 03-3209-0241

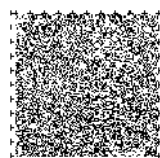
FAX 03-3200-4133

〒169-8586

新宿区高田馬場 1-23-4



余暇・学習



もうせいねんとうしゃかいせいかつきょうしつ 盲青年等社会生活教室

都内在住の身体障害者手帳を持つ視覚障害の青年および高齢者を対象に、社会生活に必要な知識などの習得のため、一般教養、健康管理、スポーツなど各種講習会を行います。

費用

無料（教材費等は受講者負担）

窓口

公益社団法人 東京都盲人福祉協会

電話 03-3208-9001

FAX 03-3208-9005

〒169-0075

新宿区高田馬場1-9-23

東京都盲人福祉センター内

電子メール

info@tomoukyo.or.jp

ちゅうとしつめいしゃきんきゅうせいかつくねんじぎょう 中途失明者緊急生活訓練事業

都内在住の、原則として18歳以上の身体障害者手帳を持つ視覚障害者を対象に、指導員が家庭などを訪問し、点字、歩行、家事、日常生活の訓練・相談を無料で行います。（教材費等は受講者負担）

窓口

公益社団法人 東京都盲人福祉協会

電話 03-3208-9001

FAX 03-3208-9005

〒169-0075

新宿区高田馬場1-9-23

東京都盲人福祉センター内

電子メール

info@tomoukyo.or.jp



余暇・学習

かていせいかつくねんじぎょう 家庭生活訓練事業

視覚障害のため家庭内において日常生活に著しい制限を受けている都内在住で在宅の視覚障害者に、調理、生花、手芸、リズム体操等の講習を行います。無料（教材費等は受講者負担）。

窓口

公益社団法人 東京都盲人福祉協会

電話 03-3208-9001

FAX 03-3208-9005

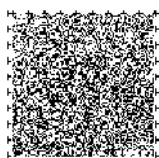
〒169-0075

新宿区高田馬場1-9-23

東京都盲人福祉センター内

電子メール

info@tomoukyo.or.jp



ちょうかくしょうがいしゃ

ぶんかきょうようこうざ

聴覚障害者のための文化教養講座

対 象

都内在住・在勤・在学の聴覚障害者（身体障害者手帳の有無問わず）一部のプログラムは聞こえる方も参加できます。

内 容

絵画、英語、日本語字幕付映画上映、教養講座や交流サロンなど。開催時期や回数などは講座により異なります。詳細はお問合せください。また、当センターのホームページでもご覧いただけます。講座によって①一括申込②開催ごと申込があります。

費 用

費用は原則無料ですが、内容によって材料費、道具代などが必要です。詳しくはお問合せください。

開館時間

火曜日～土曜日午前10時～午後5時
金曜日は午後7時まで

申込み・問合せ

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター
（聴覚障害者情報提供施設）

〒153-0053

目黒区五本木1-8-3

電話 03-6833-5004

FAX 03-6833-5005

電子メール

soudan@jyoubun-center.or.jp

URL

<http://www.jyoubun-center.or.jp/>

ちゅうとしつちょうしゃ

なんちょうしゃしゅわこうしゅうかい

中途失聴者・難聴者手話講習会

中途失聴者・難聴者を対象に、簡単な意思交流～日常会話が可能な程度の手話講習を行います（無料、テキスト代自己負担）。会場など、詳しくはお問い合わせください。

窓 口

東京都福祉局 障害者施策推進部

企画課 社会参加推進担当

電話 03-5320-4147

FAX 03-5388-1413

きょうようこうざ

教 養 講 座

視覚障害者のための講座

対 象

都内の視覚障害者等

内 容

- ① 視覚障害者教養講座
- ② 音楽教室

窓 口

東京都教育庁 地域教育支援部 生涯学習課

電話 03-5320-6859

FAX 03-5388-1734

ホームページ

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/lifelong/learning/seminor_guide.html

聴覚障害者のための講座

対 象

都内の聴覚障害者等

内 容

- ① 社会教養講座
- ② 手話で学ぶ文章教室
- ③ コミュニケーション教室

窓 口

東京都教育庁 地域教育支援部 生涯学習課

電話 03-5320-6859

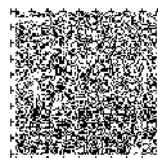
FAX 03-5388-1734

ホームページ

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/lifelong/learning/seminor_guide.html



余暇・学習



こうとうてきしゅつしゃはっせいくんれん とうきょうといたくじぎょう

喉頭摘出者発声訓練（東京都委託事業）

疾病などで喉頭を摘出し音声機能を失った方に、食道発声、シャント発声、電気式人工喉頭による発声訓練を行い、社会復帰のお手伝いをしています。

（週3回、火・木・土曜日）

費用

受講料は無料（ただし教材費は自己負担）

窓口

公益社団法人 銀鈴会

電話 03-3436-1820

FAX 03-3436-3497

〒105-0004

港区新橋5-7-13

ビュロー新橋901

ホームページ

<https://www.ginreikai.net/>

電子メール

office@ginreikai.net

きつおんしゃこうしゅうかい

吃音者講習会

対象者

15歳以上の吃音者に発声練習、話し方、グループワークなどの講習を行います（原則無料。テキスト代等の実費負担があります）。

窓口

一般社団法人 東京言友会

電話 03-3942-9436

〒170-0005

豊島区南大塚1-30-15

ホームページ

<https://tokyo-gennyukai.jimdofree.com/>

電子メール

tokyogen@nifty.com



余暇・学習

しょしんしゃ

きょうしつ

初心者パソコン教室

一般のパソコン教室での受講が困難な心身障害者の方を対象として、初歩的なパソコンの操作講習会を行います。

対象

練馬区在住・在勤（在学）の身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

内容

年6回、光が丘区民センター 7 階（活動室）にて開催（パソコン入門、ワード、エクセル、タブレット体験/相談、視覚障害（読み上げソフト）の5コースがあります。）

費用

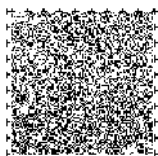
1,000 円

窓口

心身障害者福祉センター

電話 03-5984-1496

FAX 03-5984-1215



とうきょうとしょうがいしゃ

ちいきしえん

東京都障害者IT地域支援センター

障がいのある方、ご家族の方および区市町村において障がいのある方のIT利用支援を担当する職員の方等を対象に、電話、FAX、メール、又は来所によるITに関する技術相談や機器の展示を実施。

また、パソコンやタブレットの基本操作やICTなんでも相談等、20種類以上の講座メニューを準備。ITサポーターと共にマンツーマンで体験できます（1回2時間、無料）。

申し込みは東京障害者IT地域支援センターまで。
※ご相談、体験等、事前にご予約が必要となります。

費用

無料

窓口

東京都障害者IT地域支援センター

電話 03-6682-6308

FAX 03-6686-1277

〒112-0006

文京区小日向4-1-6

東京都社会福祉保健医療研修センター1階

電子メール

info@tokyo-itcenter.com

ホームページ

<https://www.tokyo-itcenter.com>

ねりま くきょういくいいんかい いたくこうざ 練馬区教育委員会委託講座

ゆうゆう

すまいるねりま遊遊スクール

対象

主に知的障害のある小・中学生と保護者もしくは介助者

内容

さまざまな講座の企画運営を、生涯学習団体・NPO等に委託して、実施しています。講座は、地域における子どもたちの居場所づくりおよび精神面での成長・発達を促す場として開催しています。

開催場所

区内公共施設など

講座数

年間 10 講座程度（連続講座ではありません）

費用

各講座の内容による（上限1人500円）

窓口

区・教育委員会 こども家庭部 青少年課育成支援係

電話 03-5984-1292

FAX 03-5984-1221

ホームページ

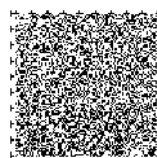
<https://www.city.nerima.tokyo.jp/>

[kosodatekyoiku/kyoiku/seishonen/](https://www.kosodatekyoiku/kyoiku/seishonen/)

[kodomokoza/shogaiji.html](https://www.kodomokoza/shogaiji.html)



余暇・学習



きょういく ほいく 教育・保育

しょうがいじ しゅうがくそうだん 障害児の就学相談

都立特別支援学校小・中学部、または区立小中学校の特別支援学級への就学ならびに特別支援教室の利用を希望するお子さんのために就学相談を行っています。

対 象

- ① 翌年度に学齢に達する方
- ② 現在小学校第6学年に在籍する方
- ③ 義務教育年齢に達し、現在、就学猶予・免除の措置を受けている方で、翌年4月から上記学校に就学を希望する方

受付期間

毎年5月頃から
障害のある児童・生徒のための学校一覧表参照
(→139ページ)

窓 口

区・教育委員会 教育振興部 学務課
就学相談係
電 話 03-5984-5664
FAX 03-3993-1196

がっこうきょういくしえん

学校教育支援センター

きょういくそうだんしつ

教育相談室

学校に行きたがらない、いじめられる、学習が思うように進まない、発達が気になるなど、教育上のさまざまな不安や悩みについて、心理・医療の専門相談員が相談を受け、必要な助言や他機関の紹介などを行っています（無料）。

内 容

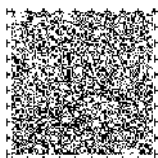
午前9時～午後5時（金曜は午後6時まで。
12月29日～1月3日、日曜・祝休日は休室）
来室相談は、あらかじめ電話で相談日時を予約してください。電話での相談もできます。

窓 口

- 学校教育支援センター 教育相談室
電 話 03-5998-0091
FAX 03-5998-0093
〒179-0072
光が丘6-4-1
- 学校教育支援センター 練馬
電 話 03-3991-3666
FAX 03-3991-1544
〒176-0012
豊玉北5-15-19
- 学校教育支援センター 関
電 話 03-3928-7200
FAX 03-3928-7255
〒177-0051
関町北1-21-15
- 学校教育支援センター 大泉
電 話 03-6385-4681
FAX 03-6385-4682
〒178-0063
東大泉3-18-9



教育・保育



就学奨励費

学用品費、給食費、通学費、修学旅行費などの一部が、就学奨励費として助成される制度です。

- ① 区内在住で特別支援学級および特別支援教室に在籍している児童・生徒、および特別支援学校の就学基準に該当し、小・中学校の通常の学級へ通学している児童・生徒に対する助成。ただし、対象経費によって、所得による制限があります。

①に関する窓口

区・教育委員会 教育振興部 学務課 就学相談係
電話 03-5984-5664
FAX 03-3993-1196

- ② 国立・都立・区立・都内にある私立の特別支援学校に在学している幼児・児童・生徒に対する助成。ただし、対象経費によって、所得による制限があります。申請は在籍する学校で受け付けます。

②に関する問合せ

在学している学校へお問い合わせください。

しょうがいじほいく 障害児保育

認可保育園

保育園では、保育を必要とする心身に障害がある児童の受け入れを行っています。

対 象

保護者の就労などで保育を必要とする児童で、集団保育が可能と認められる、おおむね中・軽度の障害がある児童
(私立保育園はそれぞれの保育園の状況に応じて、児童の受け入れを行っています。)

募 集

4月入園から12月入園まで申込みの受付を行います。申込み締切日および必要書類は、最新版の「保育利用のご案内」または練馬区ホームページをご覧ください。

窓 口

区・教育委員会 こども家庭部 保育課
保育支援係
電話 03-5984-1491

地域型保育事業 (居宅訪問型保育事業)

居宅訪問型保育事業は、児童の自宅に保育者を派遣し、1対1の保育を行います。

対 象

保護者の就労などで保育を必要とする児童で、障害や疾病により個別の医療的ケアを必要とする集団保育が著しく困難と認められる児童

募 集

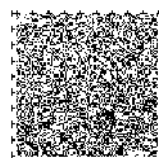
事前相談が必要になりますので、窓口または電話でご相談ください。

窓 口

区・教育委員会 こども家庭部 保育課
地域型保育事業係
電話 03-5984-5845



教育・保育



学童クラブ・ねりっこ学童クラブ

学童クラブおよびねりっこ学童クラブは、保護者の就労等により主に放課後の時間帯に保育を必要とする児童が、年齢が異なっても仲間となって楽しく遊び共に過ごすことで、豊かに育つための事業です。障害の程度が軽度・中度であり、日々学童クラブに通うことができる児童の受け入れを行っています。

対 象

つぎのいずれにも該当する方

- ① 保護者が就労や疾病等の理由で、保育を必要とする小学生
- ② 練馬区内在住、または練馬区立小学校に通学する児童

募 集

毎年10月中旬頃から、翌年度の入会募集を行います。なお、年度途中は、随時受付を行っています。障害児の優先受入人数は、1クラブあたり2名までです（委託学童クラブは3名、ねりっこ学童クラブは4・6名 ※一部3・9・12名）。児童館・地区区民館・厚生文化会館に併設する学童クラブは、各施設の受入上限人数の範囲内で、障害児の優先受入人数を超えて受入れを行います。

※受入施設は「わたしの便利帳」または練馬区ホームページをご参照ください。

保育時間

- 平日は放課後～午後6時まで。
- 土曜日は午前9時～午後5時まで。
- 学校休業日（夏休み等）の平日は、午前9時～午後6時まで。

※委託学童クラブおよびねりっこ学童クラブは、朝は午前8時から、夕方は午後7時まで、延長保育を実施しています。

保 育 料

月額 5,500 円（同一世帯二人目以降は、4,500 円）別途、延長保育料あり。

問 合 せ

お近くの学童クラブ・ねりっこ学童クラブまたは区・教育委員会 こども家庭部 子育て支援課放課後対策第一係

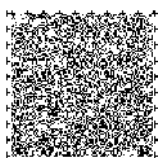
電 話 03-5984-1519

FAX 03-5984-1220

電子メール

kosodate13@city.nerima.tokyo.jp

※障害のある児童・生徒のための学校一覧表は次ページにあります。



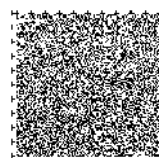
障害のある児童・生徒のための学校一覧表

令和6年8月現在

障害の種類	設置者	学校名	設置学部	寄宿舎	所在地	電話
視覚障害児のための学校・学級	国立	筑波大学附属 視覚特別支援学校	幼・小・ 中・高・専	有	〒112-0015 文京区目白台 3-27-6	03-3943-5421
	都立	文京盲学校	高・専	有	〒112-0004 文京区後楽 1-7-6	03-3811-5714
		久我山青光学園	幼・小・中	有	〒157-0061 世田谷区北烏山 4-37-1	03-3300-6235
	区立	中村西小学校 弱視学級	小		〒176-0023 練馬区中村北 4-17-1	学級直通 03-3990-4254 職員室 03-3990-4237
		開進第三中学校 弱視学級	中		〒176-0002 練馬区桜台 3-28-1	学級直通 03-3993-4265 職員室 03-3993-4265
聴覚障害児のための学校・学級	都立	大塚ろう学校	幼・小		〒170-0002 豊島区巣鴨 4-20-8	03-3918-3347 FAX 03-3915-9844
		中央ろう学校	中・高		〒168-0073 杉並区下高井戸 2-22-10	03-5301-3034 FAX 03-5301-3035
		大塚ろう学校 永福分教室	幼・小		〒168-0064 杉並区永福 1-7-28	03-3323-8376 FAX 03-5376-2139
	区立	旭丘小学校 難聴学級	小		〒176-0005 練馬区旭丘 2-21-1	学級直通 03-3972-4815 職員室 03-3957-2151
		石神井小学校 難聴学級	小		〒177-0045 練馬区石神井台 1-1-25	学級直通 03-3997-3279 職員室 03-3997-3277
		開進第二中学校 難聴学級	中		〒176-0001 練馬区練馬 2-27-28	学級直通 03-3993-1350 職員室 03-3993-1348
肢体不自由児のための学校	国立	筑波大学附属 桐が丘特別支援学校	小・中・高		〒173-0037 板橋区小茂根 2-1-12	03-3958-0181
	都立	大泉特別支援学校	小・中・高		〒178-0061 練馬区大泉学園町 9-3-1	03-3921-1381
		志村学園	小・中・高		〒174-0045 板橋区西台 1-41-10	03-3931-2323
知的障害児のための学校・学級	国立	筑波大学附属 大塚特別支援学校	幼・小・ 中・高		〒112-0003 文京区春日 1-5-5	03-3813-5569
		東京学芸大学附属 特別支援学校	幼・小・ 中・高		〒203-0004 東久留米市氷川台 1-6-1	042-471-5274
	都立	石神井特別支援学校	小・中		〒177-0045 練馬区石神井台 8-20-35	03-3929-0012
		板橋特別支援学校	高		〒175-0082 板橋区高島平 9-23-22	03-5398-1221
		練馬特別支援学校	高		〒179-0075 練馬区高松 6-17-1	03-5393-3524
		高島特別支援学校	小・中		〒175-0082 板橋区高島平 3-7-2	03-3938-0415



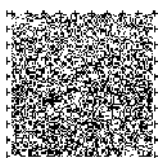
教育・保育



障害の種類	設置者	学校名	設置学部	寄宿舍	所在地	電話
知的障害児のための学校・学級	都立	永福学園就業技術科	高		〒168-0064 杉並区永福 1-7-28	03-3323-1380
		志村学園就業技術科	高		〒174-0045 板橋区西台 1-41-10	03-3931-2323
		足立特別支援学校 職能開発科	高		〒121-0061 足立区花畑 7-23-15	03-3850-6066
	私立	旭出学園 (特別支援学校)	幼・小・ 中・高・ 専	有	〒178-0063 練馬区東大泉7-12-16	03-3922-4134
	区立	旭丘小学校 知的障害学級	小		〒176-0005 練馬区旭丘 2-21-1	学級直通 03-3974-8000 職員室 03-3957-2151
		豊玉第二小学校 知的障害学級	小		〒176-0011 練馬区豊玉上 2-16-1	学級直通 03-3993-0450 職員室 03-3993-0421
		開進第二小学校 知的障害学級	小		〒176-0002 練馬区桜台 5-10-5	学級直通 03-3993-2428 職員室 03-3993-2425
		練馬第三小学校 知的障害学級	小		〒176-0021 練馬区貫井 1-36-15	学級直通 03-3970-0668 職員室 03-3970-5641
		北町小学校 知的障害学級	小		〒179-0081 練馬区北町 1-14-11	学級直通 03-3932-3295 職員室 03-3932-3296
		練馬東小学校 知的障害学級	小		〒179-0074 練馬区春日町1-30-11	学級直通 03-3990-9149 職員室 03-3990-9142
		光が丘春の風小学校 知的障害学級	小		〒179-0072 練馬区光が丘 7-2-1	学級直通 03-3976-6210 職員室 03-3976-5861
		光が丘第八小学校 知的障害学級	小		〒179-0072 練馬区光が丘 1-4-1	学級直通 03-5383-8081 職員室 03-5997-4828
		石神井西小学校 知的障害学級	小		〒177-0051 練馬区関町北 1-1-5	学級直通 03-3920-0378 職員室 03-3920-0382
		上石神井北小学校 知的障害学級	小		〒177-0045 練馬区石神井台5-1-32	学級直通 03-3920-0999 職員室 03-3920-1011
		谷原小学校 知的障害学級	小		〒177-0032 練馬区谷原 2-9-26	学級直通 03-3997-3228 職員室 03-3997-3271
		大泉小学校 知的障害学級	小		〒178-0063 練馬区東大泉 4-25-1	学級直通 03-3922-0241 職員室 03-3924-0144
		大泉第三小学校 知的障害学級	小		〒178-0061 練馬区大泉学園町3-22-1	学級直通 03-3925-3222 職員室 03-3925-2466



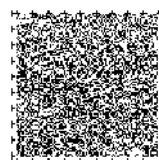
教育・保育



障害の種類	設置者	学校名	設置学部	寄宿舍	所在地	電話
知的障害児のための学校・学級	区立	大泉東小学校 知的障害学級	小		〒178-0063 練馬区東大泉 1-22-1	学級直通 03-3921-2938 職員室 03-3922-1355
		大泉学園小学校 知的障害学級	小		〒178-0061 練馬区大泉学園町 4-7-1	学級直通 03-3922-0502 職員室 03-3923-0006
		南田中小学校 知的障害学級	小		〒177-0035 練馬区南田中 5-15-37	学級直通 03-3997-1157 職員室 03-3997-1145
		旭丘中学校 知的障害学級	中		〒176-0005 練馬区旭丘 2-40-1	学級直通 03-3955-2424 職員室 03-3957-3133
		中村中学校 知的障害学級	中		〒176-0025 練馬区中村南 1-32-21	学級直通 03-3990-0990 職員室 03-3990-4436
		練馬中学校 知的障害学級	中		〒179-0075 練馬区高松 1-24-1	学級直通 03-3990-5450 職員室 03-3990-5451
		光が丘第三中学校 知的障害学級	中		〒179-0072 練馬区光が丘 3-2-1	学級直通 03-3977-3733 職員室 03-3977-3521
		石神井中学校 知的障害学級	中		〒177-0045 練馬区石神井台 1-32-1	学級直通 03-3995-2103 職員室 03-3997-3131
		大泉中学校 知的障害学級	中		〒178-0063 練馬区東大泉 4-27-35	学級直通 03-3924-1003 職員室 03-3924-0771
		南が丘中学校 知的障害学級	中		〒177-0035 練馬区南田中 4-8-23	学級直通 03-3904-5779 職員室 03-3904-5782
		谷原中学校 知的障害学級	中		〒177-0032 練馬区谷原 4-10-5	学級直通 03-3995-8074 職員室 03-3995-8036
言語障害児のための学級	区立	北町西小学校 言語障害学級	小		〒179-0081 練馬区北町 7-3-8	学級直通 03-3932-7631 職員室 03-3932-7234
		石神井小学校 言語障害学級	小		〒177-0045 練馬区石神井台 1-1-25	学級直通 03-3997-3279 職員室 03-3997-3277
		大泉小学校 言語障害学級	小		〒178-0063 練馬区東大泉 4-25-1	学級直通 03-3924-0261 職員室 03-3924-0144
		南町小学校 言語障害学級	小		〒176-0001 練馬区練馬 2-7-5	学級直通 03-3993-4500 職員室 03-3993-2438



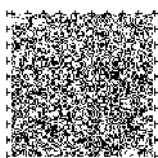
教育・保育



障害の種類	設置者	学校名	設置学部	寄宿舍	所在地	電話
言語障害児のための学級	区立	関町北小学校 言語障害学級	小		〒177-0051 東京都練馬区 関町北5-13-40	学級直通 03-3594-1231 職員室 03-3920-1027
情緒障害児、発達障害児のための学級	区立	小学校全 65 校 中学校全 33 校	小・中	小中学校の情緒障害等通級指導学級は、すべての学校に設置する「特別支援教室」での指導に変わりました。専任の教員が巡回することで、在籍校で必要な指導が受けられるようになりました。詳細につきましては、各小中学校へお問い合わせください。		



教育・保育



就労

しゅうろう そうだん しょくぎょうしょうかい くんれん きかん

就労相談・職業紹介・訓練機関

練馬区障害者就労支援センター レインボーワーク

内 容

就労を希望する方には、職業評価や就職活動に関する支援を、すでに働いている方には職場に定着するための支援を行います。また、企業からの相談等も受け付けています。

対 象

以下①～③の全ての要件を満たす方

- ① 練馬区に在住している方
- ② 障害者手帳をお持ちの方、または、医師による障害の診断等がある方
- ③ 求職中の方、または、すでに働いている方

※精神障害者の方については、医師から就労可能の意見がある方

窓 口

練馬区社会福祉協議会

障害者就労支援センター レインボーワーク

電 話 03-3948-6501

FAX 03-3994-1224

〒 176-0012

練馬区豊玉北 5-14-6

新練馬ビル 5F

ホームページ

<https://www.neri-shakyo.com/departments/syurou>

公共職業安定所（ハローワーク）

内 容

専門の窓口を設置して、障害者の方に対する職業相談・紹介を行っています。ハローワークインターネットサービスでは、ご自宅のパソコンやスマートフォンからハローワーク内にあるパソコンと同じ情報を検索・閲覧できます。

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

窓 口

ハローワーク池袋（池袋公共職業安定所・本庁舎 4 階）専門援助第二部門

電 話 03-3987-8609（41 号）

FAX 03-3987-4456

〒 170-8409

豊島区東池袋 3-5-13

ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/ikebukuro.html>

障害者就業・生活支援センター 「ワーキング・トライ」

内 容

雇用・保健・福祉・教育等の関係機関との連携のもと、就労面・生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進と安定を図ります。

窓 口

（社会福祉法人）JHC 板橋会

電 話 03-5986-7551

FAX 03-3554-8202

〒 174-0072

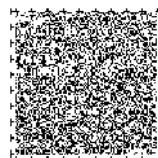
板橋区南常盤台 2-1-7

ホームページ

<https://www.jhcitabashi.com/workingtry/>



就
労



東京障害者職業センター (独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京支部)

内 容

ハローワークや関係機関と連携しながら、障害のある方や事業主に対し、以下のような職業リハビリテーションサービスを提供しています。

① 障害のある方へのサービス

- 相談や各種検査・作業等を通じて、今後の就職や職場定着に向けた進め方を相談しています。
- 就職や復職に向けた準備を整えるための職業準備支援を実施しています。

② 障害者と事業主双方へのサービス

- 職場に適應できるように、ジョブコーチが一定期間、職場を計画的に訪問して障害者と事業主双方に支援を実施しています。
- うつ病等により休職している精神障害者を対象に職場復帰に向けた支援（リワーク支援）を実施しています。

③ 事業主へのサービス

- 障害者の雇用計画や雇用管理に関する相談・支援を実施しています。
- 障害者雇用に関する理解を深めていただくための雇用管理サポート講習会を実施しています。

④ 関係機関へのサービス

- 各支援機関の効果的な職業リハビリテーションサービス実施のための助言・援助を実施しています。
- 効果的な職業リハビリテーションサービスに必要な知識・技術の習得のための就業支援基礎研修・就業支援実践研修を実施しています。

窓 口

●東京障害者職業センター

(受付時間は、平日午前 8 時 45 分～午後 5 時)

※相談は予約制になっておりますので、ご利用の際は事前にご連絡ください。

電 話 03-6673-3938

FAX 03-6673-3948

〒 110-0015

台東区東上野 4-27-3

上野トーセイビル 3 階

電子メール

tokyo-ctr@jeed.go.jp

●リワークセンター東京（リワーク支援のみ）

電 話 03-5246-4881

FAX 03-5246-4882

〒 111-0041

台東区元浅草 3-18-10

上野 NS ビル 7 階

都立職業能力開発センター

求職中の方や新たに職業に就こうとしている方などに、就職に向けて必要な知識・技能を学ぶための職業訓練を実施しています。また、軽度の知的障害者の方のための職業訓練も実施しています。

窓 口

●東京都産業労働局 雇用就業部

能力開発課 公共訓練担当

電話 03-5320-4716

●中央・城北職業能力開発センター 板橋校

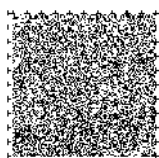
板橋区舟渡 2-2-1

電 話 03-3966-4131（代）

FAX 03-3966-3161



就
労



東京障害者職業能力開発校 (国・都)

対 象

職業的自立が見込まれ、職業訓練の受講と就職への意欲があり、かつ障害者手帳をお持ちでハローワークに求職登録している方

身体・精神・発達・知的障害者

内 容

就労に必要な社会生活スキルから専門知識や技術・技能の習得まで多彩な訓練科目で職業的自立を支援します。

また、ハローワークや他公的機関とも連携し、就職から定着までひとりひとりにあわせたサポートを行います。

科 目 (訓練期間・入校時期)

○訓練期間 1 年 (4 月入校)

- ・ビジネスアプリ開発科
- ・ビジネス総合事務科
- ・グラフィックDPT科・ものづくり技術科
- ・建築CAD科 ・製パン科
- ・実務作業科 (知的障害者の方のみ)
- ・OA 実務科 (重度視覚障害の方のみ)

○訓練期間 6ヶ月 (4・7・10・1月入校)

- ・オフィスワーク科
- ・調理・清掃サービス科
- ・職域開発科 (精神と発達の方のみ)

○訓練期間 3ヶ月 (4・7・10・1月入校)

- ・就業支援科

費 用

授業料・教科書代は無料

募集・選考

募集・選考はおおよそ入校時期の2～3か月前となります。詳細はハローワークか直接お問合せ下さい。ホームページでもご確認できます。

見学・入校相談

電話かFAXにてお申込み下さい。

窓 口

●東京障害者職業能力開発校

電 話 042-341-1427 (直通)

FAX 042-341-1451

〒 187-0035

小平市小川西町 2-34-1

ホームページ

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/school/handi/>

アクセス

西武拝島線 (新宿線直通)、

西武国分寺線

小川駅から徒歩 3 分



●ハローワーク池袋 (池袋公共職業安定所・本庁舎 4 階) 専門援助第二部門

電 話 03-3987-8609 (41 番)

FAX 03-3987-4456

〒 170-8409

豊島区東池袋 3-5-13

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/ikebukuro.html>

国立障害者 リハビリテーションセンター

対 象

① 就労移行支援

一般就労が見込まれる主に身体障害、高次脳機能障害、発達障害のある方

② 就労移行支援 (養成施設)

視覚に障害のある方

(中卒者から利用可能)

※①②とも、障害福祉サービス受給者証の交付を受ける必要があります。

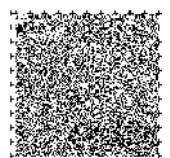
内 容

① アセスメント (評価) を行い、障害課題に応じた訓練、就職活動、そして就職後まで支援します。

② 「あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師」の資格取得に向けた学習や就職活動のための支援をします。



就
労



期 間

- ① 24 か月以内の必要な期間
- ② 専門課程 3 年（高卒以上の方）
高等課程 5 年（中卒以上の方）

費 用

障害者総合支援法に定められた基準に基づいてご利用の障害福祉サービス費と食費・光熱水費をご負担いただきます。

窓 口

国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局
電 話 04-2995-3100（代）
FAX 04-2992-4525
〒 359-8555
埼玉県所沢市並木 4-1
ホームページ
<https://www.rehab.go.jp/>

国立職業 リハビリテーションセンター （独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）

対 象

- ① 身体に障害のある方、高次脳機能障害のある方または難病のある方で、ハローワークに求職登録をしている方（通所が困難な方で、隣接する国立障害者リハビリテーションセンターの宿舍の利用を希望する方は、直接、同センターにご相談ください）
- ② 通所が可能な、精神障害のある方、発達障害のある方または知的障害のある方で、ハローワークに求職登録をしている方

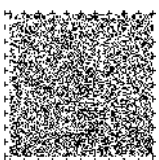
内 容

障害のある方々に対し、就職に必要な職業訓練や適応支援・職業指導などを、一人ひとりの特性に合わせた個別カリキュラムにより体系的に提供しています。

訓練科目

つぎの 6 系 11 科があります。

- ・メカトロ系（機械製図科、電子機器科、テクニカルオペレーション科）
- ・建築系（建築設計科）



- ・情報系（OA システム科、DTP・Web 技術科）
- ・ビジネス系（経理事務科、OA 事務科、オフィスワーク科）
- ・物流系（物流・資材管理科）
- ・職域開発系（アシスタントワーク科）

期 間

原則 1 年間または 6 ヶ月間
（入所機会は、年間に 10 回予定しています）

費 用

受講料は無料（ただし、参考書・作業衣等を必要とする科は自己負担があります）

窓 口

国立職業リハビリテーションセンター
電 話 04-2995-1201
FAX 04-2995-1277
〒 359-0042
埼玉県所沢市並木 4-2
ホームページ
<https://www.nvrcd.jeed.go.jp>

公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援課

障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや職場体験実習面談会、定着支援等の様々な事業を行っています。

●障害者雇用就業サポートデスク

就職を希望する障害のある方と障害者雇用を検討している企業の皆様の無料の相談窓口です。また、障害年金についての相談、障害者のテレワーク導入に関する専門相談を行っています（飯田橋のみ）。その他、障害者雇用に関する資料もご覧いただけます。（職業紹介はしていません。事前予約制です。）

飯田橋 月～金 午前 9 時～午後 5 時
多 摩 月・水・金 午前 9 時～午後 5 時
TEL：03-5211-5462
（飯田橋・多摩共通）

●就活セミナー

就職活動に役立つビジネスマナーや自己理解・企業理解等をテーマにしたセミナーです。障害のある方と就労支援機関職員にペアで参加していただき、就職活動に不慣れな方、社会経験の短い方にも分かりやすく就職活動のポイントをお伝えし、応募書類作成や面接ロールプレイング等の演習を行います。

●企業見学

障害者雇用のイメージや障害者が職場で働くイメージを構築できるように、障害者雇用に先進的に取り組む企業等の見学会を行っています。少人数制、随時開催、障害者が活躍している現場を見学することができます。

●職場体験実習

企業で働いた経験がない（少ない）、適性が分からないなど、企業で働くことへの不安がある方は、仕事を「体験」することができます。障害者を受入れたいと希望する企業等とのマッチングを随時行うほか、面談会を年8回、ミニ面談会を年4回行っています。

●障害者委託訓練事業

ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。

- ◆知識・技能習得訓練コース（パソコン基礎・応用、清掃、軽食喫茶業務など）
 - ◆障害者向け日本版デュアルシステム（事務作業で必要なパソコン操作と職場実習など）
 - ◆実践能力取得訓練コース（事務補助、清掃など）
 - ◆e-ラーニングコース（都内在住で通所困難な障害者等が対象。Web制作実践講座など）
 - ◆在職者訓練コース（雇用継続に必要なパソコンスキルアップなど）
- 受講料・・・無料（交通費、食事代等は訓練生負担）

※訓練実施場所については、それぞれのコースによって異なります。上記、各事業の詳細や、最新情報につきましては、ホームページをご覧ください。

●東京ジョブコーチ支援事業

障害のある方が就職し新しい職場で円滑に働けることができるように、また、雇用する企業がスムーズに受け入れられるように、都独自の「東京ジョブコーチ」が訪問し、障害者の作業適応支援や職場内の環境調整など、職場定着に向けた支援をします。

窓 □

公益財団法人 東京しごと財団

総合支援部 障害者就業支援課

〒102-0072

千代田区飯田橋 3-10-3

東京しごとセンター8階

電話 03-5211-2681

ホームページ

<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>



社会福祉法人 日本視覚障害者職能開発センター

内 容

目の不自由な方の職業相談・指導・訓練（OA実務科 定員5名）、視覚障害者就労支援施設「東京ワークショップ（就労継続支援B型定員24名、就労移行支援 定員30名、就労定着支援）、自立訓練（生活訓練）定員6名」の運営を行っています。

窓 □

社会福祉法人 日本視覚障害者職能開発センター

電話 03-3341-0900

FAX 03-3341-0967

〒160-0003

新宿区四谷本塩町2-5

ホームページ

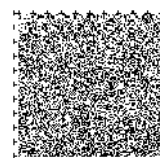
<https://www.jvdc.jp>

電子メール

shokunou@jvdc.jp



就
労



つくばじゅつだいがく 筑波技術大学

筑波技術大学は、聴覚障害者、視覚障害者のための国立大学です。

聴覚障害者を入学対象とする産業技術学部では、数学（中・高）、情報（高）、工業（高）、美術（中・高）、工芸（高）の教育職員免許状が取得可能です。また、産業情報学科建築学コースでは、所定単位を取得すると、卒業と同時に 1 級建築士、2 級建築士、木造建築士の受験資格を取得できます。さらに、共生社会創成学部（聴覚障害コース）を令和 7 年度に新設します。

視覚障害者を入学対象とする保健科学部では、保健（中・高）、数学（中・高）、情報（高）の教育職員免許状が取得可能です。また、卒業認定を受けてから、はり師、きゅう師、及びあん摩マッサージ指圧師（鍼灸学専攻）、理学療法士（理学療法学専攻）の国家試験受験資格が得られます。さらに、共生社会創成学部（視覚障害コース）を令和 7 年度に新設します。

修業年限

4 年

入学資格

産業技術学部・共生社会創成学部（聴覚障害コース）

両耳の聴力レベルがおおむね 60dB 以上の者（※）又は補聴器などの使用によっても通常の話し声を解することが不可能若しくは、著しく困難な程度の者。

（※）裸耳（補聴器を外した状態または人工内耳のスイッチをオフにした状態）での聴力レベル

保健科学部・共生社会創成学部（視覚障害コース）

- ① 両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満であること。
- ② 矯正視力が 0.3 以上であっても、視機能（視野等）に重度障害があるか、将来、視力低下や視機能低下の恐れがある場合

入学者選抜情報

- ① 学校推薦型選抜：11 月中旬～下旬
- ② 社会人選抜：11 月中旬～下旬
- ③ 一般選抜（前期日程）：2 月下旬
- ④ 総合型選抜：10 月～1 月
- ⑤ 編入学試験：9 月～1 月

※一般選抜については大学入学共通テストを受験していること

※編入学試験は共生社会創成学部では実施しない

※詳細はホームページに掲載されている学生募集要項を確認すること

問 合 せ

国立大学法人 筑波技術大学

〒305-8520

茨城県つくば市天久保 4-3-15

電話 029-852-2931（代表）

FAX 029-858-9312

ホームページ

<https://www.tsukuba-tech.ac.jp>



就
労

はんばい きょか

たばこ販売の許可

身体障害者がたばこ小売販売業の許可を申請する場合、緩和措置の適用があります。

窓 口

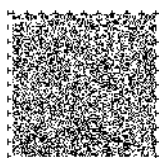
日本たばこ産業株式会社

東京支社 許可担当

電話 03-6703-7704

〒130-8603

墨田区横川1-17-7



就労移行支援（就労支援課）

対 象

障害福祉サービス受給者証交付対象となる
視覚障害者で①②のいずれかに該当する方

- ① 事務職へ就労希望の方
- ② あん摩マッサージ指圧師等の免許をお持ちの方で、ヘルスキーパーまたは高齢者施設への就労希望の方

時 間

平日午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分頃
の間で応相談

内 容

1 就労前支援

- ① 事務職就労希望者には、画面情報読みあげソフトとキーボードによるパソコン操作の習得（ビジネスソフト Word、Excel、ブラウザ、メール等）

※日本語ワープロ・表計算パソコン
検定（資格）試験受験可能

- ② ヘルスキーパー等就労希望者には施術技術維持向上として、臨床実習日を設定。さらに、ヘルスキーパー業務に必要なパソコン操作の習得

2 就職活動支援

- ① 応募書類（履歴書・職務経歴書）等の作成アドバイス
- ② 面接試験への同席・同行

3 就労後支援

- ① 通勤経路や会社建物内の移動訓練（歩行訓練）
- ② 勤務開始後のフォローアップ

機能訓練（機能訓練課）

対 象

障害福祉サービス受給者証交付対象となる
視覚障害者で 15 歳以上の方

内 容

歩行・点字・パソコン・日常生活動作・ロービジョン・情報機器の各訓練、相談支援などを総合的に行います。

時 間

平日午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分頃
の間で応相談

指定特定相談支援事業

対象・内容

視覚障害者の方を対象に、障害福祉サービスを利用するにあたって必要になるサービス等利用計画やモニタリングの作成を行います。

時 間

平日午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分頃まで。

問 合 せ

東京視覚障害者生活支援センター

電 話 03-3353-1277

（平日午前 9 時から午後 5 時）

〒162-0054

新宿区河田町 10-10

※都営大江戸線若松河田駅より徒歩

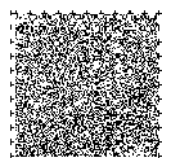
2 分程度

※まずはお電話にてご相談ください。

※見学はご予約をお願いいたします。



就
労



ぎじゅつしゃざいたくようせいこうざ I T 技術者在宅養成講座 (東京都重度身体障害者在宅パソコン講習事業)

対 象

身体障害者手帳 1 ～ 3 級の方で、おおよそ
高校卒業程度の学力があり、週 20 ～ 30 時間
程度の学習が可能の方(時間等についてはご相談ください)

内 容

在宅就労に必要な情報処理技術や資格取得
について、オンラインと訪問指導により、効
率よく在宅で学びます。講習期間は 2 年間、
募集人数は 5 名程度

費 用

無料

窓 口

社会福祉法人東京コロニー職能開発室

電 話 03-6914-0859

FAX 03-6914-0869

ホームページ

<https://www.tocolo.or.jp/syokunou>

さいしゅうしょくてあて じょうようしゅうしょくしたくてあて 再 就 職 手 当 ・ 常 用 就 職 支 度 手 当 (雇用保険の失業給付)

雇用保険の受給手続きをしている障害者な
どの就職の困難な方が、給付日数を残して公共
職業安定所などの紹介で安定した職業に就い
た場合、再就職手当・常用就職支度手当の支給
を受けられる可能性があります。なお、支給を
受けるためには一定の条件があります。

窓 口

ハローワーク池袋

(池袋公共職業安定所サンシャイン庁舎)

電 話 03-5958-8609 (17 番)

しょうがいしゃ こようそくしんせいど 障 害 者 の 雇 用 促 進 制 度

障害者雇用率制度

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇
用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ
つぎの割合(法定雇用率)に相当する数以上の
身体障害者、知的障害者または精神障害者を雇
用しなければならないとされています。

【法定雇用率】

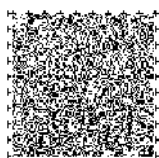
- 一般の民間企業
(常用労働者数 40.0 人以上) 2.5%
 - 特殊法人等(常用労働者数 36.0 人以上の規
模。独立行政法人含む) 2.8%
 - 国・地方公共団体
(職員数 36.0 人以上の機関) 2.8%
- ※令和 6 年 4 月 1 日現在

民間企業の場合の具体例

労働者数	40人以上	80人以上	120人以上	160人以上	以降省略
雇用義務数	1 人	2 人	3 人	4 人	



就
労



事業主への助成制度

障害者を雇用する事業主への助成制度として、以下の①～③のような助成金があります。

問 合 せ

ハローワーク池袋 事業所第二部門
電 話 03-3987-8609 (33#)
〒170-8409
豊島区東池袋 3-5-13 本庁舎3階

【ハローワークで取り扱う助成金】

制度	説明
①特定求職者雇用開発助成金 Ⅰ 特定就職困難者コース Ⅱ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成するものであり、それらの方の雇用機会の増大を図ることを目的としています。
②トライアル雇用助成金 Ⅰ 障害者トライアルコース Ⅱ 障害者短時間トライアルコース	ハローワーク等の紹介により、就職が困難な障害者を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。
③キャリアアップ助成金 Ⅰ 障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等（勤務地限定正社員・職務限定正社員・短時間正社員を含む）へ転換した事業主に対して助成するものであり、より安定度の高い雇用形態への転換等を通じた障害者の職場定着を目的としています。

障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者雇用納付金関係助成金（以下「助成金」）は、『障害者の雇用の促進等に関する法律』に基づき設けられた障害者雇用納付金制度として、障害者の雇い入れや雇用の継続を行うために必要となる施設・設備の整備や福祉の増進、雇用管理の整備や援助、能力開発等の措置を行う事業主または事業主の団体の経済的負担の調整を図るため支給しています。独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため、助成金の支給を通じた事業主支援を行っています。

助成金の概要については当機構ホームページをご覧ください。

問 合 せ

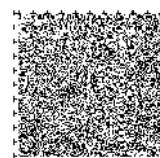
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
東京支部 高齢・障害者窓口サービス課
電話 03-5638-2284
〒130-0022
墨田区江東橋2-19-12
墨田公共職業安定所5階



就
労

ホームページ

<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>



企業実習奨励金

対 象

区内在住の障害のある方で、施設や就労支援事業を行う団体等に在籍し、就労を目指している方

内 容

障害者の就労促進を図るため、職業準備訓練の一環である企業実習を行った障害者に対し、奨励金を支給します。

① 実習 1 日あたり 1,000 円

ただし、1 日の実習時間が 3 時間に満たない場合は、1 日あたり 500 円とします。

② 支給期間は同一実習について 60 日を限度とします。

③ 申請期限は実習終了の翌日から起算して 1 年以内です。

問 合 せ

区役所 障害者施策推進課 就労支援係

電 話 03-5984-1387

FAX 03-5984-1215

Neri Ichi ねりいち

「ねりいち」では、練馬区内の障害者施設に通う方が手作りした様々な商品を販売しています。

『ねり』は練馬。『いち』は市場、1 番、逸品、イチオシなど様々な意味が込められています。

パンやスイーツ、季節の雑貨など、魅力的な製品を、年間を通して販売しています。

詳しくはホームページやねりいちポータルサイトをご覧ください。



販売の様子



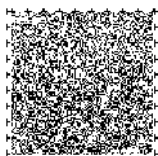
◀ねりいち冊子では
事業所の情報を掲載
しています



◀ねりいち販売情報 二次元コード
毎月のスケジュールや出店事業者を
お知らせしています



◀ポータルサイト 二次元コード
楽しい特集記事や商品情報を
掲載しています



くえいじゅうたく もう こ 区営住宅の申し込み

一般世帯向け区営住宅優遇抽せん

対 象

申込者が区内に引き続き 1 年以上居住し、申込者または同居親族が、①身体障害者手帳 1 級～6 級の方②愛の手帳をお持ちの方③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方などで、区営住宅の申し込み資格がある方（その他所得制限等あり）

内 容

抽せん方式（募集は 5 月下旬）

一般の方より有利な当選率で抽せんが受けられます（2 倍の優遇）。

単身者向け区営住宅募集

対 象

申込者が区内に引き続き 1 年以上居住し、①身体障害者手帳 1～4 級の方②愛の手帳

をお持ちの方③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方などで、区営住宅の申し込み資格がある方（その他所得制限等あり）

内 容

抽せん方式（募集は 5 月下旬）

※単身者向けの申し込みに優遇はありません。

※募集のない年もあります。

窓 口

区役所 住宅課 住宅係

電 話 03-5984-1619

FAX 03-5984-1237

※募集案内の配付は、募集期間内（詳しくは 5 月 21 日号の区報に掲載）に限り区役所本庁舎 1・2 階庁舎総合案内、13 階住宅課、区民事務所（練馬を除く）、区立図書館（南大泉図書館分室を除く）で配布します。

くえいじゅうたくしやうりょう とくべつげんがく 区営住宅使用料の特別減額

対 象

区営住宅にお住まいの方で、身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1～3 度、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級または常時介護を必要とする特殊疾病（難病等）患者（→ 86～88 ページ）の方が同居する世帯

内 容

世帯の所得が一定額以下の場合に使用料が減額されます。

問 合 せ

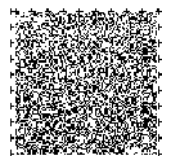
区役所 住宅課 住宅係

電 話 03-5984-1619

FAX 03-5984-1237



住宅



とえいじゅうたく もう こ 都営住宅の申し込み

一般世帯向け都営住宅優遇抽せん

対 象

申込者が東京都内に居住し、申込者または同居親族が、①身体障害者手帳をお持ちの方②愛の手帳をお持ちの方③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）④戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の方⑤難病患者等の方（→86ページ）⑥原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方などで、都営住宅申し込み資格がある方（その他所得制限等あり）

内 容

抽せん方式（募集は5月・11月）

一般の方より有利な当せん率で抽せんが受けられます（5倍、7倍の優遇）。

家族向けポイント方式による都営住宅募集

対 象

申込者が東京都内に引き続き3年以上居住し、申込者または同居親族が、①身体障害者手帳1～4級の方②愛の手帳1～3度の方③精神障害者保健福祉手帳1・2級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）④戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の方などで、都営住宅申し込み資格がある方（その他所得制限等あり）

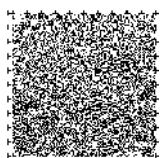
内 容

ポイント方式（募集は2月・8月）

抽せんによらず、書類審査や実態調査の結果に基づき、住宅に困っている度合いの高い方から順に申し込み地区の募集戸数分までの方を「資格審査対象者」とします。



住宅



車いす使用者世帯向け都営住宅募集

対 象

申込者が東京都内に居住し、申込者または同居親族が、身体の障害により住居内の移動に車いすを使用しており、以下のすべてに当てはまる方①車いす使用者が満6歳以上の方②身体障害者手帳1・2級の方または戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の方③車いす使用について証明する書類を提出できる方、または入居資格審査のときに来社にしてそのことが証明できる方④都営住宅の申し込み資格がある方（その他所得制限等あり）

内 容

ポイント方式（募集は2月・8月）

抽せんによらず、書類審査や実態調査の結果に基づき、住宅に困っている度合いの高い方から順に申し込み地区の募集戸数分までの方を「資格審査対象者」とします。

単身者用車いす使用者向け都営住宅募集

対 象

東京都内に引き続き3年以上居住し、身体の障害により住居内の移動に車いすを使用している方で、以下のすべてに当てはまる方①身体障害者手帳1・2級の方または戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の方②車いす使用について証明する書類を提出できる方、または入居資格審査のときに来社にしてそのことが証明できる方③都営住宅の申し込み資格がある方（その他所得制限あり）

内 容

抽せん方式
（募集は2月・8月）

■ 単身者向け都営住宅募集

対 象

東京都内に引き続き3年以上居住し、
①身体障害者手帳1～4級の方 ②愛の手帳をお持ちの方（総合判定で1度から4度）
③精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）その他所得制限等あり

内 容

抽せん方式（募集は2月・5月・8月・11月）※申し込みの案内は、申込書配布期間内に限り東京都住宅供給公社、都庁、区役所本庁舎、区民事務所（練馬を除く）、区立図書館（南大泉図書館分室を除く）で配布します。

■ その他の募集

定期募集（2月・5月・8月・11月）のほか、毎月中旬から募集する毎月募集（優遇のない抽せん方式）、家族向（2人以上）の随時募集（抽せんなし先着順）もあります。詳しくはホームページをお確かめください。
<https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/index.html>

窓 口

- 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター
電話 03-3498-8894
- テレホンサービス
（音声アナウンスによる募集概要案内）
電話 03-6418-5571
ホームページ
<https://www.to-kousya.or.jp>

とえいじゅうたくしやうりょう とくべつげんがく 都 営 住 宅 使 用 料 の 特 別 減 額

対 象

- ① 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方がいる世帯
- ② 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病にかかっている方、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定する疾病にかかっている方、児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病にかかっている方、公害医療手帳の交付を受けている方がいる世帯等

内 容

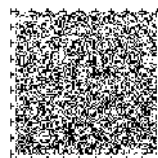
都営住宅に入居している世帯のうち、収入が一定基準以下の場合に使用料が減額されます。

問 合 せ

ＪＫＫ東京（東京都住宅供給公社）
お客さまセンター
電話 0570-03-0071
ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方は
電話 03-6279-2652



住宅



UR 都市機構の優遇区分等

UR都市機構の賃貸住宅（UR賃貸住宅）にお申込みいただく場合の居住支援等は以下のとおりです。

対 象

- ① 新築のUR賃貸住宅（抽せん）にお申込みいただく場合

申込み本人または同居する親族に、つぎのいずれかに該当する障害者の方が含まれる世帯の方は、当せん率が一般の方に比べ概ね 20 倍優遇されます。

ア 身体障害者手帳の交付を受けている 1～4 級の障害がある方

イ 愛の手帳等の交付を受けている重度の障害のある方で、常時介護を要する方または児童相談所、知的障害者更生相談所または精神科医等から、重度の知的障害またはこれと同程度の精神の障害があると判定されている方で、常時介護を要する方（ただし、介護者として親族の同居が必要となります）

- ② 既存のUR賃貸住宅（先着順）にお申込みいただく場合

全ての世帯の方について敷金（月額家賃の2か月分）以外の礼金・手数料・更新料・保証人が不要です。

窓 口

独立行政法人
都市再生機構東日本賃貸住宅本部
賃貸住宅募集案内総合窓口
午前 9 時 30 分～午後 6 時
（定休日なし/年末年始を除く）
電話 0120-411-363
〒163-1319
新宿区西新宿6-5-1
新宿アイランドタワー
ホームページ
<http://www.ur-net.go.jp/chintai/>

お近くのUR営業センター

●UR新宿営業センター

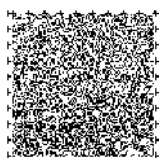
午前 9 時 30 分～午後 6 時
（定休日なし/年末年始を除く）
電話 03-3347-4330
〒163-1301
新宿区西新宿 6-5-1
新宿アイランドタワー 1 階

●UR池袋営業センター

午前 9 時 30 分～午後 6 時
（定休日(水)/年末年始）
電話 03-3989-8171
〒170-0013
豊島区東池袋 1-10-1
住友池袋駅前ビル 4 階



住宅



住宅修築資金の融資あっせん

内 容

住宅を修築（修繕・模様替え・増築）する場合に、金融機関（信用金庫、農協）に資金の融資あっせんを行います。貸付の審査および決定は、この制度にご協力いただいている取扱金融機関が行います。また、所得等に応じて、区が利子補給します。（金融機関へ直接補給します。）条件がありますので、お問い合わせください。

条 件

融資あっせん額 10～500 万円（工事見積もり金額以内、1 万円単位）、返済期間 7 年（84 か月）以内、練馬区

内に 1 年以上居住、区民税・軽自動車税を滞納していないこと、住宅の床面積 175 ㎡以下、20 歳以上の方、70 歳前に償還完了可能な方、前年の世帯総所得が 1,200 万円以下など。

窓 口

区役所 住宅課 管理係

電 話 03-5984-1289

FAX 03-5984-1237

ホームページ

[https://www.city.nerima.tokyo.](https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/jutakufukushi/)

[jp/kurashi/sumai/jutakufukushi/jyutaku_yuusi/jyutaku_yuusi.html](https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/jutakufukushi/jyutaku_yuusi/jyutaku_yuusi.html)

居住支援（保証機関利用による保証）

対 象

区内に引き続き2年以上お住まいで、つぎの①から③のいずれかに該当し、保証人が見つからないために、民間賃貸住宅への入居が困難な方

① 高齢者世帯の方

65 歳以上の単身世帯または 65 歳以上を含む 60 歳以上の者のみで構成されている世帯

② 障害者世帯

身体障害者手帳 1 から 4 級、愛の手帳 1 から 3 度、または精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方がいる世帯

③ ひとり親世帯

18 歳未満の児童と母または父のみで構成される母子および父子家庭世帯

内 容

保証人の代わりに、区と協定を締結した民間保証会社と保証委託契約を結び、支払った保証料の 1 / 2 の金額（上限 2 万円）を助成します。所得制限があります。

窓 口

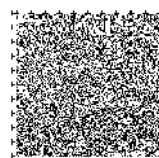
① 総合福祉事務所 高齢者支援係

② 総合福祉事務所 障害者支援係、知的障害者担当係（→9 ページ）相談係（精神障害の方）（→9 ページ）

③ 総合福祉事務所 相談係（→9 ページ）



住宅



しょうがいしゃせたい やちん さいむ ほしょうせいど 障害者世帯家賃債務保証制度

障害者世帯が賃貸住宅に入居する際の家賃債務を保証する制度で「一般財団法人高齢者住宅財団」が運営しています。

対象住宅

障害者の入居を敬遠しないものとして一般財団法人高齢者住宅財団と家賃債務保証制度の利用に関する基本約定を締結した賃貸住宅。

対象者

障害者基本法第2条に規定する障害者で、その障害の程度が下記のいずれかに該当する者が入居する世帯。

- ① 身体障害：1級～6級（身体障害者福祉法施行規則別表第5号による）
- ② 精神障害：1級～3級（精神保健および精神障害者福祉に関する法律施行令第6条3項による）
- ③ 知的障害：精神障害に準じます。

保証の対象

- 滞納家賃（共益費および管理費を含む、月額家賃の12か月分に相当する金額を限度に保証します）
- 原状回復費用および訴訟費用（月額家賃の9か月分に相当する金額を限度に保証します）

※一般財団法人高齢者住宅財団が、滞納家賃について保証債務を履行し、借主に代わって貸主に滞納家賃の支払いを行った際は、後日、借主には財団に支払い分及び損害金を弁済していただきます。

保証期間

原則2年間ですが、賃貸借契約期間に合わせて変更可能です。更新も可能です。

保証料

2年間の保証で月額家賃の35%を一括払いしていただきます（原則入居者負担）。（これは2年分の月額家賃の約1.5%の負担に相当します）

申込方法

個々の家賃債務保証の申込みは、基本約定を締結した貸主又は管理者を通じて行っていただきます。

問合せ

一般財団法人 高齢者住宅財団 債務保証課
電話 0120-602-708
FAX 03-6880-2782
〒101-0054
千代田区神田錦町 1-21-1
ヒューリック神田橋ビル
ホームページ
<https://www.koujuuzai.or.jp/>

す かく ほ し え ん じ ギ ょ う あ し つ じ ょ う ほう て い き ょ う 住まい確保支援事業（空き室情報の提供）

対象

下記のいずれかに該当する世帯

- ① 65歳以上の方のみで構成される世帯
- ② 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳の交付を受けた方を含む世帯
- ③ 子ども（18歳以下）と母または父のみで構成される母子および父子家庭

内容

高齢等を理由に民間賃貸住宅への入居を断られるなど、住まい探してお困りの方に区内不動産団体の協力により、入居を拒まない民間賃貸住宅の空き室情報を提供します。

※転居先の希望条件によっては、空き室情報が提供できない場合があります。

窓口

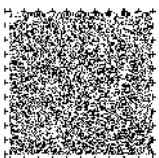
- ① 総合福祉事務所 高齢者支援係
- ② 総合福祉事務所 障害者支援係（身体・知的障害の方）
相談係（精神障害の方）
- ③ 総合福祉事務所 相談係

問合せ

区役所住宅課管理係
電話 03-5984-1289
FAX 03-5984-1237



住宅



じどうしゃ 自動車

じどうしゃねんりょうひ じよせい 自動車燃料費の助成

対 象

練馬区内に住所のある方で、65 歳になる前につぎの手帳の交付を受け、かつ燃料費助成の申請をした方（障害者本人またはその同居、同一生計の家族が主に心身障害者の日常生活のために使用する車両を持っている場合）

- ① 身体障害者手帳の障害種別が下肢機能、体幹機能、移動機能、視覚、内部障害で、その等級が 1～3 級の方
- ② 愛の手帳 1・2 度の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

※上記対象者であっても、障害者本人（20歳未満の方は保護者）の所得が制限基準額（→84ページ 注11）を超える方、福祉タクシー券の交付を受けている方は除きます。

内 容

燃料費の一部として、月額 2,800 円を助成します。

助成金は 5 月・9 月・1 月に、車両所有者の口座に振り込みます。

5 月振込（12 月 ～ 3 月分）

9 月振込（ 4 月 ～ 7 月分）

1 月振込（ 8 月 ～ 11 月分）

窓 口

総合福祉事務所 福祉事務係

（→9 ページ）

※精神障害者保健福祉手帳 1 級の方は、
保健予防課 精神保健係
（電話 03-5984-4764）

くりつゆうりょうじどうしゃちゅうしゃじょう じかんりょう ていきりょうりょうきん 区立有料自動車駐車場の時間利用、定期利用料金

内 容

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方（同乗者を含む）は、時間利用の場合は半額、定期利用の場合は 3 割減額となります。詳しくは、各駐車場へお問い合わせください。

施 設

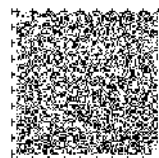
- 練馬駅北口地下駐車場
電話 03-3557-5190
- 石神井公園駅北口駐車場（石神井公園ピアレスパーキング）
電話 03-5910-3981

窓 口

区役所 交通安全課 安全対策係
電話 03-5984-1309
FAX 03-5984-1237
区役所本庁舎13階



自動車



ほこう　　こんな　　かた　　つうこうきょか 歩行が困難な方への通行許可

対　　象

- ① 身体障害者手帳等の交付を受けている歩行が困難な方
- ② 足の骨折等により歩行が困難な方
- ③ その他、自力歩行が困難な方で介護者を要する方等、相当な事情のある方

内　　容

本来、指定車両に対する許可であるところですが、特例として車両を持たない歩行困難な方が、タクシーを利用して通院する際等、通行禁止道路を通る必要がある場合にも申請することができます。運転者・車両番号を特定しないで申請することができます。

手　続　き

- ① 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、東京都愛の手帳の交付を受けている方は、その手帳
- ② 医師の診断書をお持ちの方は、その診断書（もしくはその写し）
- ③ 申請は原則として本人が行ってください。ただし代理人申請の場合は、委任状および本人との関係を証明する書類、合わせて本人が歩行困難であることが分かる書類を提示してください。

窓　　口

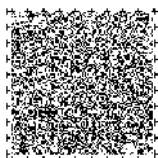
- 練馬警察署 交通課
電話 03-3994-0110
〒176-0012
豊玉北 5-2-7
- 石神井警察署 交通課
電話 03-3904-0110
〒177-0041
石神井町 6-17-26
- 光が丘警察署 交通課
電話 03-5998-0110
〒179-0072
光が丘 2-9-8

（受付時間）

土曜、日曜、祝日、年末年始の12月29日から1月3日を除き、平日午前8時30分から午後4時30分の間



自動車



駐 車 禁 止 の 対 象 除 外

対 象

都内に住所を有し、下記に該当する手帳の交付を受けている方。詳しくは事前に警察署へお問い合わせください。

手帳種別	障害の区分	級別等
身体障害者手帳 再認定診査が指定されている方は、再認定診査が終了している方	視覚障害	1 級から 3 級までの各級又は 4 級の 1
	聴覚障害	2 級又は 3 級
	平衡機能障害	3 級
	上肢機能障害	1 級、2 級の 1 又は 2 級の 2（注記 1 両上肢に著しい障害のある方）
	下肢機能障害	1 級から 4 級までの各級
	体幹機能障害	1 級から 3 級までの各級
	運動機能障害（上肢機能）	1 級又は 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合は除く。）
	運動機能障害（移動機能）	1 級から 4 級までの各級
	内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害）	1 級又は 3 級
	免疫機能障害、肝機能障害	1 級又は 3 級までの各級
戦傷病者手帳	視覚・聴覚・平衡・体幹機能障害	特別項症から第 4 項症までの各項症
	上記以外	特別項症から第 3 項症までの各項症
愛の手帳		1 度又は 2 度（3・6・12・18 歳に達したときの更新申請が終了している方）
精神障害者 保健福祉手帳	1 級（精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方）	
小児慢性疾患 児童手帳	色素性乾皮症の認定を受けている方	

注記 1 上肢機能障害「1 級、2 級の 1 又は 2 級の 2」に該当する方とは、両上肢に著しい障害がある方です。

内 容

公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路に駐車する場合、駐車禁止の対象から除外されます。駐車に際しては、東京都公安委員会が発行し警察署で交付した「駐車禁止等除外標章」および「運転者の連絡先または用務先」を車の前面の見やすい箇所に掲示する必要があります。なお、つぎのような駐車はできません。

- ① 駐停車禁止場所の駐車
- ② 法定駐車禁止場所の駐車
- ③ 駐車方法に従わない駐車
- ④ 車庫代わりの駐車、長時間駐車

手 続 き

※申請は原則として本人が行ってください。

- ・身体障害者手帳等
- ・住民票の写し（発行日から3か月以内のもの、返還されません）

代理人申請の場合は、申請者との関係を証明できる書面（続柄が記載された住民票の写し、戸籍謄本等）および申請代理人本人の確認ができる身分証明書を持参してください。

窓 口

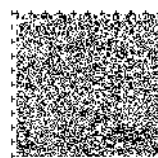
- 練馬警察署交通課
電話 03-3994-0110
〒176-0012
豊玉北5-2-7
- 石神井警察署交通課
電話 03-3904-0110
〒177-0041
石神井町6-17-26
- 光が丘警察署交通課
電話 03-5998-0110
〒179-0072
光が丘2-9-8

（受付時間）

土曜、日曜、祝日、年末年始の12月29日から1月3日を除き、平日午前8時30分から午後4時30分の間



自動車



かつどう ば はたら ば あんない 活動の場・働く場のご案内

べっさつばん
別冊版

しょうがいしゃふくし
障害者福祉のしおり

じぎょうしょうとういちらん
事業所等一覧

東京都が公表している障害福祉サービス事業所のうち、区内の事業所情報をサービス種別ごとにまとめて掲載しています。

配布場所

総合福祉事務所

障害者地域生活支援センター ほか

WAM NET (ワム・ネット)

独立行政法人福祉医療機構（WAM）が運営する福祉・保健・医療の総合サイトです。全国の指定障害福祉サービス等施設・事業所の情報をインターネットで検索することができます。

障害福祉サービス等情報検索サイト

<https://www.wam.go.jp/sfkohyooout/>



二次元コード

ふく

福ナビ とうきょう福祉ナビゲーション

ふくし

「とうきょう福祉ナビゲーション」＝「福ナビ」は、東京の福祉のポータルサイトです。都民の皆様が、福祉サービスを利用する際に必要とされる様々な情報を提供しています。

福ナビ とうきょう福祉ナビゲーション 事業所情報

https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/jservice_menu.html



二次元コード



活動の場・働く場のご案内



く ない おも しょうがいしゃ ふく しだんたい
区内の主な障害者福祉団体 (順不同・敬称略)

練馬手をつなぐ親の会 (★)

問合せ先 電話 080-8805-5502 FAX 03-3577-8659

活動内容 知的・発達障害者(児)が安心して地域で自立した生活を継続できるよう、知的・発達障害者(児)の権利を守り、その福祉と教育の向上を図ることを目的としている。

練馬区視覚障害者福祉協会 (★)

問合せ先 電話 090-4957-0713

活動内容 会員の互助、親睦および福祉の増進を図ることを目的としている。

練馬区肢体不自由児者と父母の会 (★)

問合せ先 電話 03-6765-0834

メール nerishi2024@gmail.com

HP <https://sites.google.com/view/nerishi2024>

活動内容 社会での共生のために障害(児)者が生活しやすい環境作りや福祉の向上を目指し、各種情報の共有と発信、各種研修、会員相互の親睦、一般の方との交流、各種相談などの諸活動を行っている。

練馬区聴覚障害者協会 (★)

問合せ先 FAX 03-6750-6187

メール deaf_nerima_ne@jcom.home.ne.jp

活動内容 区内の聴覚障害者の生活の安定を確保し、教養を高め、親睦に努め、社会への完全参加の実現を目的としている。

練馬区難聴児者を持つ親の会

問合せ先 メール nerimananchou.tokyo@gmail.com

活動内容 難聴児者の親が互いに協力し、難聴児者を取りまく教育ならびに、社会環境の改善を図ることを目的としている。

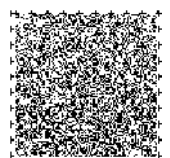
被爆者練馬の会

問合せ先 電話・FAX 03-6909-8359

活動内容 被爆者が団結し協力して、医療、生活その他の諸問題解決と親睦を図ることを目的としている。



働く場の場
ご案内



■ 特定非営利活動法人練馬精神保健福祉会（★）

（略称 NPO法人 練馬すすしろ会）

問合せ先 電話・FAX 03-3994-3382

活動内容 精神障害に関する教育啓発事業を通して、一般市民の精神保健福祉における意識の向上を目指し、ノーマライゼーション等の実現を図る。また、障害者支援事業を通して、精神障害者の福祉向上や自立支援を行い、精神障害者を持つ家族に対しては、家族支援事業として自助活動、学習支援、情報提供を行うことを目的としている。

■ ちゅうりっぷの会＜ダウン症児・者を持つ親の会＞（★）

問合せ先 電話・FAX 03-3997-4405

メール tulip1982nerima@yahoo.co.jp

HP <http://tulip-nerima.com>

活動内容 ダウン症候群児・者の療育の充実、ならびに地域社会環境の充実、会員相互の親睦を目的としている。

■ 練馬区介護人派遣センター（★）

問合せ先 電話・FAX 03-3924-7785

活動内容 どんなに重度の障害者であっても、地域の中であたり前に自立生活ができるよう共に生きる地域社会づくりの活動を行うことを目的としている。

■ 練馬区重症心身障害児（者）を守る会（★）

問合せ先 電話・FAX 03-5934-2876

メール green_leaves@jcom.home.ne.jp

活動内容 重症心身障害児者の父母またはそれに代わる者が協力して助け合い、重症心身障害児者の福祉の向上を図ることを目的としている。

■ 練馬区障害者団体連合会

活動内容 障害者団体が相互に連携し、協力しあうことにより、障害者福祉の向上を図ることを目的としている。

※団体名右側に「（★）」のある団体が構成団体です。

■ NPO法人 I am OKの会

問合せ先 電話 03-3929-1505（児童発達支援OKプラネット関町）

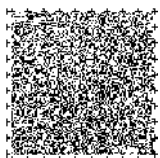
メール jidou.seki@okplanet.info

HP www.iamoknokai.info

活動内容 発達障害者（児）が地域で自己肯定感を持って安心して生活が送れるように、また保護者が安心して子育てできるよう、その福祉と教育の向上を図ることを目的としている。



働く場の場
活動の場
のご案内



こうこく 広告のページ

※ 広告の内容に関するお問合せは、区では受け付けておりません。直接、
広告に掲載されている連絡先へお問合せください。

働く意欲のある障害者の方を応援します !!

特定非営利活動法人 **練馬区障害者福祉推進機構** 〒176-0012 練馬区豊玉北4-11-7 BS第2ビル

【障害者就労支援】

就労継続支援A型 すくらむ事業所

※ 主に、練馬区立施設の清掃業務を行っています。

TEL 03-5946-4901 FAX 03-5946-4902 HP <https://www.nerima-sukuramu.com/>

【指定管理者業務】

練馬区立男女共同参画センター ・ 練馬区立勤労福祉会館

TEL 03-5946-6512 FAX 03-5946-6513 HP <https://www.nssk-npo.com/>



建物総合管理

J-REC

株式会社ジェイレック
代表取締役 加藤裕之

〒177-0053

東京都練馬区関町南1-12-4

Tel 03-3594-0597

Fax 03-3594-3439

URL: <http://www.j-rec1986.co.jp>



現在、都内施設にて多くの障がい者の方が
清掃などで活躍しています。

ビル・スポーツ施設総合管理

建物清掃全般 設備保守 警備 受付 衛生管理



株式会社 武翔総合管理

東京都練馬区豊玉北 4-11-7 武翔本社ビル

TEL 03-5946-3011 FAX 03-5946-3014

URL <http://www.busho.co.jp/>

清掃・メンテナンス・施設管理



建物総合管理

株式会社諏訪サービス社

代表取締役 諏訪 知己

TEL: 03-3970-5711

〒176-0021 東京都練馬区貫井5-17-22 FAX: 03-3825-3898

トータルビルメンテナンス



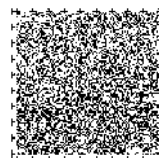
GROWING UP

株式会社グローイングアップ

〒179-0075 東京都練馬区高松5-3-20-301

TEL: 03-5923-9188 FAX: 03-5923-9198

E-mail: info@growingup.co.jp



広
告

社会参加できるような
未来につながる
支援をしています。



たまみずき

法人本部 03-5923-7188

放課後等デイサービス事業

TEL 03-6913-3719

〒177-0041
東京都練馬区石神井町7-32-7
FAX 03-5923-7189
<http://tamamizuki.jp/>
info@tamamizuki.jp



ケアサポート 相談支援事業所

訪問介護・移動支援・介護タクシー

TEL 03-5923-9186

相談支援（障害福祉）

TEL 03-5923-9223

〒178-0063
東京都練馬区東大泉1-20-31
バステルゆふ3F
FAX 03-5923-9194
<http://care.tamamizuki.jp/>
info@care.tamamizuki.jp



K's enterprise

有限会社 ケイズエンタープライズ

代表取締役 川 島 秀 彦

179-0075 練馬区高松4-16-4 ケイズビル
電話 03-5848-2336 FAX 03-5848-2339
URL <http://ks-e.co.jp>

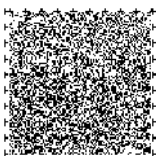


フサ コー
有限会社 房 興

取締役 片 弘安

177-0034 練馬区富士見台3-12-11-202

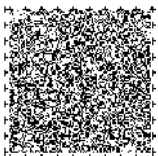
電 話 090-3529-0088



原則として、令和6年10月1日現在の内容で作成しておりますが、法律等の改正により、各種制度や内容について変更が生じることがあります。

区分		障害者総合支援法								
事項		(ホームヘルプ) 居宅介護	(ショートステイ) 短期入所	補装具費の支給	更生医療	育成医療	精神通院医療	手話通訳者の派遣	要約筆記者の派遣	移動支援
本文ページ		54	54	55	56	56	57	59	59	59
区の窓口		総合福祉事務所 (精神障害の方は保健相談所)		総合福祉事務所		保健予防課・保健相談所		総合福祉事務所		総合福祉事務所 (精神障害の方は保健相談所)
愛の手帳	1度	▲	▲							▲
	2度	▲	▲							▲
	3度	▲	▲							▲
	4度	▲	▲							▲
視覚障害	1級	▲	▲	▲	▲	▲				
	2級	▲	▲	▲	▲	▲				
	3級	▲	▲	▲	▲	▲				
	4級	▲	▲	▲	▲	▲				
	5級	▲	▲	▲	▲	▲				
	6級	▲	▲	▲	▲	▲				
平衡障害・ 語・聴覚・ 音声・言	2級	▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲	
	3級	▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲	
	4級	▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲	
	5級	▲	▲	▲	▲	▲				
	6級	▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲	
	不自由 肢体	1級	▲	▲	▲	▲	▲			
2級		▲	▲	▲	▲	▲				▲
3級		▲	▲	▲	▲	▲				▲
4級		▲	▲	▲	▲	▲				▲
5級		▲	▲	▲	▲	▲				▲
6級		▲	▲	▲	▲	▲				▲
内部障害	1級	▲	▲	▲	▲	▲				▲
	2級	▲	▲	▲	▲	▲				▲
	3級	▲	▲	▲	▲	▲				▲
	4級	▲	▲	▲	▲	▲				▲
脳性まひ										
進行性筋萎縮症										
難病		▲	▲	▲						▲
精神障害		▲	▲				▲			▲
年齢等					18歳以上の身体障害者手帳所持者	18歳未満				
所得制限				18歳以上有	有	有	有			
併給制限等		介護保険優先	介護保険優先	介護保険優先						〈本文参照〉

●印はおおむね全部が対象となり、▲印は一部のみが対象となっています。



この表は、各事項の対象者を概略で示したものです。
各事項を利用するには、利用条件等がありますので、必ず担当窓口で確認してください。

障害者総合支援法						障害者総合支援法と 関連する事業	
訪問入浴サービス	自動車運転教習費の助成	自動車改造費の助成	日常生活用具の給付	住宅設備改善費の給付	緊急通報システム	緊急一時保護 家庭委託	重度脳性まひ者の介護
60	61	61	63～68	63、68	62	69	69
総合福祉事務所							
▲	▲		▲			●	
▲	▲		▲			●	
	▲		▲			●	
	▲		▲			●	
▲	▲		▲		▲	●	
▲	▲		▲		▲	●	
	▲		▲				
			▲				
			▲				
			▲				
▲	▲		▲		▲	●	
	▲		▲				
	▲		▲				
	▲		▲				
	▲		▲				
▲	▲		▲		▲	●	
▲	▲		▲		▲	●	
	▲		▲				
	▲		▲				
	▲		▲				
						●	▲
						●	
			▲	▲	▲		
			▲				
	運転免許証の交付を受けた者	18歳以上			新規は65歳未満		20歳以上
	有						
介護保険対象者を除く		上肢、下肢、体幹機能障害者に限る	介護保険優先	介護保険優先			〈本文参照〉

●印はおおむね全部が対象となり、▲印は一部のみが対象となっています。



原則として、令和6年10月1日現在の内容で作成しておりますが、法律等の改正により、各種制度や内容について変更が生じることがあります。

区分		年金・手当											
事項		(都の制度) 重度心身 障害者手当	(国の制度) 特別障害者 手当	(国の制度) 障害児福祉 手当	(区の制度) 心身障害者 福祉手当	(国の制度) 扶養児童 特別児童 手当	(都の制度) 児童育成手 当	(都の制度) 児童育成手 当	(国の制度) 児童扶養手 当	(都の制度) 心身障害者 扶養共済	(国民年金) 障害基礎年金		
本文ページ		74	72	73	74	76	75	75	77	82	80		
区の窓口		総合福祉事務所			総合福祉事務所 (精神障害の方は保健 予防課または保健相談 所)	子育て支援課				総合福祉 事務所	国保年金課		
愛の手帳	1度	各東京福祉都心身障害者福祉センターの医師が判定を行います。	専用 の 診 断 書 に よ り 判 定 し ま す。 各 福 祉 事 務 所 へ お 問 い 合 わ せ く だ さ い。	●	●	●			●	国民年金については、国保年金課国民年金係へお問い合わせください。 Tel 03-5984-4561			
	2度			●	●	●			●				
	3度			●	▲	●			●				
	4度			●	▲				●				
視覚障害	1級			●	●	●	●	●	●		●		
	2級			●	●	●	●	●	●		●		
	3級			●	●						●		
	4級												
聴覚・言語・音声・平衡障害	2級			●	●	●	●	●	●		●		
	3級			●	●						●		
	4級												
	5級												
不自由	1級			●	●	●	●	●	●		●		
	2級			●	●	●	●	▲	▲		●		
	3級			●	▲		▲(下肢の一部)	▲(下肢の一部)	▲(下肢の一部)		●		
	4級				▲(下肢の一部)								
内部障害	1級			●	▲	●	●	●	▲		●		
	2級			●	▲	●	●	●	▲		●		
	3級			●	▲						●		
	4級				▲								
脳性まひ						●		●				▲	
進行性筋萎縮症						●		●				▲	
難病						●							
精神障害						●(手帳1級)	▲		▲		▲	▲	
年齢等		新規は65歳未満	20歳以上	20歳未満	新規は65歳未満	20歳未満		〈本文参照〉	〈本文参照〉	〈本文参照〉	20歳以上		
所得制限		有	有	有	有	有	有	有		有(20歳前の障害のみ)			
併給制限等				〈本文参照〉	児童育成手当(障害手当)	公的年金(児童)	心身障害者福祉手当		公的年金〈本文参照〉		老齢基礎年金		

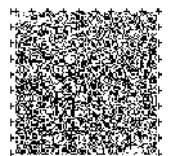
●印はおおむね全部が対象となり、▲印は一部のみが対象となっています。
経過的手当は、新たに認定になる対象者はありません。



この表は、各事項の対象者を概略で示したものです。
各事項を利用するには、利用条件等がありますので、必ず担当窓口で確認してください。

医療					日常生活の支援				
心身障害者医療費助成	小児慢性特定疾病医療費助成	難病等医療費助成	ひとり親家庭等医療費助成	入院資金の貸付	タクシー券（福祉タクシー）	リフト付福祉タクシー	紙おむつの支給	身体障害者補助犬の給付	車いす、介護用ベッドの貸出し
85	85	85	90	89	93	93	94	94	96
総合福祉事務所（精神障害の方は保健予防課または保健相談所）	保健予防課・保健相談所		子育て支援課	総合福祉事務所	総合福祉事務所・保健予防課	総合福祉事務所・障害者サービス調整担当課	総合福祉事務所		
●				●	●	▲	●		介護保険サービスの対象とならない方で、けがや病気などで一時的に必要な方に車いす、介護用ベッドを貸し出します。
●				●	●	▲	●		
				●		▲			
				●		▲			
●			●	●	●	▲	●	▲	
●			●	●	●	▲	●		
				●	●	▲			
				●		▲			
				●		▲			
●			●	●		▲	●	▲	
				●		▲			
				●		▲			
				●		▲			
				●		▲			
●			●	●	▲（下肢／体幹／移動）	▲	●	▲	
●			▲	●		▲	●	▲	
			▲（下肢の一部）	●		▲			
				●		▲			
				●		▲			
●			▲	●	●	▲	●		
●			▲	●	●	▲	●		
●				●	●	▲			
				●		▲			
				せは65歳以上の方 くお問い合 ださい。わ					
●（手帳1級）	▲	●	▲		●（手帳1級）	▲			
新規は65歳未満	18歳未満		〈本文参照〉		新規は65歳未満		新規は3歳から65歳未満	18歳以上	
有	有	有	有		有		有	有	
〈本文参照〉					〈本文参照〉	〈本文参照〉	〈本文参照〉		

●印はおおむね全部が対象となり、▲印は一部のみが対象となっています。



区分		情報の支援						
事項		点字広報 声の広報 点字便利帳 声の便利帳	点字版区議会だより 声の区議会だより	区議会のしおり	点字資料の貸出	録音資料の貸出	対面朗読	来館が困難な方 への資料郵送 サービス
本文ページ		103	103	103	105	105	105	105
区の窓口		広聴 広報課	議会 事務局		光が丘図書館			
愛の手帳	1度				●	●	●	
	2度				●	●	●	
	3度				●	●	●	
	4度				●	●	●	
視覚障害	1級	視覚に障害があり希望する方			●	●	●	●
	2級				●	●	●	●
	3級				●	●	●	●
	4級				●	●	●	●
	5級				●	●	●	●
	6級				●	●	●	●
語・聴覚・ 音声・言 平衡障害	2級							
	3級							
	4級							
	5級							
	6級							
不自由 肢体	1級							●
	2級							●
	3級							
	4級							
	5級							
	6級							
内部障害	1級							●
	2級							●
	3級							●
	4級							
脳性まひ								介護保険要介護1～5 の方も対象となります。
進行性筋萎縮症								
難病								
精神障害								
年齢等								
所得制限		希望する方に無料で配布						
併給制限					図書館利用 要登録			図書館利用 要登録

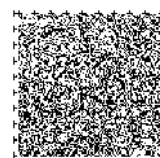
■印は障害者控除の要件を満たす場合のみ対象となります。



この表は、各事項の対象者を概略で示したものです。
各事項を利用するには、利用条件等がありますので、必ず担当窓口で確認してください。

[illegible]

※ 手帳を所持していなくても、65歳以上で介護保険要介護1～5で、総合福祉事務所から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた場合は対象となります。



原則として、令和6年10月1日現在の内容で作成しておりますが、法律等の改正により、各種制度や内容について変更が生じることがあります。

区分		余暇・学習						
事項		障害者 ホーム 東京 都 休 養	障害者 温水プ ール 専用	あすな ろ 青年 学級	青年日 曜 級	青年と もし び 級	青年ひ まわ り 級	パソ コン 教室 初心者
本文ページ		127	128	129	129	130	130	134
区の窓口		総合 福祉 事務所	区立 温水 プール	春日町青少年館				心身障害者 福祉センター
愛の手帳	1度	●	●					●
	2度	●	●			●	●	●
	3度	●	●		●	●	●	●
	4度	●			●	●		●
視覚障害	1級	●	●					●
	2級	●	●					●
	3級	●	●					●
	4級	●	●					●
	5級	●	●					●
	6級	●	●					●
語・聴覚・ 音声・言 平衡障害	2級	●	●					●
	3級	●	●					●
	4級	●	●					●
	5級	●	●					●
	6級	●	●					●
不自由 肢体	1級	●	●	●				●
	2級	●	●	●				●
	3級	●	●	●				●
	4級	●	●					●
	5級	●	●					●
	6級	●	●					●
内部障害	1級	●	●					●
	2級	●	●					●
	3級	●	●					●
	4級	●	●					●
脳性まひ								●
進行性 筋萎縮症								▲
難病								▲
精神障害		●	●					●
年齢等				15～39歳				
所得制限								
併給制限								

●印はおおむね全部が対象となり、▲印は一部のみが対象となっています。



この表は、各事項の対象者を概略で示したものです。
各事項を利用するには、利用条件等がありますので、必ず担当窓口で確認してください。

[illegible]

●印はおおむね全部が対象となり、▲印は一部のみが対象となっています。



けんさく キーワード検索

あ行

愛の手帳	28
青い鳥はがき	117
ETC（有料道路）	115
育成医療	56
移動支援	59
医療費助成	56・85～90
NHK放送受信料	117

か行

介護給付	38・39
紙おむつ	94
休養ホーム	127
緊急一時保護	69
緊急通報（聴覚・言語障害者）	100
区営住宅	153
区報（ねりま区報）	103
グループホーム	38・40
訓練等給付	38・40
権利擁護	101
更生医療	56
ごみの戸別訪問収集	99

さ行

歯科診療	91・92
自転車駐車場（使用料の免除）	116
自動車運転教習費	61
自動車改造費	61
自動車税の減免	110・111
自動車燃料費	159
社会福祉協議会	24
集会所	123
住宅	153～158
就労	143～152
手話	61・133
手話通訳	59
障害者団体	163・164
障害支援区分	39
ショートステイ（短期入所）	38・39・54
所得税の障害者控除	108
身体障害者手帳	27
水道・下水道料金（免除）	117
ストマ装具	67
成年後見	101

精神障害者保健福祉手帳	29
精神通院医療	57
青年学級	129・130
選挙	125・126
相談員（身体・知的・精神）	18・19

た行

タクシー券（福祉タクシー）	93
タクシー料金	115
地域活動支援センター	59・60
地域生活支援事業	38・59
駐車禁止除外ステッカー	161
通所施設	別冊版
手当	72～79
鉄道運賃（割引）	113・114
点字	131
点字図書	105・106
電話番号案内	118
都営交通無料乗車券	114
都営住宅	153～155

な行

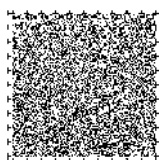
入浴サービス	60
年金（障害基礎年金ほか）	80～84

は行

パソコン	131・134
ピアカウンセリング	23
福祉園	別冊版
福祉作業所	別冊版
福祉用具の給付（日常生活用具）	63～68
ヘルパーの派遣（ホームヘルプ）	54
便利帳（わたしの便利帳）	103
補助犬	94
補装具	55・56

ま・や・ら・わ行

マル障受給者証	85
民生委員	19
郵便料金（割引）	118
有料道路（割引）	115
要約筆記	59
リフト付きタクシー	93
利用者負担	51～53
レインボーワーク	143



ねりまく 練馬区バリアフリーマップ 「あんしんおでかけマップ」

区立施設等のバリアフリー設備情報（入口の段差、車いす対応トイレ、オストメイト、男性用サニタリーボックス、エレベーター、ベビーベッド、車いす利用者用駐車場の有無等）を掲載しています。



ホームページ https://nerimaku-bfmap.jp/machikado/nerima_city/barrierfree/index.html

- パソコン、スマートフォン、タブレットからご利用いただけます。
- 外出される際に、安心してお出かけできるよう、事前に区立施設等のバリアフリー設備情報を確認することができます。
- 外出先で困ったときに、車いす対応トイレなど必要な機能を備えた近くの区立施設等を検索することができます。



練馬区バリアフリーマップ
ホームページ二次元コード

【お問い合わせ先】

福祉部管理課ひと・まちづくり推進係 電話 03-5984-1296 FAX 03-5984-1214

障害者福祉のしおり 令和6年（2024年）10月
発行 練馬区
編集 練馬区 福祉部 障害者施策推進課 管理係
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1
電話 03（5984）4598 FAX 03-5984-1215
印刷 金精社

このしおりにつきまして、ご意見ご要望をお寄せください。
次回発行の参考にさせていただきます。

